

第3期

朝来市 障害者計画

第5期

朝来市障害福祉計画



平成30年3月
朝来市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 主要な障害者関連法の制定・改正の動き	3
3 計画の位置づけ	5
4 計画の対象	7
5 計画の期間	7
6 計画の策定体制	8
7 障害のある人を取り巻く状況	10
(1) 障害者手帳所持者の推移	10
(2) 障害児・者アンケート調査結果からみる生活とニーズ	20
(3) 団体・事業所等調査結果からみる課題	29
8 前期計画の進捗状況と課題	33
第2章 計画の基本的な考え方	35
1 基本理念・視点	35
2 基本目標	36
3 施策の体系	38
第3章 施策の展開	39
基本目標1 自立した生活支援の推進	40
基本施策(1) 意思決定支援の推進	40
基本施策(2) 相談支援体制の充実	41
基本施策(3) 福祉サービスの充実	43
基本施策(4) 障害のある子どもに対する支援の充実	45
基本施策(5) 障害福祉を支える人材の育成・確保	47
基本目標2 保健・医療の推進	48
基本施策(1) 障害の予防と早期発見・早期対応の推進	48
基本施策(2) 医療・診療体制の整備・充実	50
基本施策(3) 精神保健・医療の適切な提供等	51
基本施策(4) 難病に関する保健・医療施策の推進	53
基本目標3 安全・安心な生活環境の整備	54
基本施策(1) 住まいの確保	54
基本施策(2) 利用しやすい福祉のまちづくりの推進	55
基本施策(3) 防災、防犯等の推進	56
基本施策(4) 地域福祉の推進	57
基本目標4 教育の振興	58
基本施策(1) インクルーシブ教育システムの推進	58

基本施策(2) 教育環境の整備	60
基本施策(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実	61
基本目標5 雇用・就業、経済的自立の支援	62
基本施策(1) 障害者雇用の促進	62
基本施策(2) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業機会の確保	63
基本施策(3) 経済的自立の支援	64
基本目標6 社会参加の促進	65
基本施策(1) 移動支援の充実	65
基本施策(2) 意思疎通支援の充実	66
基本施策(3) 情報の利用のしやすさの向上	67
基本目標7 差別の解消、権利擁護等の推進	68
基本施策(1) 障害を理由とする差別の解消の推進	68
基本施策(2) 権利擁護の推進、虐待の防止	69
基本施策(3) 行政等における配慮の充実	70
基本施策(4) とともに理解し合うための地域づくり	72
第4章 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画	73
1 第5期障害福祉計画における成果目標	73
(1) 施設入所者の地域生活への移行	73
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	75
(3) 地域生活支援拠点等の整備	76
(4) 公営住宅を活用したグループホーム等の整備	76
(5) 福祉施設から一般就労への移行	77
(6) 本市の知的・精神障害のある人の採用等	79
(7) 本市の福祉的就労の商品等の優先発注等	80
2 第1期障害児福祉計画における成果目標	83
(1) 児童発達支援センターの整備	81
(2) 保育所等訪問支援体制の構築	81
(3) 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	81
(4) 医療的ケアが必要な子どもの支援のための関係機関の協議の場の設置	82
3 第5期障害福祉計画／障害福祉サービスの見込量と確保策	83
(1) 障害者総合支援法に基づくサービス事業体系	83
(2) 訪問系サービス	84
(3) 日中活動系サービス	86
(4) 居住系サービス	93
(5) 計画相談支援・地域相談支援	95

4	第5期障害福祉計画／地域生活支援事業の見込量と確保策	97
(1)	必須事業	97
(2)	任意事業	105
5	第1期障害児福祉計画／障害児支援の見込量と確保策	106
(1)	障害児通所支援	107
(2)	障害児訪問支援	107
(3)	障害児相談支援	109
(4)	医療的ケアが必要な子どものためのコーディネーターの配置	110
(5)	子ども・子育て支援事業計画との連携	110
第5章	計画の推進に向けて	114
1	各主体の役割	114
2	連携体制の強化	115
3	計画の進行管理	116
資料編		117
1	計画策定の経過	117
2	用語の説明	121

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

本市では、平成19年3月に、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」と障害者自立支援法に基づく「市町村障害福祉計画」とが一体となった「朝来市障害者計画・障害福祉計画」を策定しました。

平成20年度には「第2期朝来市障害福祉計画」、平成23年度には「第3期朝来市障害福祉計画」の見直しを行いました。「朝来市障害者計画」は平成23年度までの5か年計画でしたが、国が障害者自立支援法に代わる法律を検討していたこともあり、計画期間を平成25年度まで延長し、施策・事業を展開してきました。

障害者自立支援法に代わる法律は、平成24年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）として成立し、平成25年4月に一部が施行されました。この法律の障害者自立支援法からの主な改正点は、①制度の谷間を埋めるため、障害のある人の範囲に「難病等」を加えたこと、②従来の「障害程度区分」を改め、障害の程度の判断に心身の状態を配慮することができる「障害支援区分」を創設したこと、③障害のある人に対する支援として、重度肢体不自由等で常時介護を要する重度訪問介護の対象を拡大したことや、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に一元化したこと、また、障害のある人の地域での生活に関する支援、啓発活動を拡大したこと、④障害福祉サービス等の提供体制を確保するサービス基盤の計画的な整備を行うこと、以上の4点でした。

平成26年3月に「第2期朝来市障害者計画」を策定し、計画期間は平成26年度から平成29年度までの4か年としました。また、平成27年3月には障害者総合支援法に基づく計画として「第4期朝来市障害福祉計画」（以下「第4期計画」という。）を策定しました。両計画はともに平成29年度をもって計画期間が終了することから、計画の見直しを行うことになりました。

この間、平成28年6月には、障害福祉計画策定の根拠法となる「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、計画策定のための「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）も改正されました。また、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において「障害児福祉計画」を策定することが義務づけられました。

国においては、障害者基本法に基づく「障害者基本計画（第3次）」が平成25年9月に策定されましたが、平成25年度から平成29年度までの計画期間が終了することから、平成29年度に見直しを行い、「障害者基本計画（第4次）」が策定される予定となっています。

本市がこの度策定する計画は、障害者基本法に基づく「第3期朝来市障害者計画」と「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」及び基本指針に基づく「第5期朝来市障害福祉計画（第1期朝来市障害児福祉計画を内包）」で、一体的に策定します。

「第3期朝来市障害者計画」は、福祉をはじめ、保健・医療、教育、就労、生活支援、まちづくり等障害者関連の施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

「第5期朝来市障害福祉計画（第1期朝来市障害児福祉計画を内包）」は、障害のある人及び障害のある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に関する平成32年度末の数値目標（成果目標）を設定するとともに、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援及び障害児入所支援、障害児相談支援を提供するための体制の確保を計画的に進めることを目的としています。

2 主要な障害者関連法の制定・改正の動き

第4期計画策定以降の主要な障害者関連法の制定・改正は、以下のとおりです。

(1) 「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」

（平成28年4月施行）

障害のある人に対する差別の禁止や合理的配慮の提供の義務が規定されています。

- ① 「差別の解消の推進に関する基本方針」平成27年2月24日閣議決定
- ② 関係府省庁における対応要領、事業分野別の対応指針の策定
・・・対応要領を策定済みの市町村は平成29年4月時点で61.6%

(2) 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」

（平成28年4月施行）

雇用の分野における障害のある人に対する差別の禁止及び障害のある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)を定めるとともに、障害のある人の雇用に関する状況を踏まえ、精神障害のある人を法定雇用率の算定基礎に加えるなどの措置を講ずることが規定されています。

合理的配慮の提供の義務については、事業主に、障害のある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付けています。(ただし、当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除きます。)

(3) 「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」

（平成28年5月施行）

認知症、知的障害その他の精神上の障害のある人の財産の管理や日常生活等を支える重要な手段である成年後見制度について、利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため定められました。

(4) 「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」

（一部の規定を除き、平成30年4月施行）

障害のある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、障害のある高齢者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うため改正されました。その概要は、次のとおりです。

① 障害のある人の望む地域生活の支援

- 施設入所支援や共同生活援助利用者などを対象に、円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行う「自立生活援助」サービスを新設する。
- 一般就労へ移行した障害のある人で、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるよう、「就労定着支援」サービスを新設する。
- 重度訪問介護利用の最重度の障害のある人に対し、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする。

② 障害のある高齢者による介護保険サービスの円滑な利用の促進

- 長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の障害のある人が、65歳になり介護保険サービスを利用する場合に、所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける。

③ 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供する「居宅訪問型児童発達支援」サービスを新設する。
- 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する。
- 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めることとする。
- 障害児のサービスに係る提供体制を計画的に確保するため、自治体において障害児福祉計画を策定する。

④ サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与も可能とする。
- 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、必要な規定を整備する。

(5) 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」

（平成28年8月施行）

改正のポイントとして、次の点があげられます。

- ① 障害者基本法の理念にのっとり、共生社会の実現に資することを目的としている。
- ② 発達障害者の定義を、発達障害及び「社会的障壁」により日常生活または社会生活に制限を受ける者と規定し、「社会的障壁」とは、発達障害のある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものと規定する。
- ③ 発達障害の支援は「社会参加の機会の確保、地域社会における他の人々との共生が妨げられないこと」や「社会的障壁の除去に資すること」「個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、関係機関等の緊密な連携の下に、意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行うこと」を基本理念とする。
- ④ 国及び地方公共団体の責務として、総合的な相談体制を整備する。
- ⑤ 国民の責務として、個々の発達障害の特性等に関する理解を深め、発達障害者の自立及び社会参加に協力するよう努めることとする。

①から⑤実現のため、発達障害者（児）の支援施策として、発達障害の疑いのある場合の支援、普通級に通う発達障害児に対する支援計画や指導計画の作成、就労支援及び就労定着支援、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援、権利利益の擁護、司法手続きにおける意思疎通手段の確保等の配慮、家族等への情報提供や相互の支えあい活動の支援等を規定する。

(6) 「地域共生社会」の実現に向けた取組の推進等

(社会福祉法、老人福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法等の改正)

「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律」の成立後、「地域共生社会の実現に向けた取組の推進等」に向けて、「社会福祉法」をはじめ関連福祉法が改正されました。「地域共生社会の実現に向けた取組の推進等」に関する内容は、次のようなものとなっています。

- ① 地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記（「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定）する。
- ② 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定する。
 - 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制整備
 - 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制
- ③ 市地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。
- ④ 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置づける。

3 計画の位置づけ

「第3期朝来市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村計画」として位置づけられ、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための本市の障害者施策に関する基本的な計画で、国の「障害者基本計画（第4次）」（計画期間：平成30年度から平成34年度）及び兵庫県の「ひょうご障害者福祉計画」（平成27年度から平成32年度）の考え方を踏まえたものとしています。

「第5期朝来市障害福祉計画（第1期朝来市障害児福祉計画を内包）」は、①「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく、市町村障害福祉計画（第5期）と②「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく、市町村障害児福祉計画（第1期）の2つの法定計画として位置づけられます。

障害福祉計画は、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業が計画的に提供されるよう、数値目標やサービス見込量と確保策などを定め、達成に向けて円滑な実施を目的に策定するものです。

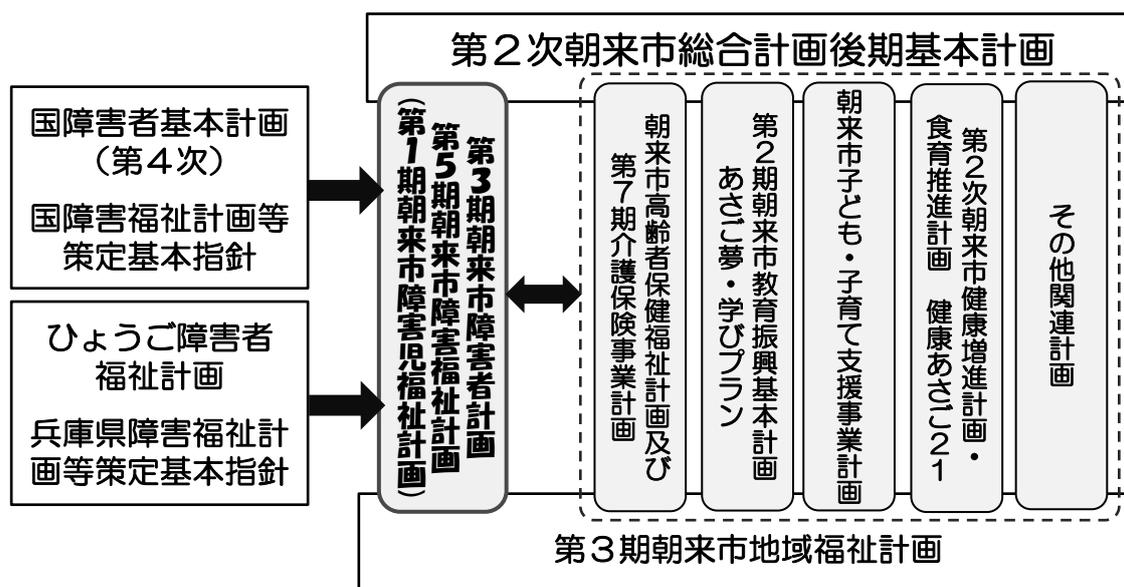
障害児福祉計画は、これまで障害福祉計画に含まれていた障害児支援について、改正児童福祉法に基づき、サービス提供体制の構築を図ることを目的に新たに策定するもので、両計画は、国及び兵庫県の基本指針を踏まえるとともに、本市の実情を勘案した内容としています。

また、この3つの計画は、本市のまちづくりの方向を定める「第2次朝来市総合計画後期基本計画」（平成30年度から平成33年度）と本市の地域福祉の指針となる「第3期朝来市地域福祉計画」（平成29年度から平成33年度）を上位計画とします。

さらに、「朝来市高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画」（平成30年度から平成32年度）、「朝来市教育振興基本計画 第2期あさご夢・学びプラン」（平成27年度から平成31年度）、「朝来市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度から平成31年度）、「第2次朝来市健康増進計画・食育推進計画 健康あさご21」（平成28年度から平成37年度）等関連計画との整合性を持たせています。

なお、「第3期朝来市障害者計画」及び「第5期朝来市障害福祉計画」「第1期朝来市障害児福祉計画」の3つの計画は、一体的に策定しています。

■計画の位置づけ



4 計画の対象

本計画で、「障害のある人」とは、年齢にかかわらず、障害者基本法第2条の規定に基づく「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とし、「高次脳機能障害のある人」や「難病に起因する、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人」等も含まれます。

また、「障害のある子ども」という場合は、児童福祉法による18歳未満としています。

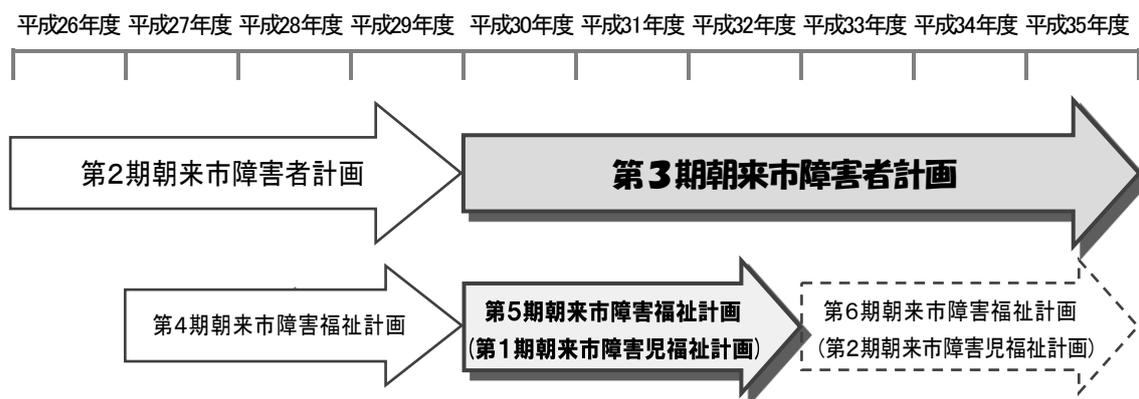
5 計画の期間

「第3期朝来市障害者計画」は、平成30年度から平成35年度までの6年間を計画期間とします。

また、「第5期朝来市障害福祉計画（第1期朝来市障害児福祉計画を内包）」は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

なお、関係法令の施行や制度改正等の社会経済情勢やニーズの変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

■ 計画の期間



6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市民の参画を得るとともに、市民のニーズを把握・反映させるために、次のような機会を設定しました。

① 朝来市障害者計画及び障害福祉計画策定検討委員会

学識経験者、保健福祉医療関係者、行政機関及び公共的団体の代表者、公募委員等で構成される「朝来市障害者計画及び障害福祉計画策定検討委員会」において審議を行いました。

② 障害のある人へのアンケート調査

市内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者全員を対象に、生活状況や今後の希望、障害福祉サービスの利用等のニーズを把握するため、アンケート調査を実施しました。

■アンケート調査の概要

項目	内容
調査対象者	市内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人全員（悉皆調査）
調査期間	平成29年9月8日から9月20日を基本とし、10月初旬まで回収
調査方法	配布・回収ともに郵送
配布・回収状況	18歳未満 配布数：107件 回収数：47件 回収率：43.9%
	18歳以上 配布数：1,817件 回収数：949件 回収率：52.2%

③ 障害児・者団体に対するアンケート調査

団体の活動状況や障害福祉サービスに対するニーズ、本市の障害者施策への要望等を把握するため、障害児・者団体5団体に対して、アンケート調査を実施しました。

④ 和田山特別支援学校に対するアンケート調査

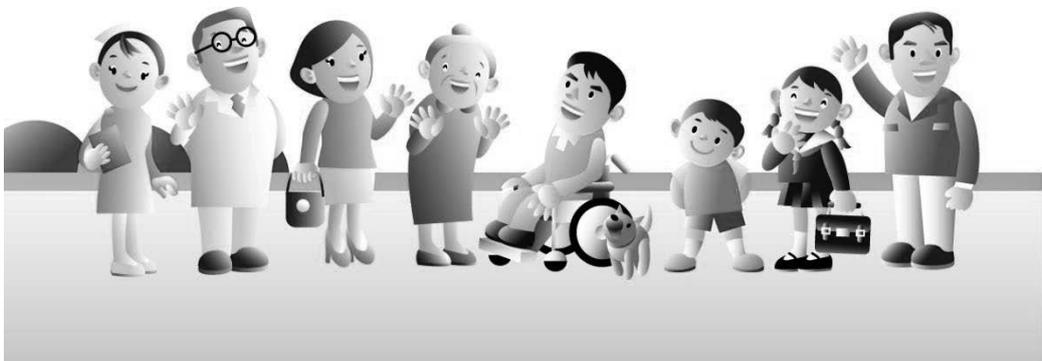
障害のある子どもの通学状況や卒業生の進路の状況、学校生活や卒業後の生活の課題、地域の学校との連携状況や課題などを把握するため、和田山特別支援学校に対するアンケート調査を実施しました。

⑤ サービス提供事業所に対するアンケート調査

障害福祉サービスの提供状況や今後の増員・参入予定、新規事業への参入意向、事業所運営上の課題等を把握するため、6事業所に対して、郵送によるアンケート調査を実施しました。

⑥ パブリックコメントの実施

計画内容について、市民から幅広く意見を募集し、最終的な意思決定を行うために、平成30年1月30日（火）から2月20日（火）まで、計画素案に対するパブリックコメントを実施しました。

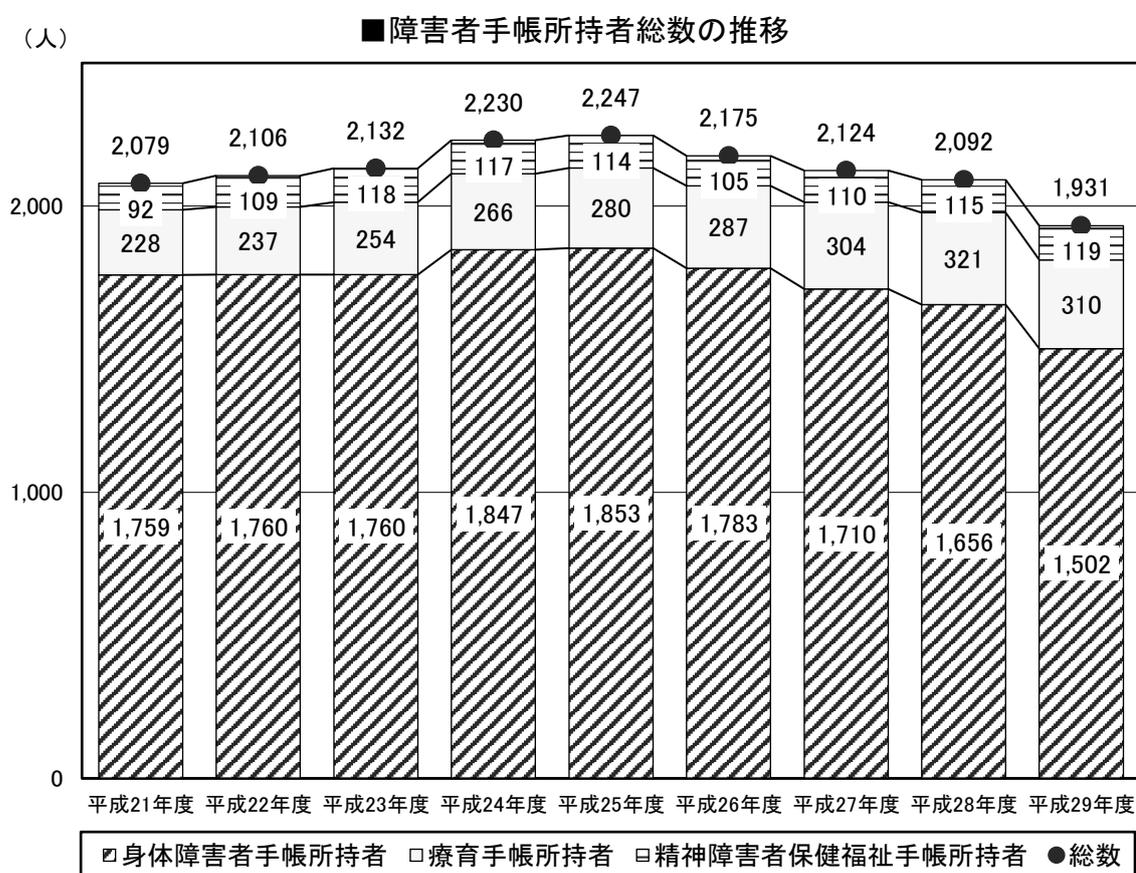


7 障害のある人を取り巻く状況

(1) 障害者手帳所持者の推移

① 障害者手帳所持者総数の推移

本市の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者それぞれの合計は、平成25年度をピークに減少しています。平成29年7月末現在では1,931人です。ただし、手帳を重複して所持している人もいるため、延べ人数となります。また、難病等疾患のある人や発達障害で、それぞれ障害者手帳を所持していない人もあり、障害のある人はこの数字よりも多いです。



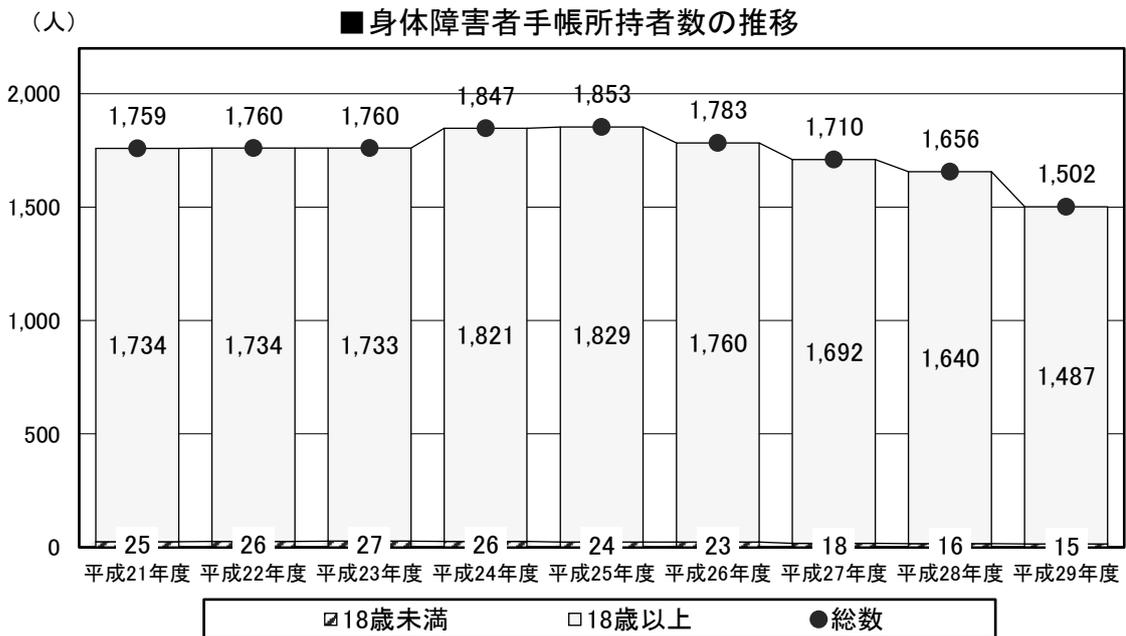
資料：社会福祉課調べ（平成21年度から平成28年度は3月末現在、平成29年度は身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者が7月末現在、精神障害者保健福祉手帳所持者が6月末現在）

② 身体障害のある人の状況

1) 身体障害者手帳所持者数

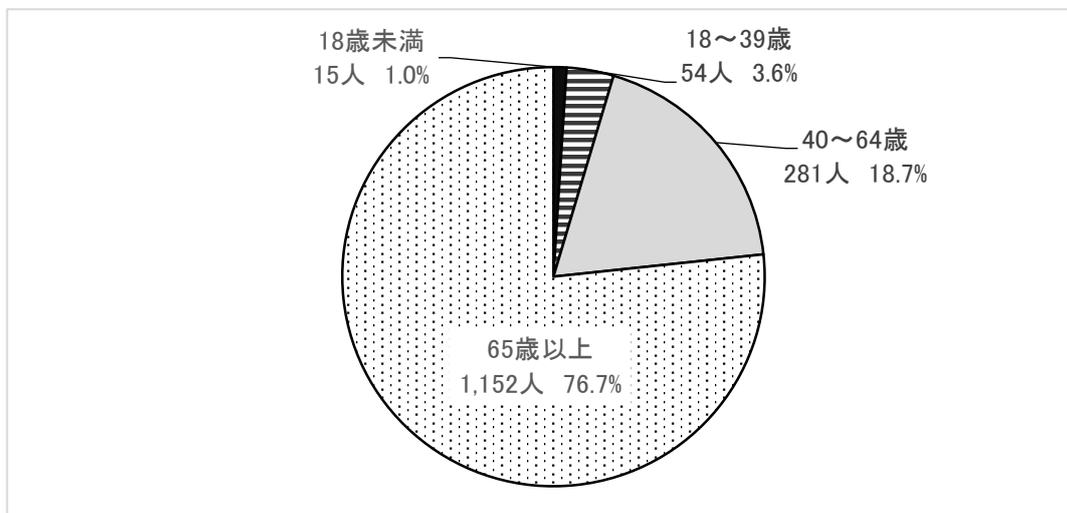
身体障害者手帳所持者数は、平成29年7月末現在では1,502人で、うち18歳未満が15人、18歳以上が1,487人となっています。65歳以上の高齢者は1,152人で、身体障害者手帳所持者全体の76.7%とおよそ4分の3を占めています。

身体障害者手帳所持者数は、平成25年度の1,853人をピークに、平成26年度以降は減少しています。



資料：社会福祉課調べ（平成21年度から平成28年度は3月末現在、平成29年度は7月末現在）

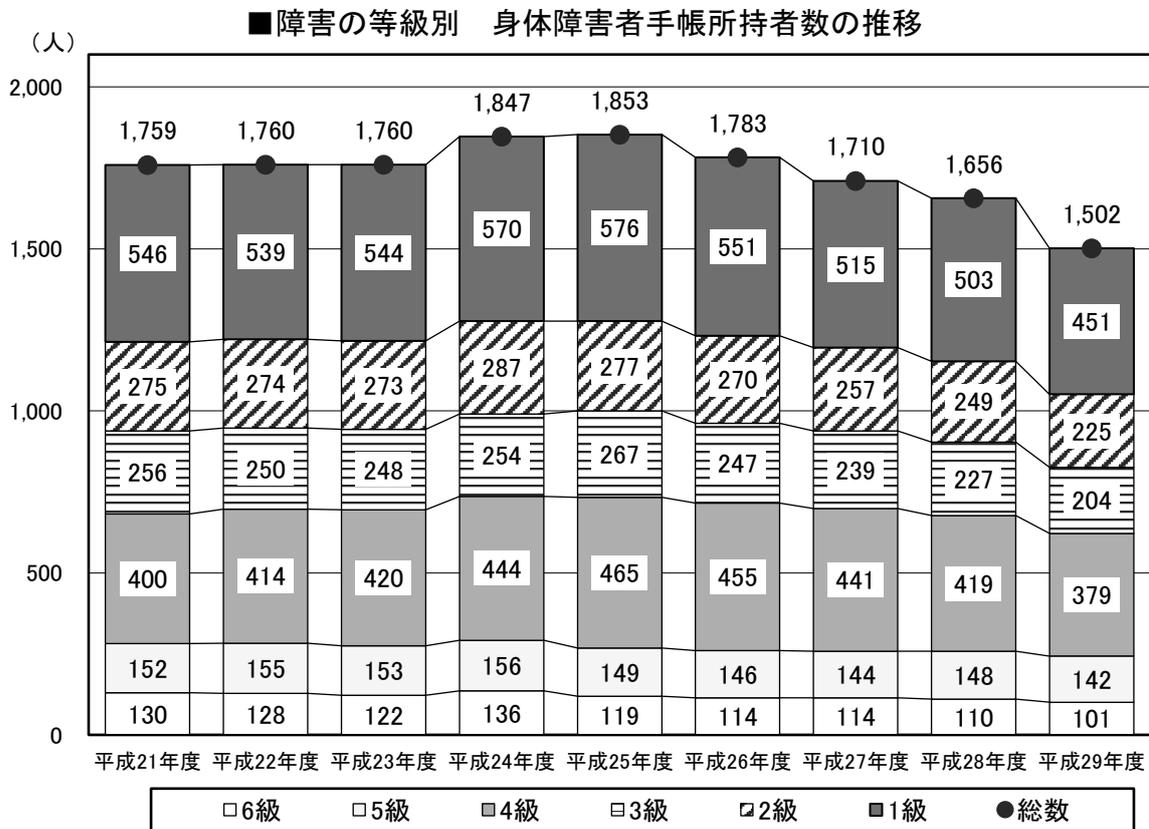
■ 年齢4区分別 身体障害者手帳所持者数



資料：社会福祉課調べ（平成29年7月末現在）

2) 障害の等級別身体障害者手帳所持者数

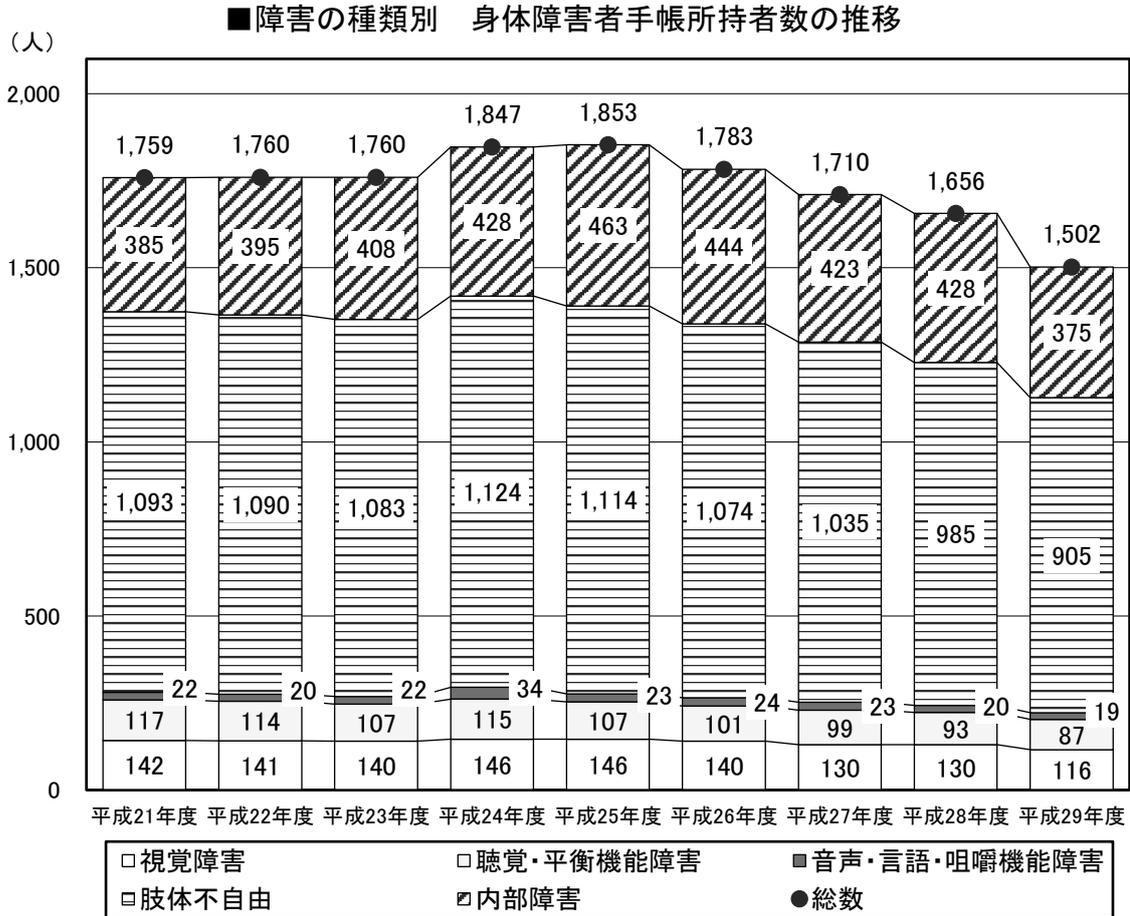
1級及び2級の重度の人が、平成29年7月末現在では676人で、平成24年度の857人をピークに減少が続いています。



資料：社会福祉課調べ（平成21年度から平成28年度は3月末現在、平成29年度は7月末現在）

3) 障害の種類別身体障害者手帳所持者数

平成29年7月末現在の障害の種類別身体障害者手帳所持者数の構成をみると、「肢体不自由」が905人で最も多くなっています。次いで「内部障害」が375人、「視覚障害」が116人、「聴覚・平衡機能障害」が87人、「音声・言語・咀嚼機能障害」が19人となっています。

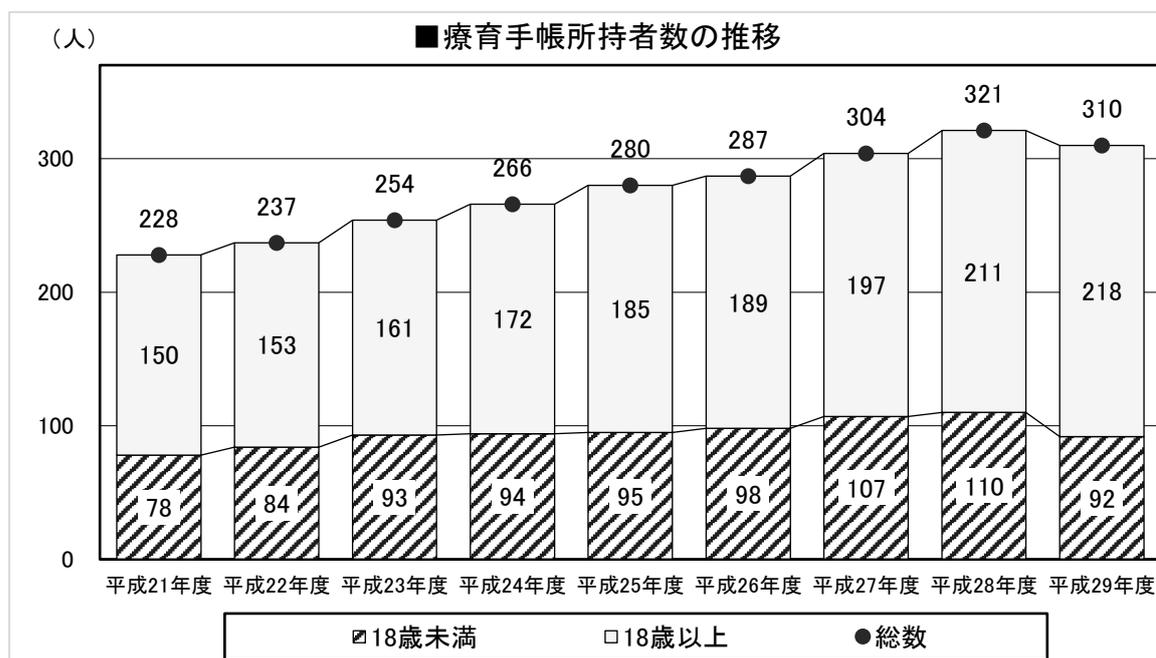


③ 知的障害のある人の状況

1) 療育手帳所持者数

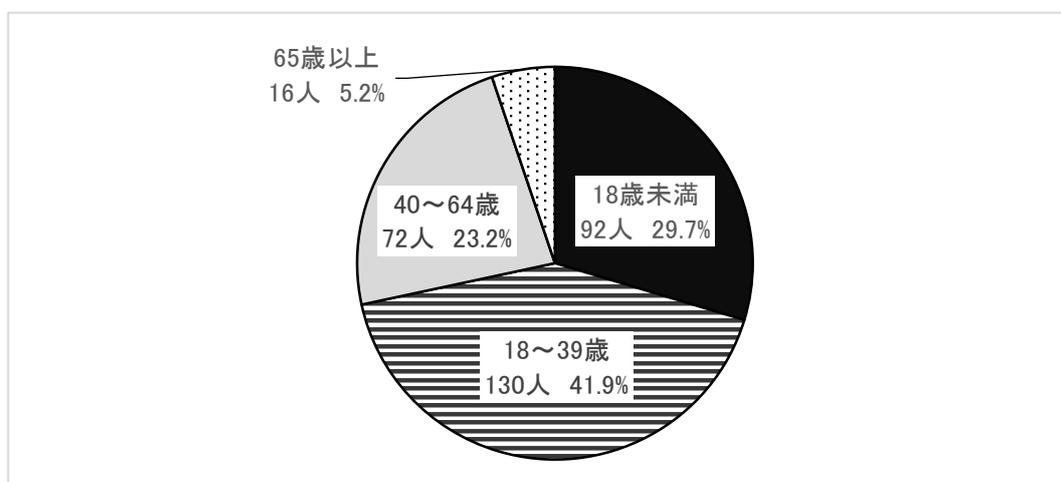
療育手帳所持者数は増加を続け、平成28年度末では321人となりましたが、平成29年7月末現在では310人とわずかながら減少傾向を示しています。そのうち、18歳未満が92人、18歳以上が218人で、18歳以上は平成29年7月末現在も増加しています。

また、65歳以上の高齢者は16人、40～64歳が72人、18～39歳の青年層が130人で最も多く、全体の41.9%を占めています。



資料：社会福祉課調べ（平成21年度から平成28年度は3月末日現在、平成29年度は7月末現在）

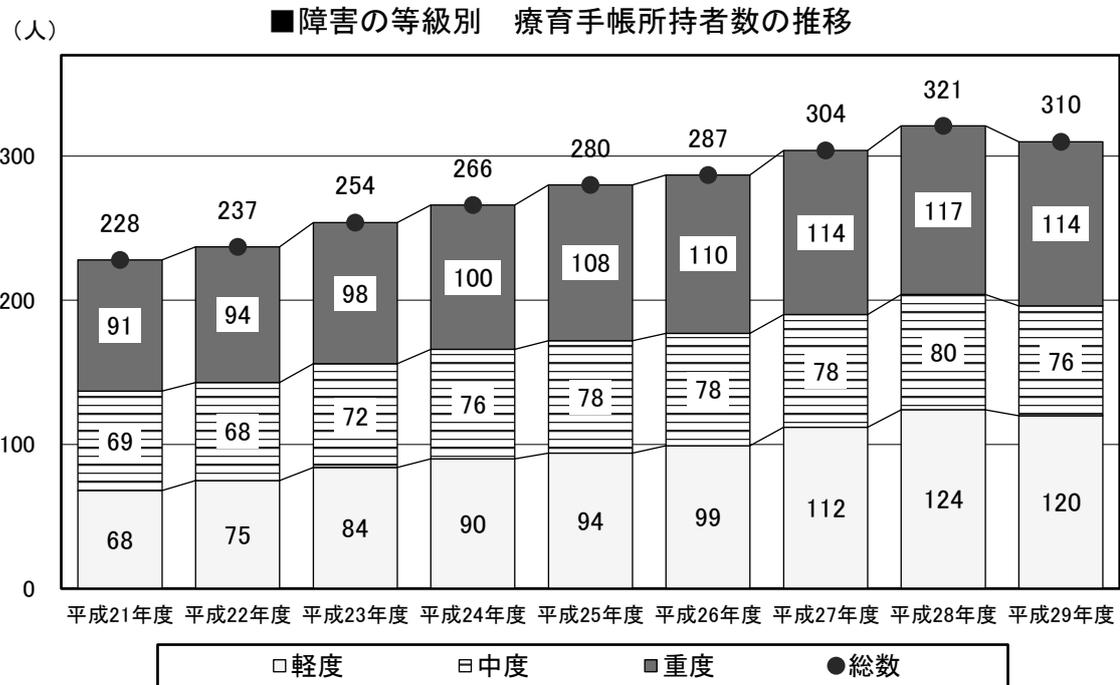
■年齢4区分別 療育手帳所持者数



資料：社会福祉課調べ（平成29年7月末現在）

2) 障害の等級別療育手帳所持者数

平成29年7月末現在では重度の人が114人で、療育手帳所持者総数の36.8%となっています。また、中度の人が76人、軽度の人が120人となっています。

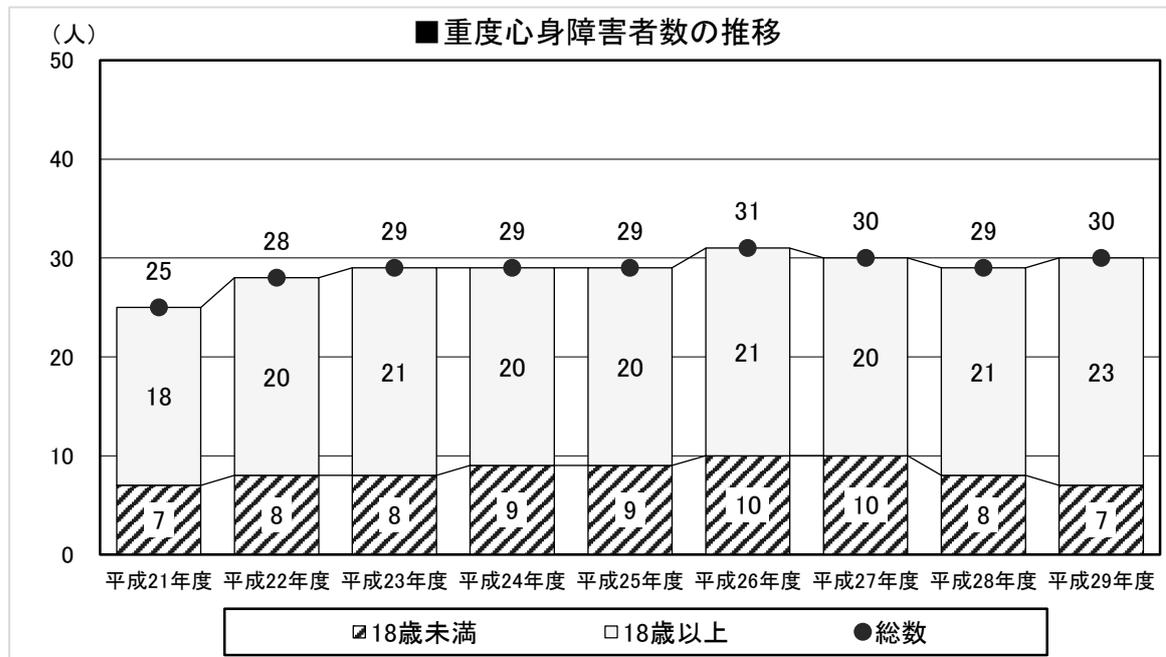


資料:社会福祉課調べ(平成21年度から平成28年度は3月末現在、平成29年度は7月末現在)

④ 重度心身障害のある人の状況

身体障害者手帳の1・2級及び療育手帳のAを所持している重度の心身障害のある人の状況では、18歳未満の子どもは、平成29年度は7人です。

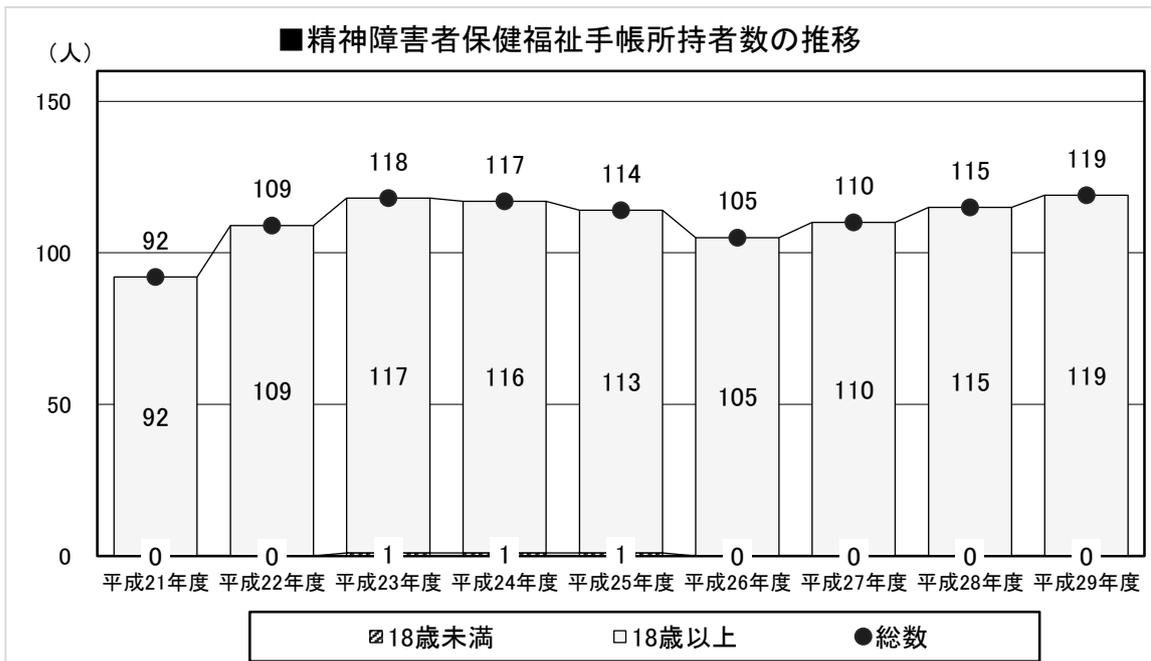
一方、18歳以上は、平成29年度は23人です。



⑤ 精神障害のある人の状況

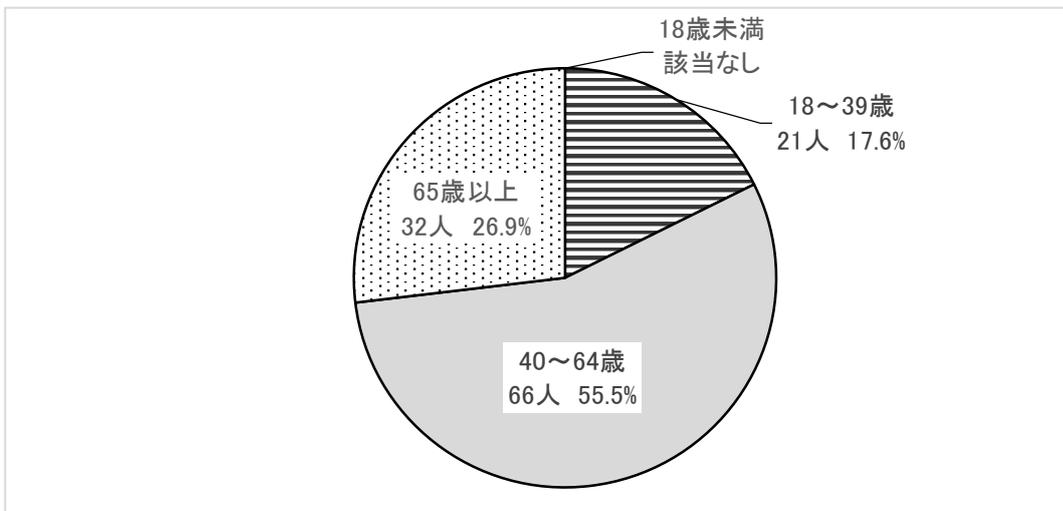
1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成23年度まで増加を続け、平成24年度以降は減少しましたが、平成27年度以降は再び増加傾向にあり、平成29年6月末現在は119人となっています。うち18歳未満は該当がなく、18歳以上のみとなっています。また、65歳以上の高齢者は32人、40～64歳の壮年層が66人で、壮年層は全体の55.5%とおよそ半数を占めます。



資料:社会福祉課調べ(平成21年度から平成28年度は3月末現在、平成29年度は6月末現在)

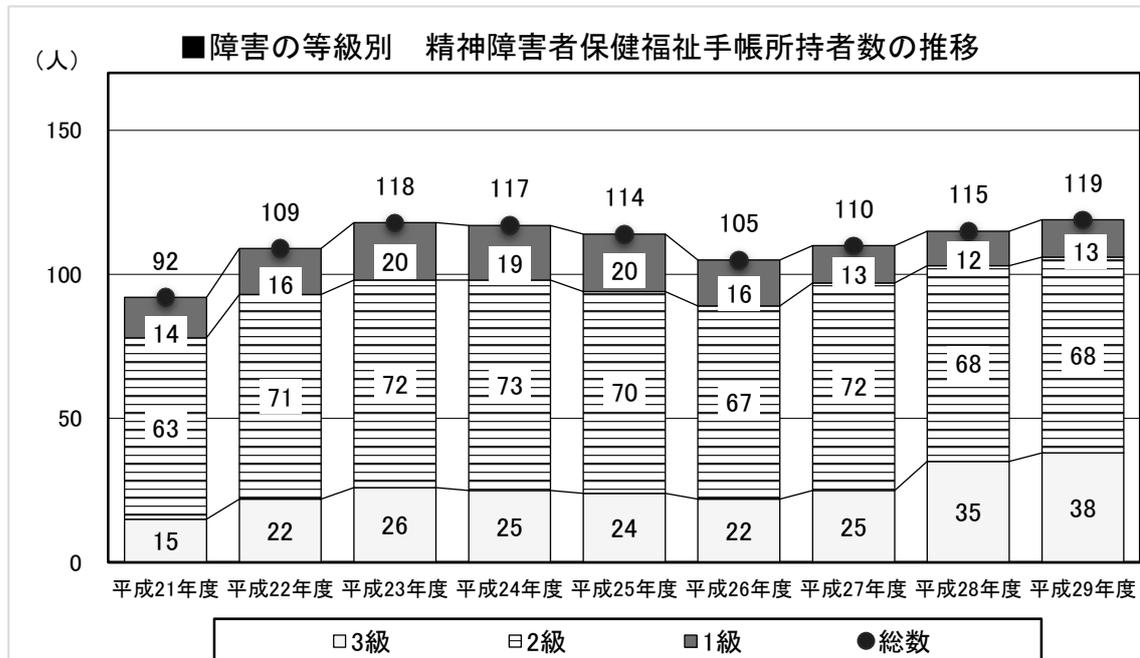
■年齢4区分別 精神障害者保健福祉手帳所持者数



資料:社会福祉課調べ(平成29年6月末現在)

2) 障害の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳1級の重度の人が、平成29年6月末現在では13人となっています。重度者数は平成25年度まで増加し、平成26年度に減少に転じました。



資料：社会福祉課調べ（平成21年度から平成28年度は3月末現在、平成29年度は6月末現在）

3) 自立支援医療（精神通院医療）受給者

自立支援医療（精神通院医療）受給者数をみると、平成29年6月末現在では245人となっていて、同年同月末の精神障害者保健福祉手帳所持者数119人のおよそ2倍となっています。

また、65歳以上が48人で、全体の19.6%となっています。

■自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
受給者数	227	220	246	245

資料：社会福祉課調べ（平成26年度から平成28年度は3月末現在、平成29年度は6月末現在）

⑥ 難病等の疾患のある人の状況

医療費助成の対象疾患数は、「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成26年法律第50号）に基づき指定される指定難病が順次、拡大されました。

難病等の疾患がある人は、身体障害者手帳所持者と、障害者手帳を所持しておらず、難病等のみによる障害福祉サービスの利用者がいます。障害者総合支援法による福祉サービスの対象疾患も、難病法に基づく医療費助成対象疾病と同様に対象が拡大されていることから、今後、障害福祉サービスの利用者数は増加することが予測されます。

■難病法に基づく医療費助成対象疾病（指定難病）

年月日 項目	平成26年 12月まで	平成27年 1月1日から	平成27年 7月1日から	平成29年 4月1日から
疾病数	56	110	306	330

注) 治療方法の確立等に資するため、難病患者データの収集を効率的に行い、治療研究を推進することに加え、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援する制度

■障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス対象疾病（難病等）

年月日 項目	平成26年 12月まで	平成27年 1月1日から	平成27年 7月1日から	平成29年 4月1日から
疾病数	130	151	332	358

(2) 障害児・者アンケート調査結果からみる生活とニーズ

※文中、○は18歳未満対象調査から、●は18歳以上対象調査からの内容としています。
また、前回調査とあるのは、平成25年10月実施の「朝来市障害者計画策定のための調査」のことです。

① 障害の状況について

○発達障害と診断された児童は回答者の57.4%と半数を超え、その大半が「自閉症スペクトラム（自閉症、高機能自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害）」となっています。

○発達障害の診断のきっかけは、「乳幼児健診」と「保育所や幼稚園、こども園の職員からの勧め」（各29.6%）が大きいことがわかりました。

⇒保護者等身近な人に対する気づきのポイントや、乳幼児健診の重要性（発達障害の早期発見・早期対応への理解等）の啓発を進めることが必要です。

⇒保育・教育関係者に対する発達障害への正しい理解と適切な対応に関する研修の充実、「保育所等訪問支援事業」など、支援体制の強化が必要です。

○発達障害の診断後の相談先として、「病院などの医療機関」（55.6%）が最も高く、「保育所や幼稚園、こども園」（33.3%）、「ひょうご発達障害者支援センター」（29.6%）と続きます。

⇒生涯を通じた支援の始まりとして、必要な助言や支援が総合的に行えるよう、教育委員会も含め、関係課や関係機関等の連携や対応のとれる体制づくりが必要です。

○医療的ケアが必要な児童は21.3%と、およそ5人に1人の割合で、「服薬管理」が10.6%などとなっています。

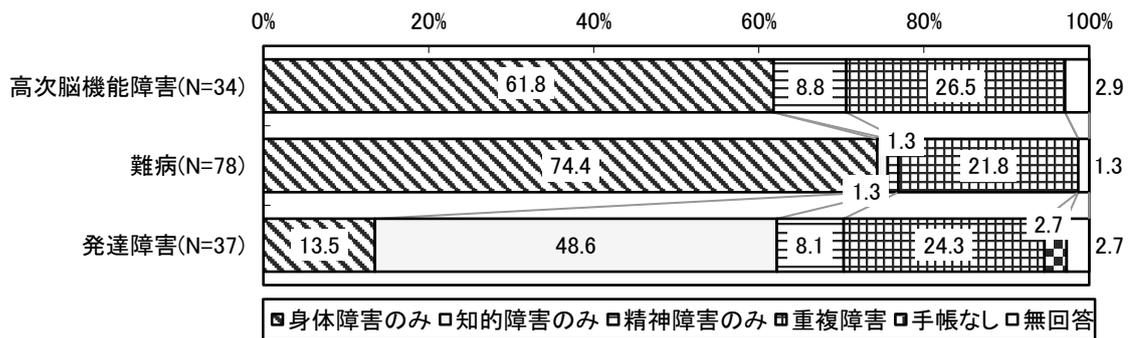
●高次脳機能障害と「診断されている」は3.6%で、該当者の障害者手帳所持状況では、およそ60%が「身体障害のみ」で、「重複障害」が30%弱、「精神障害のみ」がおよそ10%、「知的障害のみ」は該当なしとなっています。

●国指定難病の認定を「受けている」は8.2%で、該当者の障害者手帳所持状況では、およそ75%が「身体障害のみ」で、「重複障害」が20%強、「知的障害のみ」及び「精神障害のみ」がそれぞれ1.3%となっています。

●発達障害として「診断された」は3.9%で、障害者手帳所持状況では、発達障害のおよそ半数が「知的障害のみ」で、「精神障害のみ」が20%強、「身体障害のみ」が10%強、「精神障害のみ」が10%弱、「手帳なし」が2.7%となっています。

⇒支援を必要とする人の増加への対応として、障害福祉サービス等の周知が必要です。

■18歳以上／高次脳機能障害・難病・発達障害と障害者手帳所持の関係



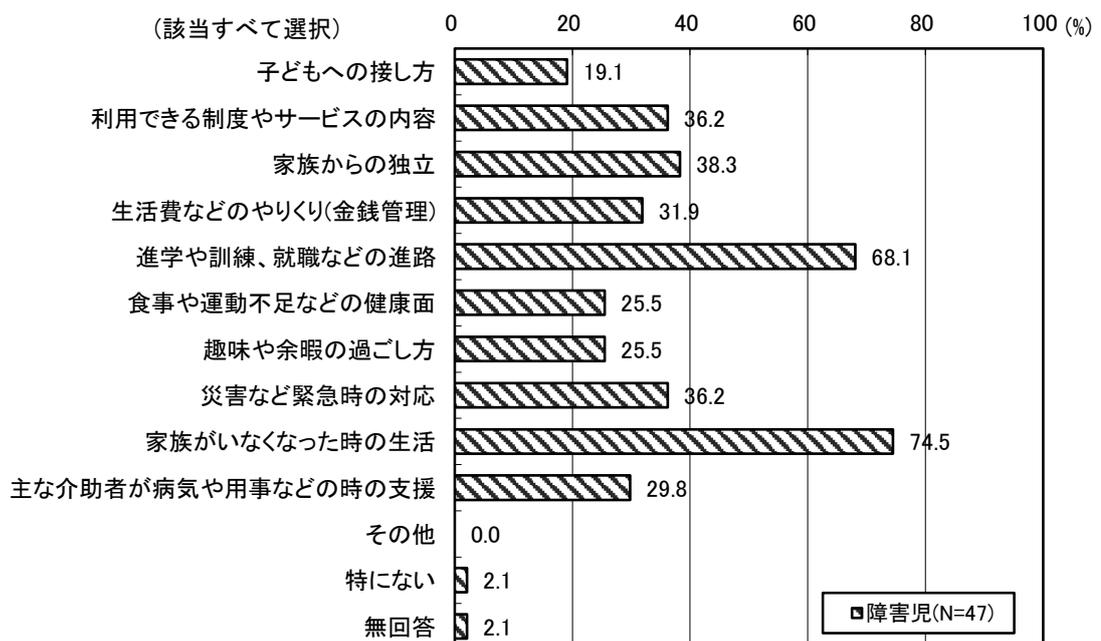
② 育成・教育などについて

○育成・教育に関する支援の希望については、「子どもの持つ能力や障害の状態に適した指導の実施」(74.5%)や「就学・進路相談など相談体制の充実」(72.3%)が高く、「学校等の介助体制や障害に配慮した施設の整備」及び「乳幼児期、小学生期、中学生期、中学卒業後の各期の連続性のある支援」(各48.9%)などと続きます。

⇒就学・進路等相談・指導にあたって、きめ細かな対応や乳幼児期から学齢各期の連続性のある支援を行うため、福祉、子育て、教育、保健、医療、就労等分野の関係課や関係機関等との連携強化が必要です。

○保護者の子どもについて困っていることや心配なことは、「家族がいなくなった時の生活」(74.5%)や「進学や訓練、就職などの進路」(68.1%)が特に高くなっています。

■18歳未満／子どもについて困っていることや心配なこと



③ 差別や偏見について

○障害のある人の地域活動や就職などの社会参加への市民の理解について、「深まってきたと思う」が12.8%、一方、「深まっているとは思わない」が40.4%で、「深まってきたと思う」のおよそ3倍となっています。

●障害のある人の地域活動や就職などの社会参加への市民の理解について、「深まってきたと思う」が17.8%、「深まっているとは思わない」が18.8%となっています。

○障害があることで差別や嫌な思いをしたことが【ある】は、「ある」及び「少しある」を合わせて70.3%で、前回調査より8.5ポイント減少しています。

●障害があることで差別や嫌な思いをしたことが【ある】は、「ある」及び「少しある」を合わせて38.1%で、前回調査より17.4ポイント減少しています。【ある】は、知的障害のみでは75.4%と特に高く、重複障害では62.4%、精神障害のみでは50.0%、身体障害のみでは33.2%となっています。

○差別や嫌な思いをした場面については、「教育の場」が51.5%でトップ、次いで「人間関係」（48.5%）、「街なかでの人の視線」（39.4%）、「地域の行事や集まり」（33.3%）などと続きます。

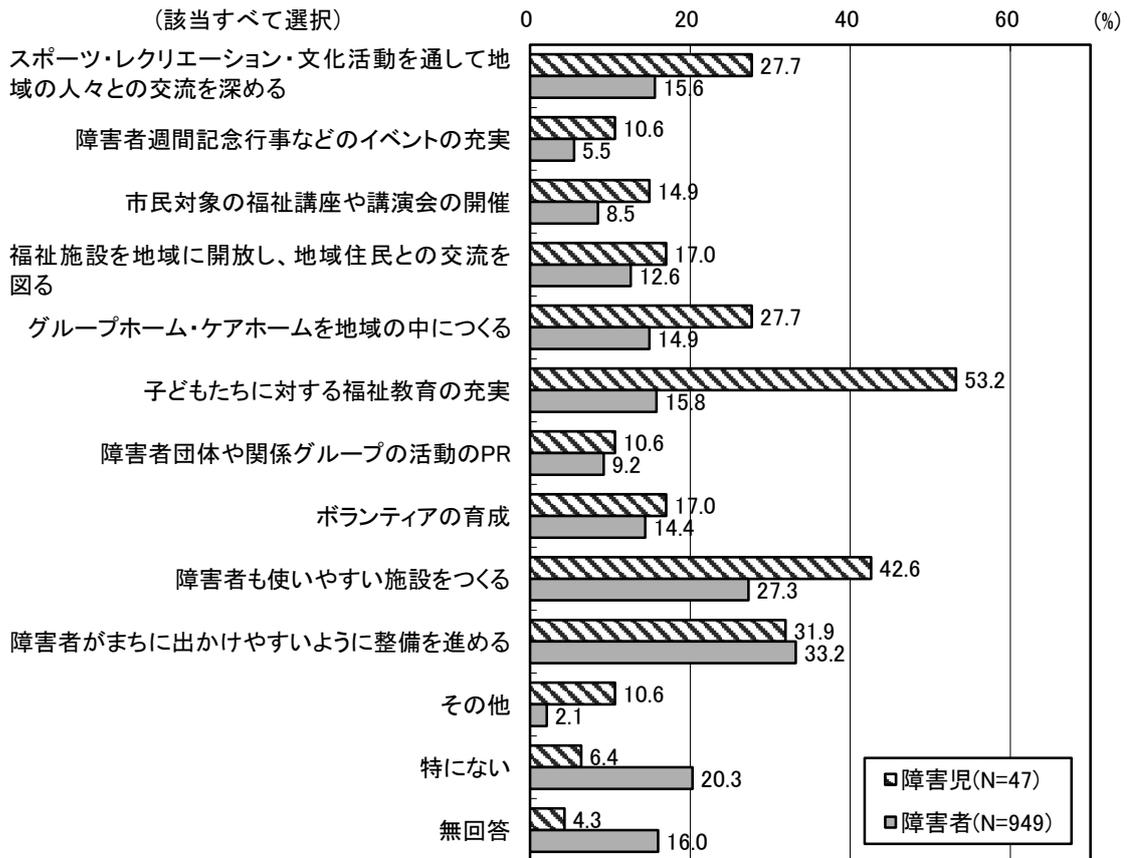
●差別や嫌な思いをした場面については、「人間関係」が46.4%でトップ、次いで「街なかでの人の視線」（27.9%）、「地域の行事や集まり」（26.5%）などと続きます。

○障害や障害のある人に対する理解を深めるために今後力を入れるべきことについては、前回調査と同様に「子どもたちに対する福祉教育の充実」（53.2%）や「障害者も使いやすい施設をつくる」（42.6%）、「障害者がまちに出かけやすいように整備を進める」（31.9%）などが上位にあげられます。

●障害や障害のある人に対する理解を深めるために今後力を入れるべきことについては、前回調査と同様に「障害者がまちに出かけやすいように整備を進める」（33.2%）や「障害者も使いやすい施設をつくる」（27.3%）が上位にあげられます。

⇒障害種別によっても、差別や偏見を感じる度合いが異なり、また、障害のある人とない人が相互に理解し合うところまで進んでいない現状もあり、障害についての正しい知識を得ることや理解を深めることが必要です。また、単なる知識としての学習・啓発ではなく、身近な地域で近所づきあいや交流、通園・通学、保育・教育などを通して、理解していくことが必要です。

■理解を深めるために、力を入れるべきだと思うこと



④ 就労支援について

○高校生等は将来の仕事や日中活動について、「専門技術を身につけて働きたい」や「障害特性に合った仕事をしたい」「施設や作業所で仲間と一緒に過ごしたい」がそれぞれ23.1%と分散しています。

⇒学校とハローワーク等労働関係機関等と連携した就労相談・支援の強化が必要です。

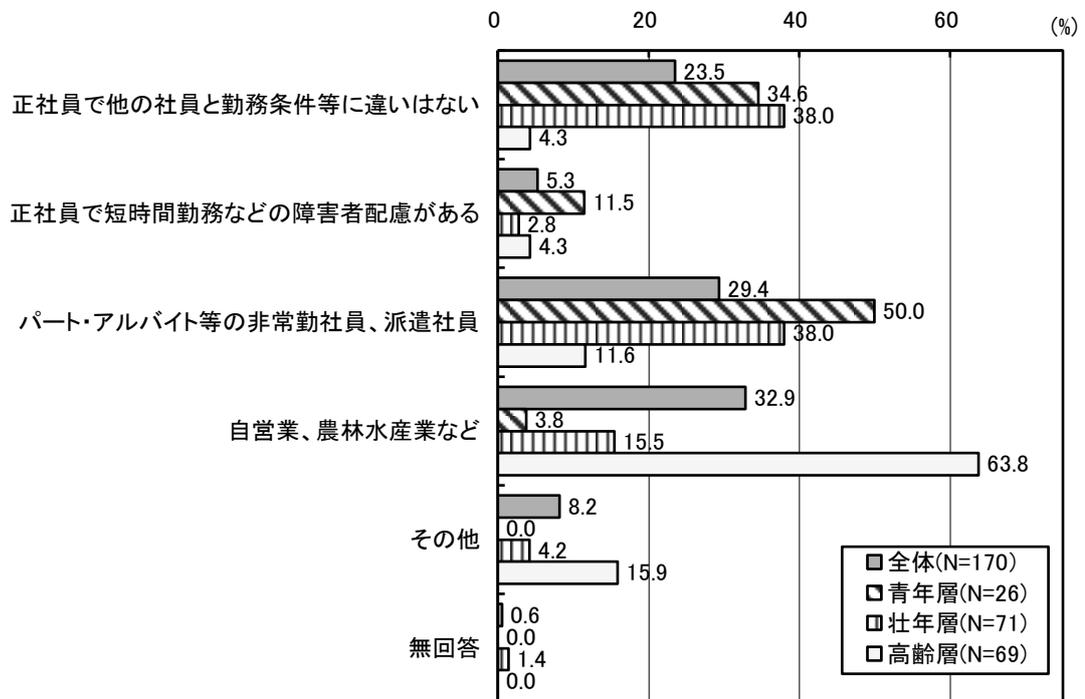
○障害のある人の就労支援で必要なことについては、「職場の人に障害の理解がある」(83.0%)がトップで、次いで「職場に相談・指導してくれる人がいる」(78.7%)、「障害に合った仕事である」(76.6%)、「十分な教育訓練期間がある」(53.2%)、「家族の理解、協力がある」(48.9%)などと続きます。

⇒企業や商店等に対する障害や障害者に関する正しい知識と適切な対応についての啓発の推進を、兵庫県や関係機関と一緒に進める必要があります。

●全体では、「会社勤めや自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」人は17.9%となっています。仕事をしている人の形態については、「自営業、農林水産業など」が32.9%で最も高く、「パート・アルバイト等の非常勤社員、派遣社員」が29.4%、

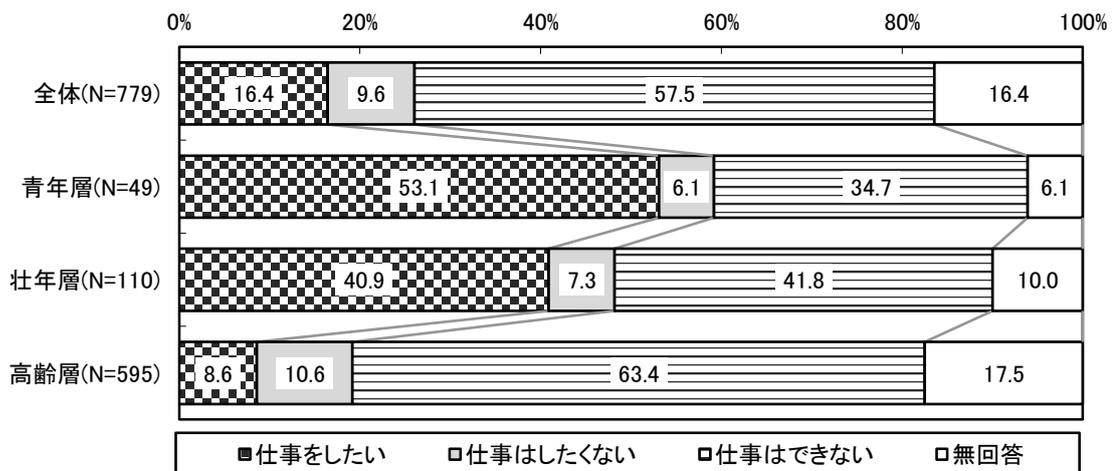
「正社員で他の社員と勤務条件等に違いはない」が23.5%、「正社員で短時間勤務などの障害者配慮がある」が5.3%となっています。

■18歳以上／年齢3区分別 仕事の形態



●未就労者の今後の就労意向について、全体では16.4%が「仕事をしたい」と回答しています。青年層（18～39歳）では53.1%と特に高くなっています。

■18歳以上／年齢3区分別 未就労者の就労意向

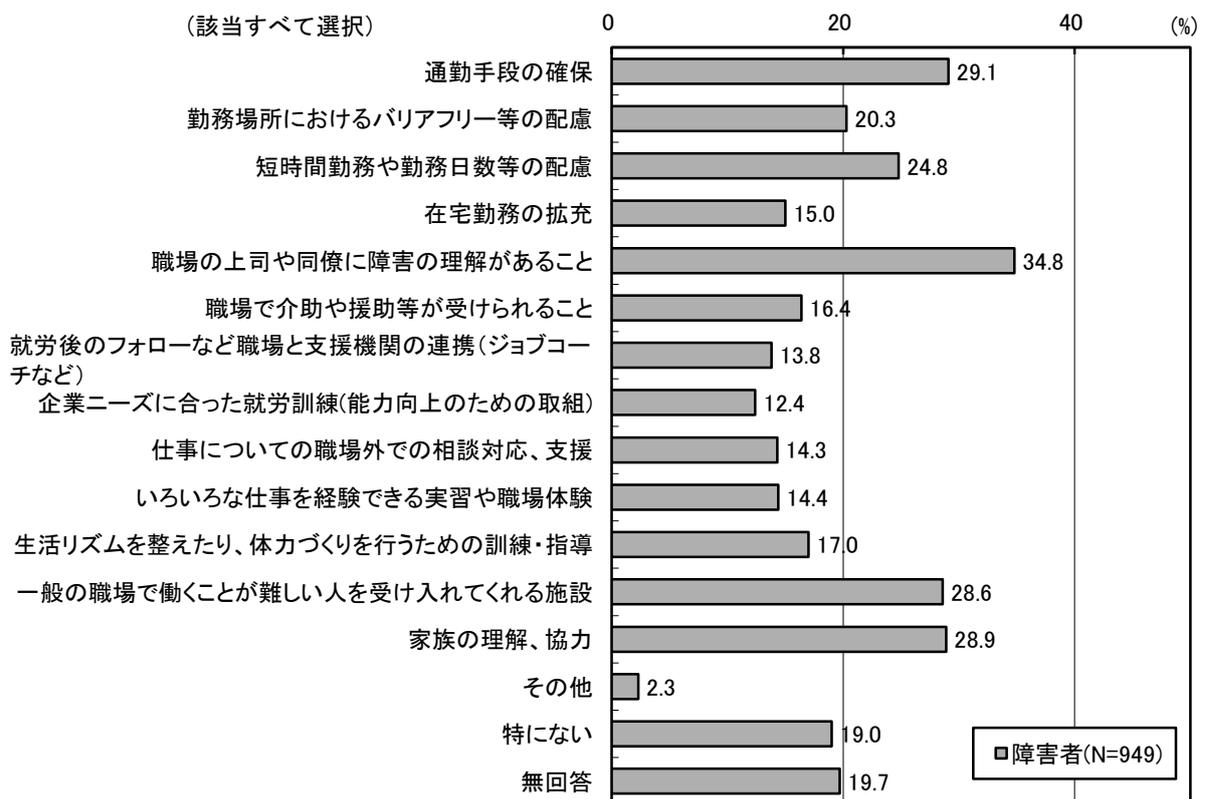


●職業訓練について、青年層では「既に通講している」が16.0%、「通講したい」が30.7%と高くなっています。

- 障害のある人の就労支援で必要なことについて、全体では「職場の上司や同僚に障害の理解があること」(34.8%)、「通勤手段の確保」(29.1%)、「家族の理解、協力」(28.9%)、「一般の職場で働くことが難しい人を受け入れてくれる施設」(28.6%)、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」(24.8%)などが上位にあげられます。青年層では「在宅勤務の拡充」が66.7%で特に高く、「生活リズムを整えたり、体づくりを行うための訓練・指導」「一般の職場で働くことが難しい人を受け入れてくれる施設」が40%を超えて他の年齢層より高くなっています。

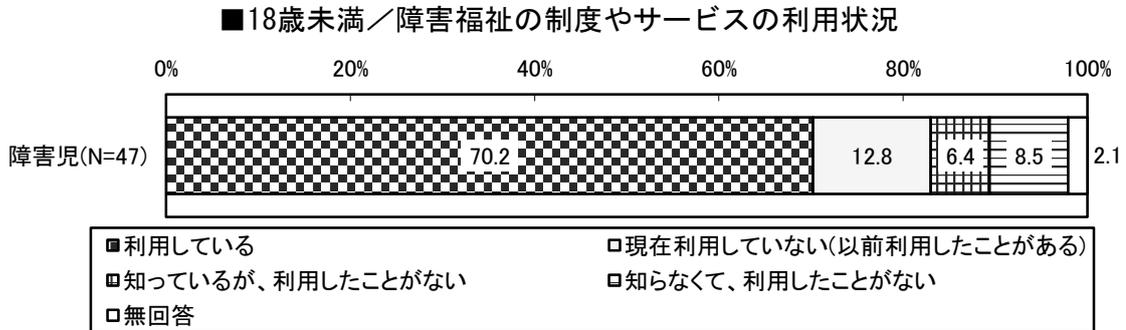
⇒職業訓練とともに、コミュニケーション訓練等を合わせて行うことが必要です。また、企業等と連携した在宅勤務の推進のための条件の検討などや、就労継続支援B型等事業所の工賃の底上げのための事業所等による協議や、工賃の高い事例等情報の収集と提供などが必要です。

■18歳以上／障害のある人の就労支援として必要なこと



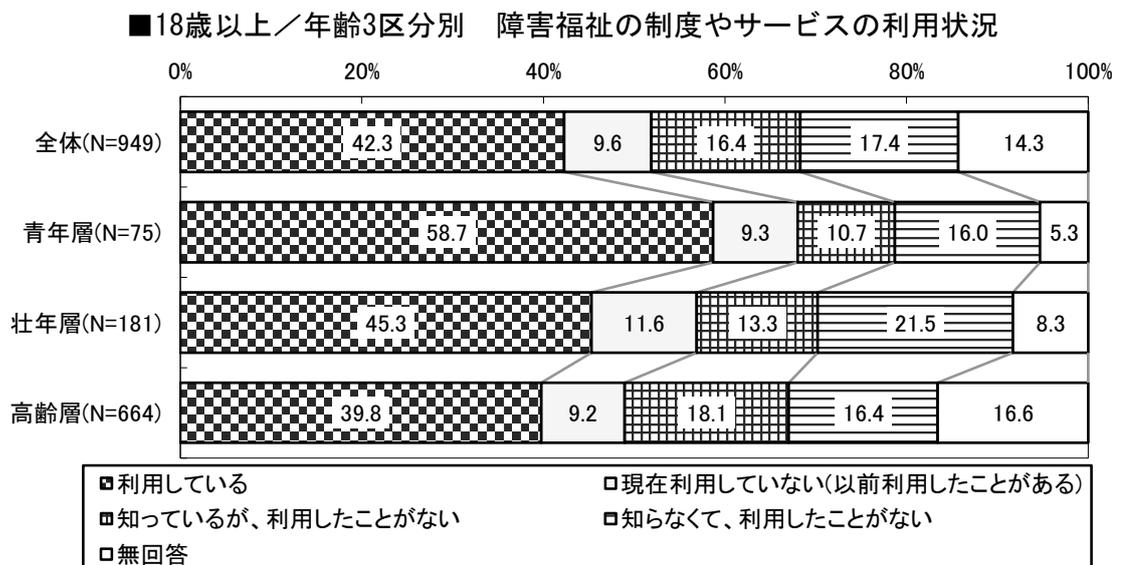
⑤ サービス利用状況について

○障害福祉サービス等の利用率は70.2%で、前回調査の36.5%からおよそ2倍と高くなっています。



○利用サービスについては、「放課後等デイサービス」が63.6%でトップ、次いで「各種減免（割引）制度」（48.5%）、「児童発達支援」（33.3%）、「短期入所」及び「補装具や日常生活用具」（各18.2%）などと続きます。とりわけ、放課後等デイサービスを休日や放課後に「利用している」は、前回調査と比べて14ポイント上昇しています。

●障害福祉サービス等の利用率は42.3%となっています。年齢3区分別にみると、利用率は特に青年層が高く58.7%、壮年層（40～64歳）が45.3%、高齢層が39.8%となっています。障害種別にみると、精神障害のみが62.5%で最も高く、知的障害のみが52.6%、重複障害が46.8%、身体障害のみが41.0%となっています。



●利用サービスについてみると、「各種減免（割引）制度」が48.1%でトップとなっています。これ以外では「補装具の交付・修理」（15.2%）。「日常生活用具の給付」（13.0%）、「居宅介護」（12.7%）、「短期入所」（10.7%）など分散しています。

どの年齢層も、「各種減免（割引）制度」が40%を超えて最も高くなっていますが、これ以外では、青年層の「就労継続支援（A型・B型）」及び「相談支援」（各34.1%）、「短期入所」（25.0%）、「生活介護」（22.7%）が特に高くなっています。

○制度やサービスを利用して不満に思うことについては、利用者のおよそ半数の51.5%があげ、その中では「利用回数や時間などに制限がある」（30.3%）がトップ、次いで「相談や手続きに時間がかかる」（21.2%）、「利用したい日や時間に利用できない」（18.2%）などとなっています。

●制度やサービスを利用して不満に思うことについては、利用者の32.0%があげ、その中では「サービス内容に関する情報が少ない」（9.0%）、「利用回数や時間などに制限がある」（7.0%）、「相談や手続きに時間がかかる」（6.5%）などとなっています。

○サービス未利用者がサービスを利用していない理由については、「サービスを利用する必要がない」が38.5%で、これ以外では「利用するまでの手続きがわからない」（46.2%）や「サービスに関する情報がない」（30.8%）が高くなっています。

●サービス未利用者がサービスを利用していない理由については、「サービスを利用する必要がない」が36.1%で、これ以外では18歳未満と同様に、「サービスに関する情報がない」（16.1%）や「利用するまでの手続きがわからない」（15.5%）が高くなっています。

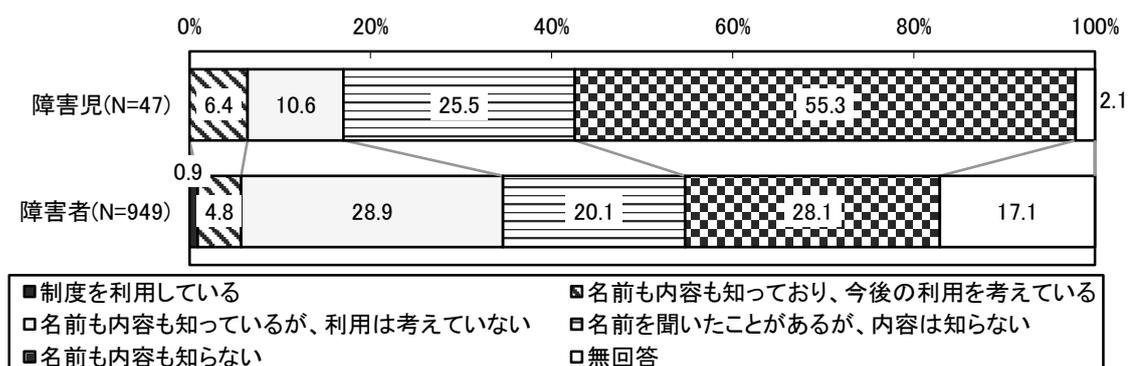
⇒サービスに関する情報の入手先や入手方法、サービス利用までの流れや手続きについての周知徹底が必要です。

○成年後見制度の利用はなく、「名前も内容も知らない」が55.3%と半数を超えています。

●成年後見制度の利用は0.9%、「今後の利用を考えている」が4.8%となっています。一方、「名前も内容も知らない」は28.1%となっています。

⇒成年後見制度の周知の強化が必要です。

■ 成年後見制度の認知・利用状況



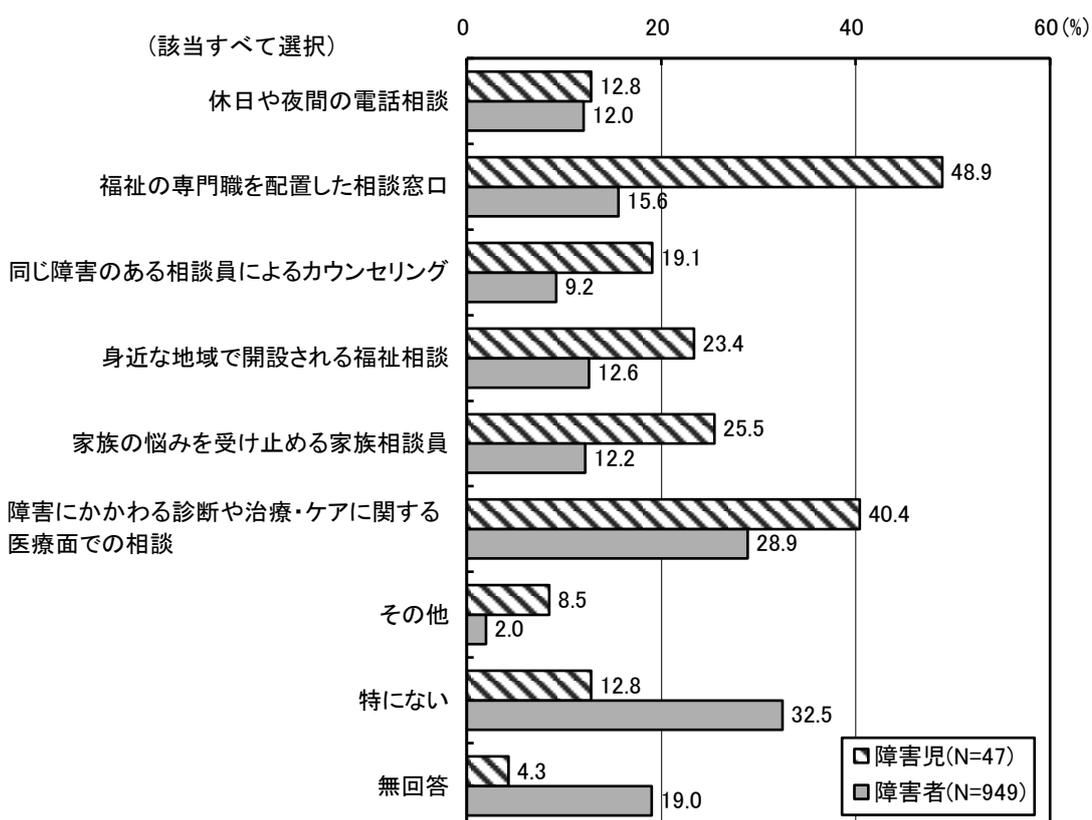
⑥ 相談支援体制について

○今後の相談支援体制についての保護者の希望では、「福祉の専門職を配置した相談窓口」が48.9%でトップ、次いで「障害にかかわる診断や治療・ケアに関する医療面での相談」(40.4%)、「家族の悩みを受け止める家族相談員」(25.5%)、「身近な地域で開設される福祉相談」(23.4%)などと続きます。

●今後の相談支援体制についての希望では、「障害にかかわる診断や治療・ケアに関する医療面での相談」が28.9%でトップ、次いで「福祉の専門職を配置した相談窓口」(15.6%)、「身近な地域で開設される福祉相談」(12.6%)、「家族の悩みを受け止める家族相談員」(12.2%)、「休日や夜間の電話相談」(12.0%)などが僅差であげられます。

⇒医療・福祉・介護・保健等、関係各課や関係機関との連携、多職種交流の促進、総合的な相談・支援体制の構築などが必要です。

■今後の相談支援体制についての希望



(3) 団体・事業所等調査結果からみる課題

① 障害児・者団体調査から

1) 活動について

- 会独自での活動は会員の減少などもあり、幅が広がらない。相談機関も、もっと積極的に助言、参加してほしい。会員が減り、仲間が減ってきている。活動が決まりきったものばかりで、魅力が感じられない。
- 新しい手帳交付者が不明で、団体への新規加入者が少なく、また、会員の高齢化により、活動ができにくくなっている。

2) サービス利用等について／情報提供に関して

- 会員すべてに対して情報が届いていない。各団体の事務局を通す等の情報提供もあってもよいと思う。

3) サービス利用等について／相談体制に関して

- 会それぞれ相談員ができて、相談ができる場面が増えているが、それが本当に正しい選択なのかわからない。

4) 市の障害福祉施策への要望等

- 高齢者施設はたくさんでき、空き状態もあるように聞くが、障害者施設は市内ではとても少なく、選択肢がない。生まれながらの障害の方、生きていく中で障害を持たれた方、多くの方が困っておられる。もっと障害福祉政策に力を入れてほしい。「親亡き後」を心配して生活している親の力になってほしい。

② 和田山特別支援学校調査から

1) 朝来市の在籍児童等について

- 小学部では、1年生が2人（知的障害）、2年生が1人（身体障害／医療的ケア必要）、6年生が2人（身体障害、知的障害）
- 中学部では、1年生が2人（身体障害／医療的ケア必要、知的障害）、2年生が1人（知的障害）、3年生が1人（知的障害）
- 高等部では、1年生が9人（知的障害）、2年生が9人（身体障害1人／医療的ケア必要、知的障害8人）、3年生が7人（身体障害1人、知的障害6人）

2) 朝来市の高等部卒業生の進路について

- 平成26年度では、就労移行支援事業利用が3人（知的障害）、就労継続支援B型利用が2人（知的障害）、自立訓練利用が1人（身体・知的障害の重複）、在宅が1人、地域活動支援センター利用が1人
- 平成27年度では、一般企業が3人（知的障害）、就労移行支援事業利用が1人（知的障害）、就労継続支援B型利用が2人（知的障害）、自立訓練利用が1人（身体・知的障害の重複）、施設入所が1人（知的障害）
- 平成28年度では、一般企業が3人（知的障害）、就労移行支援事業利用が1人（知的障害）、就労継続支援A型利用が1人（知的障害）、就労継続支援B型利用が2人、自立訓練利用が1人（身体・知的障害の重複）、施設入所が1人（知的障害）

3) 高等部の卒業後の生活について考える取組や就労体験、関係機関との連携

- 職業科、家庭科、作業学習の授業や年間2回（1回5日間）の現場実習の取組、近年は県の事業として、作業学習の中に、ビルクリーニングや喫茶、流通・商品出しの技能検定にも取り組んでいる。
- 施設や企業には現場実習の受け入れで協力をいただいている。
- ハローワーク等関係機関とは、進路相談会、移行支援会議や進路先への手続き等でお世話いただいている。また、作業学習を見学していただき、授業改善の意見をいただいている。

4) 進路相談にあたって、対応で苦慮していること

- 身体障害の生徒は少ないが、重度心身障害の生徒の割合が多く、特に医療的ケアの整った進路先が少ない。
- 身体障害の生徒の生活介護の受け入れ可能な施設が1か所しかなく、知的の方や自閉症の方と一緒にいるので不安。
- 移行支援事業所が2か所あり、定員が大幅に割れているが、そこに行くべき知的障害の対象者が少ない。
- 重度の知的障害の生徒が行くべき生活介護事業の受け入れ可能な施設が1か所しかなく、選択肢が少ない。
- 発達障害の生徒は、人間関係、コミュニケーションの課題が大きく、職場や施設での適応や合理的配慮の具体的な方法について、進路先でしっかり取り組んでいただけるかどうか不安。

5) 地域の学校に対する支援やさらに必要な取組

- ①障害の有無にかかわらず、対応に困難を感じる個々の幼児、児童生徒の指導に関する助言・相談、②個別の指導計画の策定にあたっての教員に対する支援、③教員への特別支援教育等に関する相談・情報提供、④障害のある幼児、児童生徒への直接指導・支援、⑤福祉・医療・労働などの関係機関との連携・調整（支援会議）、⑥保育所や幼稚園、こども園、小・中学校、高等学校等の教員に対する研修協力、⑦障害の可能性のある幼児、児童生徒への適切な支援に向けた心理・発達検査等の実施
- 特別支援学級の教育課程の編成、自立活動の指導等の職員向け研修が必要。小・中学校における、校内問題解決力（コーディネーターを核とした特別支援が必要な児童生徒に対する支援方法を協議し、サポートしていく能力）の育成が必要。

6) 医療的ケアが必要な児童生徒について、学校生活や卒業後の生活課題

- 看護師の予算が少なく、校外での活動に看護師を連れて行くと、校内にもう一人配置しないといけなくなるので、制限される。
- 教職員及び児童生徒の理解。
- 卒業後の入所施設が少ない。

③ サービス提供事業所調査から

1) 事業所の職員の状況

- 4件の回答事業所の職員数は合計73人で、「常勤」が47人(64.4%)、「非常勤」が26人(35.6%)。
- 「男性」が24人(32.9%)、「女性」が49人(67.1%)。
- 「30代」が25人(34.3%)、「50代」が20人(27.4%)、「40代」が13人(17.8%)、「60代」が10人(13.7%)、「20代」が5人(6.9%)で、【40代以上】は合わせて58.9%。

2) サービスの提供状況

- 利用率が「3割以下」のサービスは、「就労移行支援」1件、「就労継続支援B型」1件。「4～5割程度」のサービスは、「放課後等デイサービス」が1件。一方、「ほとんど空きがない」サービスは、「生活介護」が2件、「短期入所」をはじめ「施設入所支援」「障害者相談支援」「放課後等デイサービス」が各1件。

3) 今後の増員・新規参入予定のあるサービス

- 今後のサービス利用の見通しに対しては、回答がなし。

4) 供給量が不足していると感じているサービスと要因

- 生活介護・・・提供事業者が少ない。
- 短期入所・・・希望する方は少なくないと思うが、事業収入面での不安定からか。人材確保の難しさ。
- 共同生活援助・・・人的・ハード面の問題があり、簡単には造れない。
市内のグループホームの数が少ない。事業所が開設されていない。
- 施設入所支援・・・市内での提供事業者数が少ない。人材確保。
- 計画相談支援・・・配置される職員の不足。
- 障害者相談支援・・・待っている人が多いため。

5) 新たなサービスの実施意向

- 自立生活援助・・・「実施しない」3件、「わからない」1件。
- 就労定着支援・・・「実施しない」3件、「わからない」1件。
- 居宅訪問型児童発達支援・・・「実施しない」3件、「わからない」1件。

6) サービスの質の向上のための重点的な取組

- 「定期的なケアカンファレンスの開催」3件、「サービス担当者会議への参加」及び「他業種事業者等との交流機会への参加」各2件、「相談窓口の設置や職員の配置」「自己評価の積極的な開示」「同事業者との交流機会への参加」「苦情に対する組織的な対応策」各1件。
- 「サービス利用者の満足度調査の実施」や「外部評価の導入・開示」「サービス提供マニュアルの作成」「対応・接遇研修の実施」は未実施。

7) 現在取り組んでいる主な地域活動

- 「職員を地域行事（祭りや清掃、美化活動など）に参加させている」及び「一般や学生のボランティアを受け入れている」各2件、「地域や学校などへ職員を講師として派遣している」や「施設の一部を開放して地域住民との交流の機会をもっている」「中高生や大学生などの職場体験学習や実習を受け入れている」各1件。

8) 事業運営も含め困っていること

- 利用者をどうやって増やしていくか。
- 事業所を知ってもらうにはどうしたらいいか。
- 放課後等デイサービス・・・部屋や庭スペースが狭い。もう少し広い場所を探しているが、現事業所の近くに適当なテナントがない。
- 短期入所・・・定員を増やしたいが、テナントがない。
- 人材の安定確保。
- 工賃アップに向けたノウハウ（安定する販路拡大）。
- 利用者増減、また、不安定利用に伴う事業所収入の不安定なこと。
- 新規事業展開を考える上で、利用者のニーズが把握しにくい。グループホームのニーズは相談事業所相談担当から挙がってきても、実際の家族や本人が希望していないケースもある。
- 個々のニーズを収集された場合、事業所への開示を願いたい。

8 前期計画の進捗状況と課題

第2期朝来市障害者計画について、基本目標ごとの実施状況と主な課題を整理します。

基本目標1 日々の暮らしの基盤づくり

- 26の事業のうち、ほとんどの事業を「計画通りに実施」したが、「多機能型障害者支援センター事業」は、計画は進んでいるものの整備できていない状況であり、引き続き実現に向けて取り組んでいる。
- 「相談員活動への支援の充実」では、活動について広く周知を図ることが必要である。
- 「地域生活支援事業の充実」では、市内のサービス提供事業者が少なく、基盤整備が必要である。

基本目標2 保健・医療の充実

- 16の事業のうち、ほとんどの事業を「計画通りに実施」した。
- こども健康相談及び5歳児発達相談では、要支援児すべてが相談につながっているわけではないため、保護者の理解を得るために啓発を進め、早期相談・早期対応につなげていくことが必要である。また、発達専門の医師の確保等県と連携した取組が必要である。
- 内部障害につながる疾病を予防し、健康寿命の延伸を図るため、壮年期から中年期に対する健康への関心を高めるとともに、企業や商店等と連携した健康づくりの推進が必要である。
- 自殺率が県平均や但馬圏域と比較して高い状況にある。また、ひきこもりの相談が増えている。こころの健康づくりに関する知識の普及・啓発と、相談窓口の周知、早期対応への啓発、相談体制の強化を図ることが必要である。
- 相談体制の強化の一環として、民生委員・児童委員、市職員、地域ケアスタッフ等にゲートキーパー養成講座を実施し、自殺予防への視点を持ち、支援の必要な人が適切な相談窓口につながる仕組みづくりが必要。また、相談に対応するスタッフ自身のスキルアップが必要である。
- 自殺対策については、市町村に自殺対策計画の策定が義務づけられ、平成30年度に計画を策定する予定である。
- 障害のある人や高齢者等に対する歯科保健医療対策として、地域と病院をつなぐ紹介システムネットワーク等、関係機関や関係者による情報共有や早期対応の充実を図ることが必要である。

基本目標3 安心して暮らせる地域づくり

- 16の事業のうち、ほとんどの事業を「計画通りに実施」した。
- 消費者被害を防止するため、年々手口が変化、巧妙化、悪質化している状況を把握し、被害にあわないよう消費者教育の出前講座等の受講促進を図る事が必要である。
- 「災害時要援護者登録制度」の周知、啓発に取り組み、災害時に円滑に避難できるよう、障害特性に合った避難方法、避難先のあり方を検討することが必要である。

基本目標4 安心、納得して働ける環境づくり

- 13の事業のうち、ほとんどの事業を「計画通りに実施」した。
- 「障害者就労施設等への発注に関する庁内への周知」「一部実施」で、ゴミ袋の印字、封筒の点字打刻等の物品調達を実施している。グループウェアへの掲載頻度を多くするなど、PRに力を入れることが必要である。
- 市役所の障害者の職員採用では、障害者採用枠を設けて採用に取り組んでおり、平成29年度は法定雇用率に達している。平成30年度より法定雇用率が2.5%に上がることから、新たな取組の検討が必要である。

基本目標5 子どもの健やかな成長の支援

- 12の事業のうち、ほとんどの事業を「計画通りに実施」した。
- 事業内容は、基本目標2の保健・医療の充実と重複するものが多く、課題も同様である。
- 保護者が療育を希望し、実際に療育を開始するまでに時間を要する。広域を含めた療育支援体制の充実が必要である。
- 障害児保育では、障害の種別により対応が異なるため、より専門的な知識が必要であるが、障害児加配保育士等の確保が困難な状況である。

基本目標6 社会参加の促進

- 7事業のうち、「手話通訳者や要約筆記者等派遣の実施」は家族の介助に頼る人が多く、個人的に派遣を依頼する人が少ないため、「一部実施」した。イベントや会議等に、担当課が必要な準備として手話通訳者等を設置するような意識の定着や体制づくりが必要である。
- 各種スポーツ・文化活動への参加促進では、障害者の高齢化に伴い、参加者が減少しているため、参加募集や参加しやすい体制づくり等、参加促進についての啓発が必要である。

基本目標7 とともに理解し合うための環境づくり

- 15事業のうち、ほとんどの事業を「計画通りに実施」した。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念・視点

障害者施策の推進は、障害の有無にかかわらず、誰もが等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、すべての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があります。

そこで、基本理念については、前期計画を引き継ぎ、『障害のある人もない人も、ともに理解し合い、支えあいながら、いつでも安心して暮らせるまちづくり』とします。

この目指すべき社会の実現に向けて、障害のある人を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害のある人の活動を制限し社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、本市及び地域、企業、住民等が一体となって取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めます。

■基本理念

**障害のある人もない人も、ともに理解し合い、支えあいながら、
いつまでも安心して暮らせるまちづくり**

■基本視点

- 視点① 障害の有無により分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、支えあう社会をつくる
- 視点② 障害のある人が自らの決定に基づき、主体的に社会のあらゆる活動に参加でき、また、自らの能力を最大限発揮し、自己実現できる環境を整える
- 視点③ すべての障害のある人が個人の尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、一人一人に合った必要な支援の体制をつくる

2 基本目標

本計画の基本理念である、『障害のある人もない人も、ともに理解し合い、支えあいながら、いつまでも安心して暮らせるまちづくり』を実現するため、7つの基本目標を掲げ推進していきます。

基本目標1 自立した生活支援の推進

自ら意思を決定することが困難な障害のある人に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制の構築を目指します。

また、障害のある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の量的・質的な充実に取り組みます。

基本目標2 保健・医療の推進

障害の原因となる疾病等の予防と発達支援等早期発見・対応が必要な障害に対する施策の推進を図るとともに、障害のある人が身近な地域で必要な医療を受けられるよう、医療体制等の充実を図ります。

また、精神障害のある人の地域での医療の提供・支援体制の整備に取り組み、入院中の精神障害のある人の退院支援及び地域移行を推進します。

基本目標3 安全・安心な生活環境の整備

障害のある人が地域で安全に安心して暮らしていくことができる住環境の整備をはじめ、移動しやすい環境の整備、障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進等に取り組みます。

また、災害に強い地域づくりを推進するため、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、福祉・医療サービスの提供等を行うことができるよう、防災や復興に向けた取組を推進します。

さらに、障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。

基本目標4 教育の振興

共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず、ともに教育を受けることのできる仕組みの整備を進めるとともに、障害に対する理解を深めるための取組を推進します。

また、障害のある人が、生涯を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進します。

基本目標5 雇用・就業、経済的自立の支援

働く意欲のある障害のある人がその適性に依りて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成等を図ります。

また、一般就労が困難な人に対しては福祉的就労の量と質的向上に努め、工賃の水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進します。

さらに、雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組合せのもと、諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障害のある人の経済的自立を支援します。

基本目標6 社会参加の促進

障害のある人の社会参加の促進やサービス等円滑な利用を促進するため、情報アクセシビリティの向上を推進するとともに、障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援の充実を図ります。

また、障害のある人の生活を豊かにするとともに、体力の増強や交流、余暇の充実等を図るため、文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動等の機会の提供と参加の促進を図ります。

基本目標7 差別の解消、権利擁護の推進

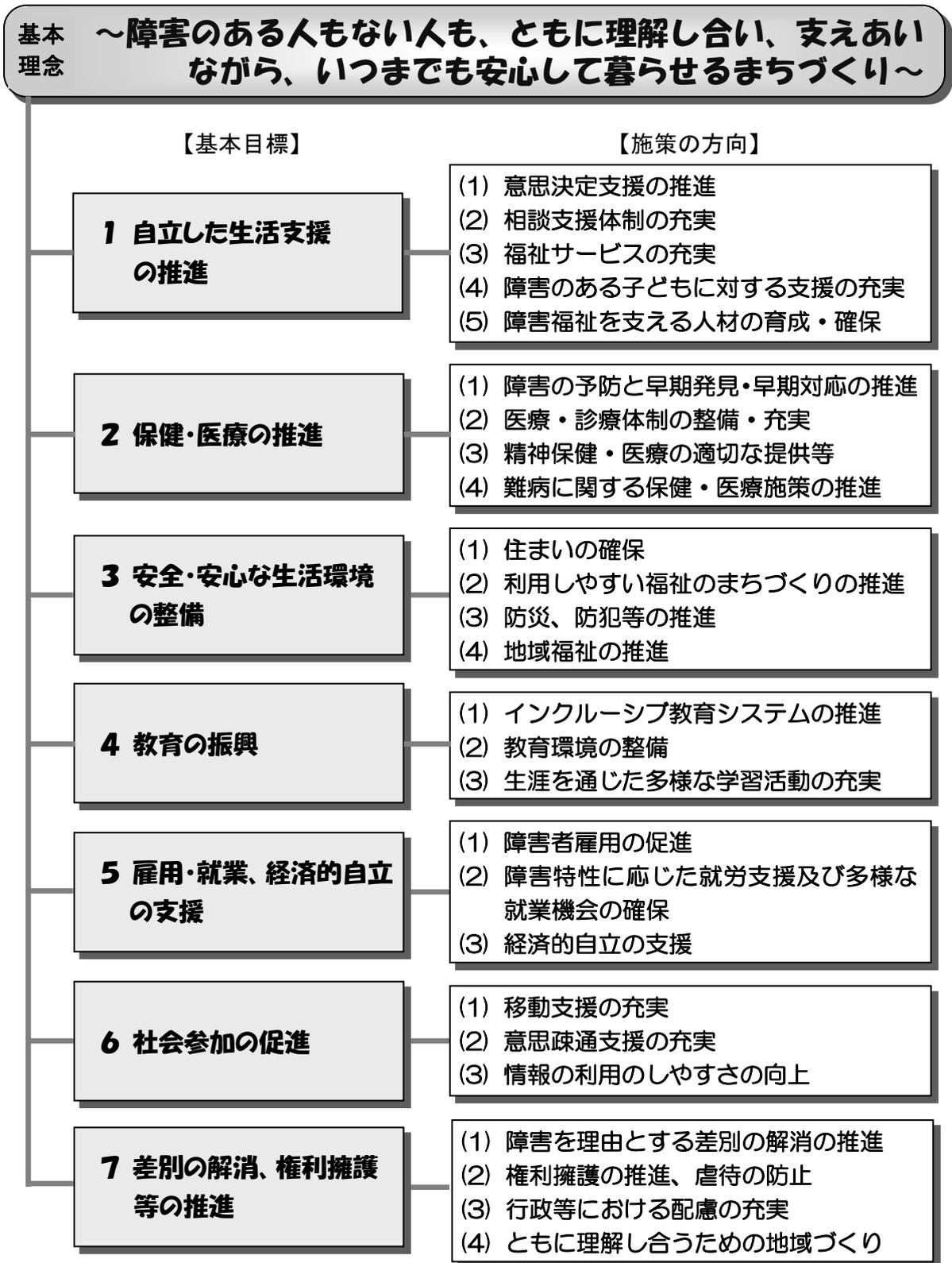
社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めるため、障害者差別解消法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を展開します。

また、障害者虐待防止法の周知を図り、地域団体や地域住民、関係機関等が連携し障害者虐待の防止に努めるとともに、障害者の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談体制等の充実に取り組みます。

さらに、判断能力が十分でない人のサービス利用や財産管理等の支援を充実するため、成年後見制度の周知と利用支援等の促進を図ります。

3 施策の体系

基本理念の実現を目指し、具体的な施策・事業を展開するための施策の体系を、次のように設定します。



第3章 施策の展開

障害福祉計画及び障害児福祉計画を総合的に推進するため、次の4つの点を重視します。

① 障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害のある人の自己決定を尊重し、意思決定を支援します。障害のある人が必要な障害福祉サービス及びその他の支援を受けながら、自立と社会参加が促進できるように、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

② 障害種別によらない一元的な障害福祉サービス等の充実

障害者手帳の所持者に限らず、発達障害のある人や高次脳機能障害のある人、難病等の疾患のある人及び障害のある子どもが、身近な地域で障害種別によらない一元的なサービスを受けることができるように、サービスの充実に努めます。また、障害福祉サービス等の活用が促進されるように、障害のある人及びその家族等に必要な情報提供を行います。

③ 包括的ケアのシステムづくりの推進

障害のある人の自立を支援するため、引き続き、地域生活への移行や地域定着を進めます。また、障害のある人の地域生活の維持、就労支援などを総合的に支えるため、地域生活支援の拠点づくりをはじめ、相談体制、地域住民や団体等との連携による共生社会づくりに努め、介護、医療、福祉、教育等との連携など、地域の社会資源を最大限に活用した包括的なケアのためのシステムづくりを進めます。

④ 障害のある子どもの健やかな育成のための療育支援

障害のある子どもの健やかな育成を支援するため、障害種別にかかわらず質の高い専門的な療育支援を行う障害児通所支援等の充実に図ります。また、成長発達にあわせて、ライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援体制の構築を目指します。

基本目標1 自立した生活支援の推進

基本施策(1) 意思決定支援の推進

主な課題

- 自ら意思を決定することが困難な障害のある人が障害福祉サービス等を適切に利用することができるように、意思決定支援を行うことが必要です。
- 成年後見制度の利用実績はまだ少なく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）により判断能力が十分でない人の、成年後見制度の適切な利用を促進することが必要です。

施策の方向

自ら意思を決定することが困難な障害のある人に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行います。また、知的障害または精神障害（発達障害を含む。）により判断能力が十分でない人が障害福祉サービスを適切に利用できるよう、成年後見制度の周知と利用促進を図ります。

施策・事業

施策・事業名	施策・事業の内容
①意思決定支援ガイドラインの普及	自ら意思を決定することが困難な障害のある人が障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重します。意思決定支援ガイドラインの普及を図り、意思決定のために必要な支援等を推進します。
②成年後見制度の利用促進	知的障害や精神障害（発達障害を含む。）により判断能力が十分でない人の成年後見制度の適切な利用を促進するため、必要な経費について助成を行います。また、市民後見人や法人後見人の導入について検討を進めます。

基本施策(2) 相談支援体制の充実

主な課題

- 障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制の構築が必要です。
- 高齢の障害のある人が介護保険サービスを併用する際には、制度間の隙間が生じないよう、相談支援専門員によるきめ細かなモニタリングの実施や、その結果を介護支援専門員によるアセスメントにつなげるなど、制度間の連携強化が必要です。
- アンケート調査から今後の相談支援体制について、「福祉の専門職を配置した相談窓口」や「障害にかかわる診断や治療・ケアに関する医療面での相談」が高く、相談体制の専門性が求められています。
- 保護者が子どもについて困っていることや心配に思っていることは、就学前の子どもの保護者では「子どもへの接し方」が他の年齢層より高く、相談窓口の周知や相談しやすい体制が求められています。

施策の方向

様々な障害種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を体制の整備を図ります。

また、関係機関、関係課、相談支援事業所、サービス提供事業所等と連携し、重層的な相談対応の充実を図ります。

さらに、いつでも相談を受けられる体制の整備と、相談窓口での利便性と職員の資質の向上を図ります。

施策・事業

施策・事業名	施策・事業の内容
①総合的な相談支援体制の構築	障害のある人が自らの意思決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築するため、障害種別、年齢、性別、状態等に対応できる総合的な相談支援体制の整備を図ります。
②相談支援体制の充実	障害のある人の自立と社会参加の促進のため、一人一人の障害の状況や家庭、住まいの状況、サービス利用意向等個々の状況に応じて、必要なサービスや社会資源等の情報提供を行うとともに、サービス等利用計画の作成を進めます。

施策・事業名	施策・事業の内容
③適切な支給決定への取組の推進	障害のある人個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況や意向等を踏まえたサービス等利用計画案の作成等、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定を行います。
④基幹相談支援センターの設置の促進	相談支援事業者への専門的指導や人材育成、障害者等の相談等を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置を促進します。
⑤自立支援協議会の充実	関係機関の連携の緊密化や地域の実情に応じた体制づくりのため、自立支援協議会において、障害のある人等への支援体制の整備を進めます。 また、各専門部会において、地域の課題や障害に対応した課題の検討・解決策等を協議します。
⑥相談ネットワークの形成	相談支援専門員や相談支援に従事する職員に対する研修等を行い、相談業務の質の向上を図るとともに、こども家庭センター、更生相談所、健康福祉事務所、障害者就業・生活支援センター、発達障害者支援センタークローバー等の関係機関とのネットワークを活用し、障害のある人が身近な地域で専門的相談を行うことができる体制の構築を進めます。
⑦当事者等による相談活動の充実	家族と暮らす障害のある人について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援するとともに、当事者等による相談活動やピアサポート、ピアカウンセリング等の更なる充実を図ります。
⑧ピアサポートの推進	精神障害（発達障害を含む）のある人や子ども、その家族に対する支援を強化するため、地域生活支援事業の活用によって、ピアサポートを推進します。
⑨サポートファイルの活用促進	障害のある人への一貫した支援の充実を図るため、作成対象者を発達障害をはじめ、身体障害、知的障害、精神障害に拡大し、関係機関、関係課等と連携を図りながらサポートファイルの積極的な作成・活用を図ります。
⑩就学前児童の保護者に対する相談支援の充実	就学前の保護者の「子どもへの接し方」に対する不安や心配事を軽減するため、障害についての受容や理解を深めるための情報提供や就学支援ガイドを活用し、学習、相談等対応の充実を図ります。

基本施策(3) 福祉サービスの充実

主な課題

- 障害のある人が、自分の意思で決定した日常生活や社会生活を営むことができるよう、個々の障害のある人のニーズ及び実態に応じた障害福祉サービス等の提供が必要です。
- アンケート調査から、障害福祉サービスを利用していない理由に「利用するまでの手続きがわからない」や「サービスに関する情報がない」が上位にあげられ、手続きやサービスに関する情報の効果的な提供が必要です。
- 利用者を主体としたサービスの充実を図るためには、サービス事業所の参入や人材の確保が必要です。

施策の方向

障害のある人が、自分の意思で決定した日常生活や社会生活を営むことができるよう、個々の障害のある人のニーズ及び実態に応じた障害福祉サービス等の提供を図ります。

また、地域で生活する障害のある人の支援を進めるために、地域生活支援拠点等の整備を図り、障害の重度化・高齢化にも対応できるよう、地域生活支援、サービスの提供体制の確保及び専門的ケアの支援を行う機能の強化を図ります。

さらに、障害福祉サービスの充実のため、サービス事業所の確保に努めます。

施策・事業

施策・事業名	施策・事業の内容
①障害福祉サービス等の周知	障害のある人の生活を支える障害福祉サービスや地域生活支援事業、障害のある子どもの支援事業等、必要とする人に情報が届くよう、多様な媒体や機会を活用して周知を進めます。
②在宅サービスの充実	個々の障害のある人のニーズ及び実態に応じて、在宅の障害のある人に対する日常生活や社会生活を営む上で、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。
③医療的ケアを含む支援の充実	常時介護を必要とする障害のある人が、自らが希望する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の充実を図るとともに、体調の変化・支援者の状況等に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備に努めます。 また、身近な地域で保健、医療、福祉、保育、教育等の各分野の支援が受けられるように、関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。

施策・事業名	施策・事業の内容
④訓練の提供	障害のある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練（機能訓練及び生活訓練）の提供に努めます。
⑤地域生活支援事業の推進	移動支援、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、地域活動支援センターの機能の充実等を図ります。
⑥地域生活支援拠点等の整備	地域で生活する障害者の支援を進めるために、地域生活支援拠点等の整備を図り、障害の重度化・高齢化にも対応できるよう、地域生活支援、サービス提供体制の確保及び専門的ケアを行う機能の強化を進めます。
⑦地域生活への移行の推進	<p>地域生活への移行を進めるため、障害者支援施設においては、入所者の地域生活移行支援や地域での生活を定着するための支援を推進します。</p> <p>また、障害のある人のひとり暮らしを支えるため、新たなサービスである自立生活援助を行い、地域生活への移行を推進します。</p>
⑧サービス事業所の研修の充実	障害福祉サービス事業所の職員が、共生社会の理念を理解し、障害のある人やその家族の意思を尊重しながら、必要な支援を行うことができるよう、研修の実施等を推進します。

基本施策(4) 障害のある子どもに対する支援の充実

主な課題

- アンケート調査から、保護者が子どもについて困っていることや心配に思っていることは、「家族がいなくなった時の生活」や「進学や訓練、就職などの進路」が高くなっています。
- 発達障害のある子どもの増加が見込まれ、発達障害の早期発見、早期支援が重要であることから、県と連携し発達障害の診療・支援ができる医師の確保や体制の整備が必要です。
- 乳幼児期から学校卒業後まで、一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築が必要です。

施策の方向

障害のある子どもについて、情報提供や相談支援等により、障害のある子どもやその家族を支援するとともに、関係機関や関係課、サービス提供事業所等が連携し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を、地域の身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

施策・事業

施策・事業名	施策・事業の内容
①子ども・子育て支援事業の利用支援	障害のある子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象として、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じます。
②障害のある子どもの保育所等での受入れの促進	障害のある子どもを受け入れる保育所等のバリアフリー化の促進、障害児保育を担当する職員の確保や専門性の向上を図るための研修の実施等により、障害のある子どもの保育所等での受入れを促進します。
③乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援	障害のある子どもの成長発達を支援するため、成長記録や指導上の配慮に関する情報を、必要に応じて関係機関で共有するなどの体制整備に努めます。 障害のある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を、地域の身近な場所で提供する体制の構築を図り、療育方法等に関する情報提供や助言指導等を行います。
④発達障害の専門家の確保	発達障害の早期発見、早期支援の重要性から、発達障害の診療・支援ができる医師の確保を図ります。

施策・事業名	施策・事業の内容
⑤障害のある子どもに対するサービスの充実	<p>児童福祉法に基づき、障害のある子どもに対して療育等の支援を行う児童発達支援等を提供します。また、障害者総合支援法に基づき、居宅介護、短期入所、日中一時支援等を提供し、身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。</p> <p>また、障害のある子どもの発達段階に応じて、保育所等訪問支援及び放課後等デイサービス等の適切な支援を提供します。</p> <p>さらに、医療的ケアが必要な障害のある子どもについて、地域において包括的な支援が受けられるように、保健、医療、福祉等の関係機関の連携強化を促進し、在宅で生活する重症心身障害のある子どもについては、専門的な支援体制を備えた短期入所や居宅介護、児童発達支援等、在宅支援の体制の整備に努めます。</p>
⑥情報提供や相談支援	<p>情報提供や相談支援等により、障害のある子どもやその家族を支援します。</p>

基本施策(5) 障害福祉を支える人材の育成・確保

主な課題

- アンケート調査から、人材の確保が課題となっており、サービス供給体制の充実には人材確保が必要です。
- 障害のある人の多様なニーズに対応するため、サービス提供事業所や、市職員等の資質の向上を図ることが必要です。

施策の方向

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の福祉専門職について、その有効な活用を図りつつ、確保に努めます。

また、看護師、理学療法士等のリハビリテーションに従事する者について、専門的な技術及び知識を有する人材の確保に努めます。

施策・事業

施策・事業名	施策・事業の内容
①専門職の確保	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の福祉専門職について、確保及びその有効な活用を図ります。 また、看護師、理学療法士等のリハビリテーションに従事する者について、専門的な技術及び知識を有する人材の確保を図ります。
②ホームヘルパーの養成	ホームヘルプサービスについて、障害特性を理解したホームヘルパーの養成及び研修を行います。
③労働法規の遵守の徹底	障害福祉サービス等を提供する事業者に対し、労働法規の遵守を徹底するとともに、職場環境の改善などに努めます。
④ピアサポートの推進（再掲）	精神障害（発達障害を含む）のある人やその家族に対する支援を強化するため、地域生活支援事業の活用によって、ピアサポートを推進します。

基本目標2 保健・医療の推進

基本施策(1) 障害の予防と早期発見・早期対応の推進

主な課題

- 医師、保健師、栄養士、歯科衛生士、臨床心理士等多職種による健診を実施し、幅広い視点で子どもの成長発達について観察や指導・助言を行っています。乳幼児健診の受診率は平均99.3%と高いものの、未受診者への対応が課題です。
- 要支援児すべてに対する相談対応が必要であり、そのためには、保護者が発達特性等についての理解や受容ができるような相談体制や、発達専門医師の確保が必要です。
- 身体障害者手帳所持者のおよそ4分の1は内部障害であり、食事や運動等、生活習慣病の予防の推進が必要です。
- 生活習慣の改善が必要な人に対し、健康教育への参加の促進や、健康的な生活習慣を実践していけるよう、若年層からの働きかけが必要です。

施策の方向

妊婦健康診査や乳幼児健康診査及び児童に対する健康診断、保健指導の充実を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病等の早期発見及び治療に努めます。

また、生活習慣病の予防とともに合併症の発症や症状の進行等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、健康診査、健康教育、健康相談の実施と充実を図ります。

施策・事業

施策・事業名	施策・事業の内容
①妊婦健康診査の推進	妊婦の母体や胎児の健康管理と異常の早期発見や予防を行うため、妊婦健康診査の受診を促し、妊婦健康診断費用を助成します。また、必要に応じて医療機関との連携を図ります。
②乳幼児健診の充実	新生児聴覚検査を推進するため、費用の一部を助成します。また、乳幼児健康診査（3か月児健診、8か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診等）やこども健康相談を通じて、疾病・異常の早期発見、早期支援に努めます。
③療育の充実	一人一人に合った療育が行われるよう、保健、医療、福祉、教育など、様々な関係機関との連携を図ります。

施策・事業名	施策・事業の内容
④障害児保育の推進	一人一人の障害特性に応じ、保育園、認定こども園、保護者、専門機関等との連携を強化し、きめ細かな障害児保育に努めます。
⑤健康づくりや健康増進事業の充実	健康診査や健康教室、健康相談など、各種保健事業の周知・啓発・実施に取り組み、疾病の予防と異常の早期発見、早期治療を推進し、健康増進に努めます。



基本施策(2) 医療・診療体制の整備・充実

主な課題

- 地域歯科保健対策検討会議において、障害のある人や高齢者の歯科保健医療対策について、地域と病院をつなぐ紹介システムネットワーク等について協議され、早期に対応するための連絡票が作成されています。今後は、こうした取組についての関係機関への周知・啓発が必要です。
- かかりつけ医やかかりつけ歯科医等をもつことについて、すべての市民に対する啓発が必要です。
- 障害のある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ることが必要です。

施策の方向

障害の有無にかかわらず、必要な時に必要な医療や歯科治療等が受けられるよう、医療が受けやすい体制づくりを推進するとともに、かかりつけ医やかかりつけ歯科医をもつことの啓発を進めます。

また、障害のある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実に努めます。

施策・事業

施策・事業名	施策・事業の内容
①医療が受けやすい体制づくりの推進	地域と病院をつなぐ紹介システムネットワークづくりを推進します。
②かかりつけ医、かかりつけ歯科医の啓発	障害のある人が身近な地域で必要な医療を受けたり、相談ができるよう、かかりつけ医やかかりつけ歯科医をもつことについて啓発を図るとともに、医療機関等に障害に対する理解が得られるよう、取り組んでいきます。
③地域医療体制等の充実	障害のある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられることができるよう、地域医療体制等の充実を図ります。その際、特に、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意します。
④緊急時の医療体制の充実	豊岡病院や朝来医療センター、八鹿病院等と連携し、緊急時の医療体制の確保に努めます。
⑤医療費負担の軽減	障害のある人の心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療について、自立支援医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）や重度心身障害者児医療費助成制度など、各種医療費公費負担・助成制度の周知を行います。

基本施策(3) 精神保健・医療の適切な提供等

主な課題

- 本市は、自殺率が県平均・但馬圏域と比較しても高い状況です。悩みを抱えた人が状況に応じた相談窓口につながるよう、相談窓口の周知が必要です。また、民生委員・児童委員、市職員、地域ケアスタッフ等がゲートキーパーとなり、つなぐ仕組みを強化し、相談支援体制の充実を図ることが必要です。
- 自殺対策基本法の改正により、自殺対策計画の策定が義務づけられたことから、本市においても計画策定と総合的な自殺対策を推進することが必要です。
- 障害のある人が孤立しない働きかけや地域づくりが必要です。
- 精神障害のある人が、退院後スムーズに地域で生活できるよう、サービスの充実や地域相談支援体制の整備が必要です。

施策の方向

学校、職域及び地域における心の健康に関する相談体制の充実により、市民の心の健康づくり対策と総合的な自殺対策を推進します。

また、精神障害のある人への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障害のある人の退院支援及び地域移行や地域定着を支援します。

施策・事業

施策・事業名	施策・事業の内容
①自殺対策計画の策定	自殺対策に総合的に取り組むため、自殺対策計画の策定に取り組めます。
②自殺予防やうつ予防に向けたこころのケア相談の充実	こころの健康づくり、自殺予防やうつ予防に向け、相談機関の周知・啓発に取り組むとともに、各相談機関との連携強化を図り、相談対応の充実に努めます。
③ゲートキーパーの養成	身近な地域で、支援の必要な人を発見し、状況に応じた相談窓口につながられるよう、民生委員・児童委員をはじめ市職員、地域ケアスタッフ等に対するゲートキーパー養成講座を行い、ゲートキーパーの養成に努めます。
④家庭訪問や相談体制の充実	精神障害のある人が、地域で安心して生活できるよう、家庭訪問や相談体制の充実に努めます。 また、多様なニーズ等に対応できるよう、関係機関や関係課等との連携強化を図ります。

施策・事業名	施策・事業の内容
⑤精神デイケアの充実	退院により地域に移行した人や地域で生活している精神に障害のある人が社会体験の場として、精神デイケアの充実を図ります。
⑥地域移行への支援	精神障害のある人がスムーズに地域移行できるよう、居宅介護など訪問系サービスの充実や地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の提供体制の整備を図ります。
⑦精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害のある人とその家族が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。



基本施策(4) 難病に関する保健・医療施策の推進

主な課題

- 18歳未満アンケート調査から、難病の認定を受けている子どもは2人、18歳以上アンケート調査からは78人でした。障害者手帳の未所持者を含めると実際にはもっと多くなると推計され、対象難病の拡大とともに、障害福祉サービス等の利用促進やサービスの充実が必要です。
- 健康福祉事務所等と連携し、難病等の疾患がある人やその家族に対する支援の充実のための実態把握等が必要です。

施策の方向

難病等の疾患がある人に対し、総合的な相談・支援や地域における受入病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ります。

また、難病等の疾患がある人の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援の充実に努めます。

施策・事業

施策・事業名	施策・事業の内容
①多様なニーズに対応したきめ細かな相談や支援の充実	難病等の疾患がある人の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るため、きめ細かな相談や支援の充実に努めます。
②保健・医療サービスに関する情報提供の充実	難病等の疾患がある人の医療費の助成等、保健・医療サービス等に関する情報提供の充実に努めます。
③難病疾患を持つ人に対する福祉サービスの充実	難病等の疾患がある人が障害福祉サービスを円滑に利用できるよう、障害福祉サービス等及び利用手続き等に関する情報提供やサービスの確保に努めます。
④連携体制の強化	難病等の疾患がある人の地域生活を支援するため、保健、医療、福祉等の関係機関との連携を図り、個々に合ったサービスが提供できるよう取り組みます。
⑤生活実態等の把握	難病等の疾患がある人とその家族等に対する支援の充実を図るため、健康福祉事務所等関係機関と連携して生活実態やニーズ等を把握に努めます。

基本目標3 安全・安心な生活環境の整備

基本施策(1) 住まいの確保

主な課題

- 18歳未満の人は、将来の暮らしの場として、「グループホームを利用したい」が10.6%となっています。
- 18歳以上の人は、「グループホームを利用したい」が3.2%となっています。青年層の希望が高く、障害種別では知的障害のある人が高くなっており、障害のある人の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の援助や相談支援等を受けながら共同生活するグループホームの整備が必要です。

施策の方向

障害のある人の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の援助や相談支援等を受けながら共同生活するグループホームの整備を促進します。

また、在宅での生活を支援するため、住宅改修等バリアフリー化を推進するとともに、障害のある人の日常生活を支援するため、日常生活用具の給付を行います。

施策・事業

施策・事業名	施策・事業の内容
①在宅生活の利便性の向上	障害のある人の在宅生活の利便性の向上を図るため、バリアフリー改修等を促進するとともに、障害者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付等支援を行います。
②グループホームの整備の促進	障害のある人の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の支援や相談支援等を受けながら共同生活するグループホームの整備を促進します。
③非常災害時におけるサービス利用の推進	障害のある人が安心して障害福祉サービス等を利用することができるよう、非常災害時における消防団や近隣住民との連携体制の構築を促進します。

基本施策(2) 利用しやすい福祉のまちづくりの推進

主な課題

- アンケート調査から、外出時に困ることとして、18歳未満では「困った時の対応が心配」が、18歳以上では「公共交通機関が少ない(ない)」や「交通事故への不安」が、それぞれ1、2位であり、外出時の支援が求められています。
- 障害のある人の社会参加を促進するために、移動しやすい環境整備を進めることが必要です。
- 障害の有無や年齢等にかかわらず、市民誰もが利用しやすい道路づくり、施設づくり等を進めることが必要です。

施策の方向

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律」の趣旨も踏まえ、不特定多数の人が利用する施設が建設される際などに、障害のある人が安全・快適に道路や交通機関、施設が利用できるよう、福祉のまちづくりを進めます。

また、アクセシビリティに配慮した施設や製品等の普及促進を図ります。

施策・事業

施策・事業名	施策・事業の内容
①福祉のまちづくりの推進	「広報朝来」への関連記事の掲載により、バリアフリーやユニバーサルデザインの普及・啓発を図ります。 誰もが利用しやすい施設の整備について、指導・助言に努めます。
②道路のバリアフリー化	歩道内の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置など、必要性や緊急性に配慮しながら、ユニバーサルデザインの道路整備を計画的に推進します。

基本施策(3) 防災、防犯等の推進

主な課題

- 災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、福祉避難所（福祉避難スペース）を含む避難所の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災や減災に向けた取組の推進が必要です。
- 避難行動要支援者名簿の作成について、障害のある人をはじめ市民に対し、一層の周知を図り、より多くの市民が災害時要支援者対策を理解することが必要です。
- 災害時にも必要なサービスを受けられるよう、支援体制の確保が必要です。
- 障害のある人や高齢者が詐欺等の犯罪の被害にあわないよう、地域ぐるみの防犯体制の強化を図ることが必要です。

施策の方向

災害時要援護者登録台帳をもとに、プライバシーに配慮した災害時避難行動要支援者情報の共有及び活用を推進し、避難支援体制の具体化を進めます。

また、詐欺等消費者トラブルに巻き込まれないよう、消費者被害の実態や手口等について周知を進めるとともに、地域が一体となった防犯活動を進めます。

施策・事業

施策・事業名	施策・事業の内容
①防災訓練・避難訓練等の実施	障害のある人の参加を得て、防災知識の普及を目的とした各種訓練を実施するとともに、多様な媒体や機会を活用して防災意識の啓発を図ります。
②災害時避難行動要支援者支援プラン	「災害時要援護者登録台帳」に基づき、地域住民・要支援者の理解を得て、支援者を確保しながら適切な対応ができるよう体制を確保します。 また、民生委員・児童委員や自治会等役員による、日頃からの見守りや発見・つなぐ等の取組を通じて、避難行動要支援者の把握に努め、情報の共有等が図られるように取り組みます。
③災害時の情報伝達	災害発生時、または災害が発生するおそれがある場合に、障害のある人に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進します。
④消費者被害対策	障害のある人や認知症高齢者等判断能力が低下している人が悪質商法や詐欺などの被害にあわないよう、防犯知識の啓発を図ります。
⑤防犯対策	障害のある人や高齢者等が犯罪に巻き込まれないよう、地域での声かけやパトロールによる連携など、地域住民の支えあいによる防犯対策を促進します。

基本施策(4) 地域福祉の推進

主な課題

- 登録ボランティア活動団体は、生野、和田山、山東、朝来の各ボランティアステーションに約170のグループがあり、様々な活動を展開しています。
- 地域住民が自ら暮らす地域の課題を、「我が事」として捉えられるような地域づくりの取組や、様々な相談を「丸ごと」受け止める場の整備、相談機関の協働、ネットワーク体制の整備などを通じ、包括的な支援体制の整備が必要です。
- 高齢者等に対する朝来安心見守りネットワーク事業が、平成26年にスタートしています。高齢者や障害のある人の孤立を防止し、地域全体で見守り、支えあう体制づくりが必要です。

施策の方向

障害のある人等が住み慣れた地域で、家族や近隣の人々とともに安心して暮らしていくことができるよう、朝来市社会福祉協議会と連携するとともに、地域住民や地域団体、ボランティアグループ、サービス事業者、医療機関等がそれぞれの役割を確認しながら、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の構築を進めます。

施策・事業

施策・事業名	施策・事業の内容
①体験ボランティアの実施	ボランティア活動を体験することにより、自分たちの暮らしている地域社会や社会福祉に対して関心を深め、住民の一人として積極的に社会参加することの意義を学ぶとともに、様々な人々との出会いや体験から、自らの生き方や「ともに生きる」ことの意味を考える機会を提供します。
②ボランティア活動の促進	情報発信を積極的に行い、ボランティア活動への参加を促進します。

基本目標4 教育の振興

基本施策(1) インクルーシブ教育システムの推進

主な課題

- 特別支援教育について、教職員等の研修の充実を図り、幅広い知識を持ち、園児や保護者に対応することが必要です。
- インクルーシブ教育システムの構築を見据えた「兵庫県特別支援教育第2次推進計画」に基づき、障害のある子ども一人一人を早期から支援するとともに、ユニバーサルデザイン化モデル研究授業の取組から、子どもたちの持てる力を最大限に高めていくことが必要です。
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用の促進や発達に関する相談窓口の開設に向けて関係部署と連携していくことが必要です。
- アンケート調査から、育成・教育に関して希望する支援は、「子どもの持つ能力や障害の状態に適した指導の実施」(74.5%)と「就学・進路相談など相談体制の充実」(72.3%)が高くなっており、個々の能力にあった相談や指導が求められています。

施策の方向

障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、基礎的環境の整備を進めます。

また、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等に在籍する障害のある子どもが合理的配慮のもと、適切な指導や必要な支援を受けられるようにします。

さらに、こうした取組を進めることにより、障害のある子どもに提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障害の有無にかかわらず、可能な限りともに教育を受けられるような条件整備を進めるとともに、個々の子どもに合った指導の体制整備を目指します。

施策・事業

施策・事業名	施策・事業の内容
①多様なニーズに応じた支援の提供	特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実を図り、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、看護師、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士等の専門職及び特別支援教育支援員の活用を図ることで、学校が組織として、障害のある子どもの多様なニーズに応じた支援を提供できる体制づくりを進めます。

施策・事業名	施策・事業の内容
②合理的配慮の提供	各学校における障害のある子どもに対する合理的配慮の提供として、情報保障やコミュニケーションの方法について配慮します。また、子ども一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて設置者、学校と本人、保護者間で可能な限り合意形成を図り、合理的配慮を行うことが望ましいことを周知します。
③医療的ケアが必要な児童等に対する支援	医療的ケアを必要とする子どもや長期入院を余儀なくされている子どもが、教育を受けたり、他の子どもとともに学んだりする機会を確保するため、施策の充実に努めます。
④通級による指導の普及	平成29年3月の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）の改正により、小・中学校における通級指導担当教員の定数が基礎定数化されたことや、高等学校においても通級による指導が行えるようになったため、通級による指導がより一層普及するよう努めます。
⑤キャリア教育や就労支援の充実	障害のある子どもが様々な支援を利用しつつ、自立や社会参加を促進できるよう、福祉、労働等関係機関との連携のもと、障害のある児童生徒のキャリア教育や就労支援の充実を図ります。
⑥早期からの教育相談・支援体制の充実	早期のうちに障害に気づき、適切な支援につなげるため、保健、医療、福祉等との連携に努め、乳幼児に対する健康診査や就学時の健康診断の結果、入学後の児童生徒の状態等に合わせた早期からの教育相談・支援体制の充実を図ります。
⑦学齢期等に応じた連続性のある指導・支援の推進	障害のある子どもが就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関で共有・活用するため、保護者の参画を得つつ、医療、保健、福祉、労働等との連携のもと、個別の教育支援計画や個別の指導計画の策定・活用を促進します。

基本施策(2) 教育環境の整備

主な課題

- 子どもたちが安心して学校園生活を送るためには、安全で質の高い学習環境の整備・充実が必要です。
- 障害により特別な支援を必要とする子どもが、すべての学校園、すべての学級に在籍できるよう、すべての学校における特別支援教育の体制整備を促進する必要があります。

施策の方向

学校園施設の計画的な改修やICT環境の整備などの学習環境の整備・充実を図るとともに、様々な困難や課題を抱える子どもたちに対する教育の機会確保のための就学支援等に取り組みます。

施策・事業

施策・事業名	施策・事業の内容
①特別支援教育に係る専門性の向上	すべての教員が障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組を推進します。
②特別支援学校の機能の充実	園、小・中学校における特別支援教育の充実を図り、地域における障害のある子どもの支援強化に努めます。特別支援学校の地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実について、県に要望していきます。
③教育的ニーズに応じた支援機器等の活用	障害のある子どもの教育機会の確保や、自立と社会参加の推進にあたってのコミュニケーションが重要であることから、コミュニケーションICTの活用も含め、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた教科書、教材、支援機器等の活用に努めます。

基本施策(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

主な課題

- 障害の有無にかかわらず、市民一人一人が生涯を通じて、生きがいを持ち、社会教育・生涯学習の場で様々な学びの機会を得ることや、障害のある人が社会の一員として学ぶことができる環境づくりが必要です。

施策の方向

学校卒業後の障害のある人が、社会で自立して生きるために必要となる力を得ることができるよう、障害のある人の各ライフステージにおける学びを支援します。

施策・事業

施策・事業名	施策・事業の内容
①生涯を通じた学びの機会・場の充実	本市の歴史、文化芸術など豊かな資源を生かした多様な社会教育・生涯学習の機会の提供、思いやりや寛容の心を育てる人権教育の推進など、生涯学習環境の充実に努めます。
②スポーツの振興	障害の有無にかかわらず、また、世代を超えて市民がスポーツを通じて楽しさや感動を分かち合い、一人一人が健康で、いきいきと暮らせるよう、生涯スポーツの環境整備に取り組みます。 また、障害のある人のニーズに応じたスポーツを指導できる人材の発掘及び養成、障害の有無にかかわらず、スポーツを行うことのできるよう、普及に取り組みます。
③レクリエーション活動の促進	レクリエーション活動を通じて、障害のある人等の体力づくり、交流、余暇としての活用等のため、各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障害のある人等が地域社会における様々な活動に参加するための環境の整備や必要な支援に取り組みます。
④芸術文化活動の促進	障害のある人が、地域において文化芸術活動に親しむことができるよう、ニーズに応じた文化芸術活動を指導できる人材の発掘や養成を進めるとともに、障害の有無にかかわらず、文化芸術活動を行うことのできる環境づくりに取り組みます。

基本目標5 雇用・就業、経済的自立の支援

基本施策(1) 障害者雇用の促進

主な課題

- 働く意欲のある障害のある人が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保することが必要です。
- 平成30年度には精神障害のある人の雇用義務化（障害者法定雇用率の算定基礎に精神障害のある人を加えること）が始まることから、企業に対して、障害に対する理解を深めるなど、障害のある人の雇用に関する啓発が必要です。

施策の方向

働く意欲のある障害のある人が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、障害者就業・生活支援センターやハローワーク等関係機関との連携を図り、障害のある人の雇用の促進を図ります。

施策・事業

施策・事業名	施策・事業の内容
①障害者雇用に関する啓発強化	事業主が障害者雇用に関する理解と認識を深めることができるよう、ハローワーク等と連携し啓発を図ります。 また、ハローワーク等と連携し、障害者雇用に関する事業所への助成制度等の情報提供を行い、障害者雇用を働きかけます。
②一貫した支援の推進	障害のある人の福祉、教育、医療等から雇用に繋げていくため、ハローワークをはじめ、地域の関係機関が密接に連携して、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を進めます。
③職業相談・紹介等の実施	ハローワークにおいて、障害の種類・程度に応じたきめ細かな職業相談・紹介、職場適応指導等の充実を働きかけます。
④トライアル雇用の推進	障害者雇用への不安を解消するため、トライアル雇用の推進等の取組を通じて、事業主の障害者雇用への理解の促進を図ります。
⑤各種助成制度の活用促進	障害のある人を雇用するための環境整備等に関する各種助成金制度を活用できるよう、障害のある人を雇用する企業に対する情報の提供を行います。あわせて、ハローワーク等と連携し、障害のある人の雇用に関するノウハウの提供等に努めます。
⑥一般就労移行者の職場定着支援の推進	就労移行支援事業所等を利用して一般就労をした障害のある人については、就労に伴う生活面の課題に対する支援を行う就労定着支援により職場定着に努めます。

施策・事業名	施策・事業の内容
⑦法定雇用率達成の促進のための啓発	市内の企業に対し、法定雇用率の達成を促進するための啓発に努め、ハローワークによる法定雇用率の達成に向けた取組を支援します。

基本施策(2) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業機会の確保

主な課題

- 障害のある人が適性に応じて能力を発揮し、さらなるチャレンジを実践するためには、福祉的就労における工賃の向上が必要です。
- 障害のある人の仕事に対する意識の醸成が図れるようにするため、実際の就労現場にふれたり、仕事や作業体験をすることが必要です。

施策の方向

一般就労が困難な人に対しては、福祉的就労の底上げにより工賃の向上を図るなど、総合的な支援を推進します。

施策・事業

施策・事業名	施策・事業の内容
①特別支援学校生に対する職業実習	簡易な仕事体験機会の提供により、特別支援学校生徒に対する就職活動に向けた意識の醸成を図ります。
②福祉的就労の場の確保	障害のある人の多様な就労ニーズに対応するため、就労継続支援A型・B型など、福祉的就労の場の確保に努めます。
③工賃の向上に対する支援の検討	市から事業所等への優先発注枠を設定し、工賃の向上に向けて取り組みます。また、南但馬自立支援協議会等において、工賃が高い事例の収集を進め、事業所等と工賃向上の検討を進めます。

基本施策(3) 経済的自立の支援

主な課題

- 障害のある人の経済的自立を支援するため、雇用や福祉的就労を促進するとともに、年金制度や各種手当等の周知を徹底することが必要です。

施策の方向

障害のある人が地域で自立した生活を営むことができるよう、雇用や就業（自営業を含む。）につながり、定着するよう支援します。

また、年金や諸手当の情報提供や受給について支援するとともに、各種の税制上の優遇措置、低所得者に対する障害福祉サービスにおける利用者負担の無料化などの各種支援制度を運用し、経済的自立を支援します。

施策・事業

施策・事業名	施策・事業の内容
①各種手当制度等の周知	自立支援医療や特別障害者手当等各種手当に関する制度の周知を行い、必要な人が利用できるよう支援します。
②障害年金制度の周知	受給資格を有する障害のある人が、障害年金を受け取ることができないことのないよう、制度の周知に取り組みます。



基本目標6 社会参加の促進

基本施策(1) 移動支援の充実

主な課題

- 障害のある人の社会参加を促進するために、移動が困難な障害のある人が利用したい時に利用できる移動支援が必要です。
- アンケート調査によると、外出時に困ることとして「公共交通機関が少ない」が多くなっています。コミュニティバス（アコバス）に関しては、利便性の向上とともに、より一層の利用促進を図る必要があります。

施策の方向

障害のある人や高齢者の地域における積極的な社会活動を促進するため、移動支援の充実に努めます。

施策・事業

施策・事業名	施策・事業の内容
①自家用車の活用支援	身体障害のある人の社会参加を支援するため、自ら運転する自家用車両の改造費の助成や、自動車運転免許取得費用の助成等の制度の周知を行い、活用を促進します。
②移動支援事業の推進	屋外での移動が困難な障害のある人の社会参加の促進や移動の利便性を図るため、移動支援事業の利用促進を図ります。
③タクシー利用券の利用促進	障害のある人の社会参加等外出を支援するために発行しているタクシー利用券について、より一層周知し、利用を促進します。
④公共交通利用の連携促進	「地域の公共交通は、市民のみんなで乗って守る」という意識のもと、市民・行政・交通事業者が連携し、より効率的、効果的な公共交通体系の構築と利用促進を図ります。

基本施策(2) 意思疎通支援の充実

主な課題

- 障害のある人は、日常生活でのコミュニケーションについて不安を感じたり何らかの困難な経験をしているため、意思疎通を図る支援が必要です。

施策の方向

障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用を促進します。
また、支援機器の提供等の取組を通じて、意思疎通支援の充実に努めます。

施策・事業

施策・事業名	施策・事業の内容
①コミュニケーション支援の充実	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人に対して、手話通訳者、要約筆記者等の設置、派遣等による支援や点訳、代筆、代読、音声訳等による支援を行います。 また、手話奉仕員、要約筆記者等の養成研修等の実施により人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援の充実に努めます。
②支援機器の給付等	情報を得る際やコミュニケーションを図る際、支援機器を必要とする障害のある人に対して、日常生活用具の給付を行います。
③手話への理解の促進と普及	朝来市手話言語条例を制定し、手話施策推進委員会（仮）を設置の上、手話への理解の促進と普及に努めます。

基本施策(3) 情報の利用のしやすさの向上

主な課題

- 障害福祉サービス等の利用やその他必要な情報を、障害のある人が入手しやすいように、障害特性に応じた配慮と対応が必要です。
- とりわけ、災害時等には迅速な情報伝達が必要であり、その体制づくりが必要です。

施策の方向

障害の種別に応じた配慮が必要な人に、必要な情報が正確かつ迅速に届くようにするため、情報の利用のしやすさの向上を図ります。

施策・事業

施策・事業名	施策・事業の内容
①情報提供の際の配慮	障害のある人に障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、知的障害のある人、精神障害のある人等にもわかりやすい情報の提供に努めるなど、多様な障害の特性に応じた配慮を行います。
②災害発生時等の情報伝達体制の整備	災害発生時、または災害が発生するおそれがある場合に、障害のある人に対して適切に情報を伝達できるよう、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進します。
③市の広報紙による情報提供の充実	福祉サービスや各種制度等に関する情報について、わかりやすい紙面づくりと掲載内容の充実を図ります。
④市の広報紙の点字化・音声化の実施	文字による情報入手が困難な人のために、点訳・音訳、その他、障害のある人にわかりやすい方法により、市広報、各種事業の紹介、生活情報等の定期的な提供に努めます。

基本目標7 差別の解消、権利擁護等の推進

基本施策(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

主な課題

- 障害のある人は、就職をはじめ住宅を借りるなどの暮らしの基盤の確保から日常生活に至るまで、様々な不利となる条件に置かれており、障害のある人に対する差別や偏見も依然として存在します。
- 「障害者基本法」において、新たに「差別の禁止」が規定されたことに続いて、平成28年に「障害者差別解消法」が施行され、自治体は、障害のある人に対する「差別的取扱い」の禁止と障害のある人の要望等に応じて、日常生活や社会参加の「障壁を取り除く配慮を行うこと」が法的に義務づけられました。なお、民間事業者では、「差別的取扱い」は禁止ですが、「障壁を取り除く配慮を行うこと」は努力義務となっており、あらゆる場合で合理的配慮を行う必要があります。
- 社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めるため、障害者団体等の様々な取組を行う団体と連携を図りつつ、障害者差別解消法の一層の浸透を図ることが必要です。

施策の方向

障害のある人の人権の尊重、その人らしく生きる権利の擁護を目指す取組とともに、社会的障壁を除去する取組を推進し、障害を理由とする差別の解消に努めます。

施策・事業

施策・事業名	施策・事業の内容
①障害者に対する差別解消についての啓発	「障害者差別解消法」について、その趣旨や理念等について市民に広く周知します。 また、県との連携を図り、障害を理由とした不利益な取扱いの具体的事例や、障害のある人への配慮の望ましい事例などを周知し、障害のある人などの社会参加を制約するバリアの解消に努めます。
②対応要領の啓発	地域における障害を理由とする差別の解消を推進するため、本市における対応要領の周知や職員研修の実施等、市役所内での障害者差別解消の啓発を行います。
③相談・紛争解決等実施体制の充実	障害のある人に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談・紛争解決等を実施する体制の充実等に取り組むとともに、その利用の促進を図ります。

基本施策(2) 権利擁護の推進、虐待の防止

主な課題

- 障害のある人や認知症高齢者など、判断能力が十分でない人の増加がみられる一方で、本市における成年後見制度はほとんど利用されていません。「名前も内容も知らない」人が、18歳未満では55.3%、18歳以上でも28.1%となっていることから、制度についての周知を図ることが必要です。
- アンケート調査から、名前も内容も知っていて「今後の利用を考えている」及び「利用は考えていない」人は、18歳未満が17.0%、18歳以上が33.7%であり、相談等により利用しやすい体制づくりが必要です。

施策の方向

障害や高齢により判断能力が十分でなくなった人の生活を守り、支援するため、関係機関等と連携し、日常生活の相談やサービス利用、金銭管理、財産保全等の支援の充実を図ります。

また、障害のある人に対する虐待の未然防止や早期発見・早期対応、再発防止等の取組を進めるとともに、虐待を受けている人だけでなく、虐待している人が抱える問題の解決に向けて、関係機関等との連携を強化し、適切な支援に努めます。

施策・事業

施策・事業名	施策・事業の内容
①成年後見制度の利用促進	障害のある人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重するために、意思決定支援ガイドラインの普及を図るとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。
②日常生活自立支援事業の推進	障害のある人等を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等について、朝来市社会福祉協議会と連携して対応していきます。
③虐待防止に関する啓発	障害のある人や高齢者等に対する虐待は人権侵害であることを市民に啓発するとともに、虐待を発見した場合の通報義務及び通報窓口についての周知を図ります。
④相談対応の充実	障害のある人や高齢者等に対する虐待の通報や相談等に適切に対応できるよう、職員の研修を行い、関係機関との連携による対応の充実を図ります。
⑤関係者会議の開催	障害のある人や高齢者等に対する虐待防止や養護者への支援について、対応策の検討などを行うため、関係者会議の開催を検討します。

基本施策(3) 行政等における配慮の充実

主な課題

- 障害のある人がその権利を円滑に行使できるよう、選挙等において必要な環境の整備や障害特性に応じた合理的配慮の提供を行うことが必要です。

施策の方向

障害のある人がその権利を円滑に行使できるよう、選挙等において必要な環境の整備や、障害特性に応じた合理的配慮を行います。

また、本市窓口等における障害のある人への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等に当たっては、ICT等の利活用も検討し、可能なものは積極的に導入するなど、アクセシビリティの向上に努めます。

施策・事業

施策・事業名	施策・事業の内容
①選挙等における配慮の推進	<p>移動に困難を抱える障害のある人に配慮した投票所のバリアフリー化、障害のある人の利用に配慮した投票設備の設置、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、障害のある人が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等の取組を促進します。</p> <p>また、指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会の確保に努めます。</p>
②事務・事業の実施における配慮の推進	<p>事務・事業の実施にあたっては、障害者差別解消法に基づき、障害のある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）を行うとともに、ソフト・ハードの両面にわたり、合理的配慮を的確に行うために必要な環境の整備を推進します。</p>
③職員等の障害者理解の推進	<p>職員等の障害のある人に関する理解を促進するため必要な研修を実施し、より一層の理解の促進が必要な障害や、外見からはわかりにくい障害の特性、複合的に困難な状況に置かれた障害のある人に求められる配慮等を含めて、窓口等における障害のある人への配慮の徹底を図ります。</p>
④対応要領啓発(再掲)	<p>地域における障害を理由とする差別の解消を推進するため、市役所内での対応要領の周知や職員研修の実施等、障害者差別解消の啓発を行います。</p>

施策・事業名	施策・事業の内容
⑤障害者施策等に関する情報提供時の配慮の推進	障害のある人に障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、知的障害のある人、精神障害のある人等にもわかりやすい情報の提供に努めるなど、多様な障害の特性に応じた配慮を行います。
⑥利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供	障害のある人を含むすべての人が利用しやすいように、行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、ウェブサイト等で情報提供を行うにあたっては、キーボードのみで操作可能な仕様の採用、動画への字幕や音声解説の付与など、アクセシビリティの向上等に向けた取組を検討します。



基本施策(4) とともに理解し合うための地域づくり

主な課題

- 身体障害のある人の多くは高齢者であり、高齢化に伴い心身機能の低下は誰にでも起こることであり、内部障害や認知症なども増加します。誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向け、市民一人一人が障害のある人や高齢者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について、理解を深めることが必要です。
- 発達障害や高次脳機能障害、内部障害など、一般にまだよく知られていない障害などもあり、その特性や必要な配慮などに関して、理解を深めるための啓発を進めることが必要です。
- 知識としての理解だけではなく、地域や学校等でともに生活することにより、より理解が深まり、当たり前存在となるような関係づくり、地域づくりが必要です。

施策の方向

学校や地域で障害や障害のある人に関する理解を深められるよう、啓発・教育を進めるとともに、様々な機会を活用し交流の機会の確保に努めます。

また、障害のある人同士や、障害のある人もない人もともに理解を深め合えるように、地域での様々な交流ができる機会づくりを促進します。

施策・事業

施策・事業名	施策・事業の内容
①障害や障害のある人に関する啓発	「広報朝来」に、障害や障害福祉に関する関連情報記事を掲載するとともに、障害者団体等と連携し、「障害者週間」等を利用して啓発活動を推進します。
②人権教育の推進	地域における人権教育について、障害のある人や高齢者等に関する人権問題などをテーマに理解を深め、意識を高める教育の推進を図ります。
③各種講座・教室、講演会などの開催	障害や認知症等に対する住民の理解と知識を深めるとともに、支援するための知識や技術等の取得・向上を図るため、各種講座や教室、講演会の開催などに取り組みます。
④地域での交流の促進	障害のある人と地域住民との交流を促進するため、関係団体や関係機関等と連携し、イベント等の実施を検討します。 また、朝来市社会福祉協議会と連携し、住民による地域福祉活動を推進するなかで、子どもから高齢者まで、また、障害のある人など誰でも気軽に集い、話をしたり遊んだりできるような場づくりを促進します。

第4章 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

1 第5期障害福祉計画における成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【第4期計画の実績】

施設入所者の地域生活への移行者数についての第4期計画の目標値は7人でしたが、平成27年度及び平成28年度の累計は該当がなく、平成29年度においても目標の達成は難しい状況です。

施設入所者の削減数の目標値3人に対し、平成27年度及び平成28年度の累計は3人増と入所者数は多くなっており、平成29年度においても目標の達成は難しい状況です。

■ 第4期計画の実績

項目	数値	備考
【基準値】平成25年度末の施設入所者数	71人	
【目標値】平成29年度末までの地域生活移行者数	7人 (9.9%)	括弧内は基準値からの移行率。国目標 12%以上
【目標値】平成29年度末の入所者削減数	3人 (4.2%)	括弧内は基準値からの削減率。国目標 4%以上
【実績値】地域生活移行者数	0人 (0.0%)	
【実績値】入所者削減見込み	3人増 (4.2%増)	

【第5期計画の目標】

<国の基本的な考え方>

① 施設入所者の地域生活への移行

平成32年度末時点で、平成28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本として成果目標を設定する。ただし、平成29年度末までの移行実績が達成されないと見込まれる場合は、未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定する。

② 施設入所者の削減数

平成32年度末時点の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者から2%以上削減することを基本として成果目標を設定する。ただし、平成29年度末までの移行実績が達成されないと見込まれる場合は、未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定する。

<市の目標設定>

施設入所者の地域生活への移行について、国の基本的な考え方や実績、ニーズ等を踏まえ、平成28年度末時点の施設入所者75人のうち7人と設定しました。これは、平成28年度末時点の施設入所者の9%です。

施設入所者の削減数については、国の基本的な考え方を踏まえ、地域移行者や新たに施設入所が見込まれる人数等を勘案しながら、平成32年度末までに削減する施設入所者数の成果目標を2人と設定しました。

■ 第5期計画における目標設定

項目	数値	備考
【基準値】平成28年度末時点の施設入所者数	75人	
【目標値】平成32年度末までの地域生活移行者数	7人 (9.0%)	括弧内は基準値からの移行率。国目標 9%以上
【目標値】平成32年度末の入所者削減数	2人 (2.7%)	括弧内は基準値からの削減率。国目標 2%以上

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【第5期計画の目標】

<国の基本的な考え方>

第5期障害福祉計画で新たに目標とするもの

- ① 平成32年度末までにすべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを原則として設定する。
- ② 国が提示する推計式を用いて、平成32年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を設定する。
- ③ 平成32年度末までに、入院後3か月時点の退院率は69%以上、入院後6か月時点の退院率を84%以上、入院後1年時点の退院率は90%以上とすることを成果目標として設定する。

<市の目標設定>

①の目標に関して、平成32年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。協議の場としては、南但馬自立支援協議会の専門部会を活用し、新たに医療関係機関を構成員に加えるなどの調整を図ります。

なお、南但馬自立支援協議会については、計画期間中に養父市とそれぞれ独立した地域協議会を持つための検討を行う予定であり、保健、医療、福祉関係者による協議の場についても本市独自で設定することを検討します。

②及び③の目標に関しては、兵庫県と連携し、県の数値目標達成に向けた対応の促進を図ります。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

【第4期計画の実績】

第4期計画では、障害者の地域生活を支援するために、多機能型拠点構想として地域生活支援拠点の整備が国から示され、居住支援機能と地域支援機能の面から、機能連携に基づく面的な整備を含めて一体的な整備の検討を進め、計画の最終年までに整備することとしていましたが、平成29年度中の整備は難しい状況です。

【第5期計画の目標】

<国の基本的な考え方>

平成32年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

<市の目標設定>

平成32年度末までに複合型多機能施設の地域生活支援拠点を設置し、設置後、地域生活支援拠点の質を高めるとともに、適切な運営に努めます。

(4) 公営住宅を活用したグループホーム等の整備

【第4期計画の実績】

第4期計画では、国指針にはない成果目標として、地域生活への移行促進のため、二階の高いグループホーム等の整備について、市営住宅の活用も図りつつ、平成29年度には1か所（定員6人）の整備を見込んでいました。しかし、朝来市内の公営住宅については、老朽化や防災面での問題等から活用は困難と考えられ、平成29年度の実現は難しい状況です。

【第5期計画の目標】

<市の目標設定>

複合型多機能施設の整備を目指すなかで、グループホームについても定員5人の整備を目標とします。また、市内事業所に働きかけ、平成32年度までに更に6人の整備を図ります。

(5) 福祉施設から一般就労への移行

【第4期計画の実績】

平成29年度の一般就労移行者数を9人と設定しましたが、平成27年度及び平成28年度は合わせて4人となっています。

平成29年度の就労移行支援事業利用者数は12人と設定しましたが、平成27年度には15人、平成28年度には10人の利用があり、それぞれ達成率は125.0%、83.3%となっています。

平成29年度の就労移行率3割以上の事業所数が全体の5割以上の目標については、平成27年度及び平成28年度ともに達成しています。

■第4期計画の実績

項 目	数 値	備 考
【基準値】平成24年度の一般就労移行者数	0人	
【目標値】平成29年度の一般就労移行者数	9人	国目標 2倍
【実績値】平成27年度及び平成28年度の一般就労移行者数	4人	
【基準値】平成25年度の就労移行支援事業利用者数	3人	
【目標値】平成29年度の就労移行支援事業利用者数	12人 (4倍)	括弧内は基準値の倍率。 国目標 6割以上
【実績値】平成27年度の就労移行支援事業利用者数	15人	達成率 125.0%
【実績値】平成28年度の就労移行支援事業利用者数	10人	達成率 83.3%
【目標値】平成29年度の就労移行率3割以上の事業所	5割以上	国目標 5割以上
【実績値】平成27年度及び平成28年度の就労移行率3割以上の事業所	10割	達成率 100.0%

【第5期計画の目標】

<国の基本的な考え方>

① 一般就労への移行者数の増加

平成32年度中に一般就労に移行する者を、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。なお、平成29年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を加えた3割以上を目標とする。

② 就労移行支援事業の利用者数

平成32年度末における利用者数が、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指す。なお、平成29年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を加えた割合以上を目標とする。

③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加

平成32年度末までに、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指す。

④ 就労定着支援による職場定着率の増加

各年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を80%以上とすることを基本とする。

<市の目標設定>

①の一般就労への移行者数の増加については、基準となる平成28年度の実績がないため、平成29年度の1人を踏まえて、平成32年度には2人と設定しています。

②の就労移行支援事業利用者数は、基準となる平成28年度の利用者数が8人であることから、平成32年度は10人と設定しています。

③の就労移行支援事業所ごとの就労移行率については、国の考え方を踏まえ、平成32年度における就労移行率3割以上の事業所の、全就労移行支援事業所に占める割合を5割以上と設定します。

④の就労定着支援による職場定着率の増加については、国の考え方を踏まえ、各年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上と設定します。また、就労定着支援事業を実施する事業所の確保に努めます。

■第5期計画における目標設定

項目	数値	備考
【基準値】平成28年度における福祉施設から一般就労への移行者数	0人	
【目標値】平成32年度中の一般就労移行者数	2人 (※)	括弧内は基準値からの移行率。国目標 1.5倍以上
【基準値】平成28年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	8人	
【目標値】平成32年度における就労移行支援事業の利用者数	10人 (1.25倍)	括弧内は基準値からの増加率。国目標 1.2倍以上
【目標値】平成32年度における就労移行率3割以上の事業所の割合	5割以上	国目標 5割以上
【目標値】就労定着支援事業による1年後の職場定着率	8割以上	国目標 8割以上

(6) 本市の知的・精神障害のある人の採用等

【第4期計画の実績】

第4期計画では、本市における職員の採用について、平成29年度末には身体障害のある人7人、知的障害のある人2人、精神障害のある人1人、合計10人と設定していました。しかし、平成27年度及び平成28年度ともに新規採用はありませんでした。

■第4期計画における目標設定と実績

項 目	数 値
【目標値】平成29年度の市で採用している障害者数	身体障害者：7人 知的障害者：2人 精神障害者：1人 計 10人
【実績値】平成27年度及び平成28年度の新規採用者数	各0人
【実績値】平成29年度の市で採用している障害者数	身体障害者：8人 知的障害者：0人 精神障害者：1人 計 9人

【第5期計画の目標】

＜市の目標設定＞

第4期計画の目標が達成できていないことから、引き続き、市職員採用担当部署へ働きかけるとともに、協議検討し、積極的な採用を働きかけることとしますが、正規職員の削減や事務の広域行政事務組合やシルバー人材センター等への移譲から、採用数目標値を、身体障害者8人、知的障害者2人、精神障害者1人とします。

■第5期計画における目標設定

項 目	数 値
【目標値】平成32年度の市で採用している障害者数	身体障害者：8人 知的障害者：2人 精神障害者：1人 計 11人

(7) 本市の福祉的就労の商品等の優先発注等

【第4期計画の実績】

第4期計画では、本市の福祉的就労事業者への商品等の優先発注等について、平成27年度には2件、11,504千円、平成28年度には2件、12,514千円となり、金額では両年度ともに目標数値を上回りました。

■第4期計画における目標設定と実績

項目	数値	備考
【目標値】平成29年度の福祉施設との随意契約による事業委託等の契約件数及び契約金額	4件 10,600千円	
【実績値】平成27年度の契約件数及び契約金額	2件 11,504千円	ゴミ袋印字、封筒点字打刻等 達成率：108%
【実績値】平成28年度の契約件数及び契約金額	2件 12,514千円	ゴミ袋印字、封筒点字打刻等 達成率：118%

【第5期計画の目標】

<市の目標設定>

第5期計画では、平成27年度及び平成28年度の実績や市内の発注状況を踏まえ、平成32年度の福祉施設との随意契約による事業委託等の契約金額を12,000千円と設定します。

引き続き、市内各課へ働きかけ、福祉的就労の商品等の優先発注等について協力を求めることとします。

2 第1期障害児福祉計画における成果目標

(1) 児童発達支援センターの整備

【第1期計画の目標】

<国の基本的な考え方>

平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合、圏域での設置であっても差し支えない。

<市の目標設定>

平成32年度末までに、児童発達支援センターについて1か所の設置を目指します。

(2) 保育所等訪問支援体制の構築

【第1期計画の目標】

<国の基本的な考え方>

平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

<市の目標設定>

平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を目指します。

(3) 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【第1期計画の目標】

<国の基本的な考え方>

平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合、圏域での確保であっても差し支えない。

<市の目標設定>

平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、それぞれ1か所確保することを目指します。

(4) 医療的ケアが必要な子どもの支援のための関係機関の協議の場の設置

【第1期計画の目標】

<国の基本的な考え方>

平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

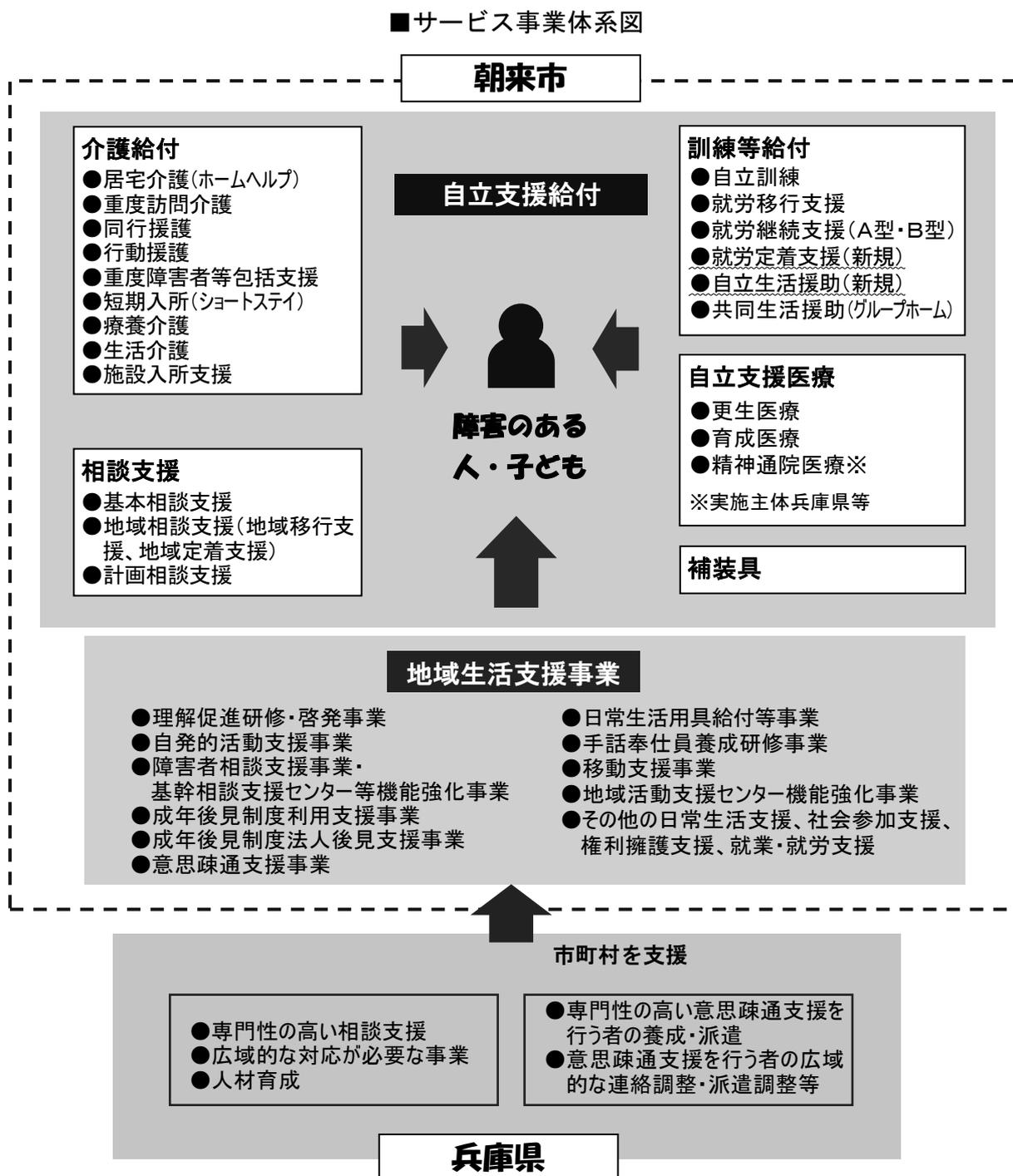
<市の目標設定>

医療的ケアが必要な子どもが、身近な地域で、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各分野の支援が受けられるように、平成30年度末までに関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを目指します。

3 第5期障害福祉計画／障害福祉サービスの見込量と確保策

(1) 障害者総合支援法に基づくサービス事業体系

障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。平成30年4月から新たに訓練等給付に「就労定着支援」及び「自立生活援助」の2つのサービスが加えられます。



(2) 訪問系サービス

■ 訪問系サービスの種類と内容

サービス名		サービス内容	
訪問系サービス	介護給付	居宅介護	身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、障害のある子ども（難病、高次脳機能障害等を含む。）を対象に、居宅で入浴、排泄、食事などの介護や家事援助を行います。重度訪問介護や重度障害者等包括支援の対象以外の人へのサービスです。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由の人または知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難がある人に対する居宅での入浴、排泄、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など、総合的な介護を行います。平成30年度からは、このサービスを利用中の最重度の障害のある人に対し入院時も一定の支援が可能となります。
		同行援護	視覚障害のある人や子どもを対象に、外出時において、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を図ります。
		行動援護	知的障害または精神障害により行動に困難があり、常に介護の必要な人（子どもを含む。）を対象に、危険を回避するために必要な援護や、外出時の移動中の介助等を行います。
		重度障害者等包括支援	身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、障害のある子どもの中で、常に介護を必要とする程度が著しく高い人を対象に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に提供します。

【第4期計画の検証】

訪問系サービスの利用者数は平成26年度に一旦減少しましたが、平成27年度からは30人前後で横ばいとなっていて、達成率は年々低下しています。

一方、利用時間は、平成26年度以降減少傾向を示していましたが、平成28年度は増加傾向を示しました。しかし、実績率は61.6%と利用者数より低い結果となっています。

また、第4期計画から重度訪問介護を平成27年度から1人、行動援護を平成28年度1人、平成29年度2人、重度障害者等包括支援は平成29年度に1人と見込みました。重度訪問介護は平成27年度及び平成29年度にそれぞれ1人の利用がありました。行動援護及び重度障害者等包括支援は利用がない状況です。

【第5期計画の見込量】

訪問系サービスのうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護の利用者数については、第4期計画期間の実績を踏まえ、平成30年度を32人とし、以後1人ずつ増と設定しました。

利用時間数については、第4期計画期間中増加傾向にあったことから、1人当たり利用時間数が最も多い平成29年度値を使用して、各年度の利用者数に乗じています。

これらの増加については、第4期計画期間中の3事業所での対応から、他サービスを展開している市内事業所に居宅介護事業所の開設を働き掛けることを検討して、4事業所での対応を予定しています。

また、訪問系サービスのうち、行動援護及び重度障害者等包括支援については、他のサービスで代替可能であり、さらに、同サービス提供事業所がないことから、利用を見込んでいません。

■訪問系サービスの第4期の計画値と実績値及び第5期計画値

居宅介護 重度訪問介護 同行援護		単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計 画 値	利用者数	人/月	32	40	48	32	33	34
	利用時間数	時間/月	468	554	640	487	500	514
実 績 値	利用者数	人/月	29	31	30			
	利用時間数	時間/月	322	341	456			
達 成 率	利用者数	%	90.6	77.5	62.5			
	利用時間数	%	68.8	61.6	71.3			

(3) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの種類と内容は、次のとおりです。訓練等給付に平成30年4月から新たに「就労定着支援」が加えられます。

■日中活動系サービスの種類と内容

サービス名		サービス内容
介護給付	生活介護	常に介護を必要とする障害のある人を対象に、主として昼間、障害者支援施設等の施設で、食事、入浴、排泄等の介助、日常生活上の支援を行うとともに、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会を提供します。
	療養介護	医療及び常に介護を必要とする障害のある人を対象に、主として昼間、病院等の施設で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話をを行います。
	短期入所	介護者の病気やその他の理由で、一時的に保護が必要になった障害のある人や子どもを対象に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
日中活動系サービス 訓練等給付	自立訓練(機能訓練)	身体障害のある人または難病を患っている人を対象に、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定の期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	自立訓練(生活訓練)	知的障害のある人または精神障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害のある人を対象に、一定の期間、事業所における作業や企業における実習等を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援(A型)	一般企業等への就労が困難な障害のある人を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。A型は、事業所内において、雇用契約に基づく就労機会の提供を行い、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合、一般就労への移行に向けた支援を行います。
	就労継続支援(B型)	一般企業等への就労が困難な障害のある人を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。B型は、雇用契約は締結せずに、就労の機会や生産活動の機会を提供し、知識・能力が高まった人について、就労への移行に向けた支援を行います。
	就労定着支援(新規)	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

① 生活介護

【第4期計画の検証】

生活介護の利用者数は、平成24年度以降からわずかながらも増加を続けてきて、平成28年度は94人と前年度より5人増加し、平成27年度及び平成28年度の達成率も90%を超えています。

また、利用日数は、平成27年度から年々増加を示していますが、平成29年度の達成率は計画値を下回りました。

【第5期計画の見込量】

利用者数については、第4期計画期間の実績を踏まえ、平成30年度を97人とし、以後2人ずつ増と設定しました。

利用日数については、1人当たり利用日数の最も多い平成29年度値を使用して、各年度の利用者数に乗じています。

生活介護を提供する事業所は市内外で28事業所ありますが、今後、複合型多機能施設の整備を進める中で、市内事業所の確保増を図っていきます。

■生活介護の第4期の計画値と実績値及び第5期計画値

生活介護		単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画値	利用者数	人/月	90	100	110	97	99	101
	利用日数	人日/月	1,710	1,900	2,090	2,090	2,133	2,177
実績値	利用者数	人/月	89	94	95			
	利用日数	人日/月	1,880	1,991	2,047			
達成率	利用者数	%	98.9	94.0	86.4			
	利用日数	%	109.9	104.8	97.9			

② 療養介護

【第4期計画の検証】

療養介護の利用者数は、達成率が平成27年度は71.4%、平成28年度は78.6%、平成29年度は71.4%で、計画値をそれぞれ下回っています。

【第5期計画の見込量】

利用者数について、第4期計画期間の実績を踏まえ、平成30年度以降10人とします。

■療養介護の第4期の計画値と実績値及び第5期計画値

療養介護		単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画値	利用者数	人/月	14	14	14	10	10	10
実績値	利用者数	人/月	10	11	10			
達成率	利用者数	%	71.4	78.6	71.4			

③ 短期入所

【第4期計画の検証】

短期入所の利用者数は平成27年度に減少し、平成28年度は横ばいで、平成29年度には1人増加していますが、各年度は計画値を大きく下回っています。

一方、利用日数は、平成27年度に大きく増加し、以降年々増加し、各年度の達成率は、それぞれ160.0%、157.3%、154.4%と高くなっています。

【第5期計画の見込量】

利用者数については、第4期計画期間の実績を踏まえ、平成30年度を19人とし、以降1人ずつ増とします。

利用日数については、1人当たり利用日数の最も多い平成29年度値を使用し、各年度の利用者数に乗じています。

短期入所を提供する事業所は市内外で8事業所となっていますが、介護者のレスパイトや緊急時等の利用ニーズも高いことから、今後、複合型多機能施設の整備を進める中で、サービスの確保増を図っていきます。

■短期入所の第4期の計画値と実績値及び第5期計画値

短期入所		単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画値	利用者数	人/月	31	34	37	19	20	21
	利用日数	人日/月	75	82	90	147	154	162
実績値	利用者数	人/月	17	17	18			
	利用日数	人日/月	120	129	139			
達成率	利用者数	%	54.8	50.0	48.7			
	利用日数	%	160.0	157.3	154.4			

④ 自立訓練（機能訓練）

【第4期計画の検証】

自立訓練（機能訓練）の利用者数、利用日数はともに、計画値を大きく下回っています。

【第5期計画の見込量】

利用者数については、第4期計画期間の実績を踏まえ、平成30年度を1人とし、以降1人ずつ増とします。

利用日数については、第4期計画期間の1人当たり利用日数が年度により増減があるため、3年間の平均値を使用し、各年度の利用者数に乗じています。

■ 自立訓練（機能訓練）の第4期の計画値と実績値及び第5期計画値

自立訓練（機能訓練）		単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画値	利用者数	人/月	3	4	5	1	2	3
	利用日数	人日/月	44	58	73	21	41	62
実績値	利用者数	人/月	1	1	1			
	利用日数	人日/月	25	22	15			
達成率	利用者数	%	33.3	25.0	20.0			
	利用日数	%	56.8	37.9	20.5			

⑤ 自立訓練（生活訓練）

【第4期計画の検証】

自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数はともに、計画値を大きく下回っています。

【第5期計画の見込量】

利用者数については、第4期計画期間の実績を踏まえ、平成30年度を1人とし、以降1人ずつ増とします。

利用日数については、第4期計画期間の1人当たり利用日数が最も多い平成29年度値を使用し、各年度の利用者数に乗じています。

■自立訓練（生活訓練）の第4期の計画値と実績値及び第5期計画値

自立訓練(生活訓練)		単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画値	利用者数	人/月	4	5	6	1	2	3
	利用日数	人日/月	48	60	72	22	44	66
実績値	利用者数	人/月	1	1	1			
	利用日数	人日/月	17	15	22			
達成率	利用者数	%	25.0	20.0	16.7			
	利用日数	%	35.4	25.0	30.6			

⑥ 就労移行支援

【第4期計画の検証】

利用者数は、平成26年度に大きく増加しましたが、その後は減少傾向を示し、平成27年度及び平成28年度の達成率は70%台で、平成29年度には58.3%とさらに低下しています。

利用日数は、平成27年度及び平成28年度は達成率が60%台と低くなっていましたが、平成29年度には80.4%と上昇しています。

【第5期計画の見込量】

利用者数については、第4期計画期間の実績を踏まえ、平成30年度を8人とし、以降1人ずつ増とします。

利用日数については、第4期計画期間の1人当たり利用日数が最も多い平成29年度値を使用し、各年度の利用者数に乗じています。

■就労移行支援の第4期の計画値と実績値及び第5期計画値

就労移行支援		単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画値	利用者数	人/月	10	11	12	8	9	10
	利用日数	人日/月	170	187	204	187	211	234
実績値	利用者数	人/月	7	8	7			
	利用日数	人日/月	112	116	164			
達成率	利用者数	%	70.0	72.7	58.3			
	利用日数	%	65.9	62.0	80.4			

⑦ 就労継続支援A型

【第4期計画の検証】

利用者数は、平成27年度及び平成28年度がともに1人で、計画値を大きく下回り、実績率は平成27年度が33.3%、平成28年度は25.0%となっていました。しかし、平成29年度に大きく増加し、計画値の5人を上回る6人の利用となっています。

利用日数も、平成27年度及び平成28年度は達成率がおおよそ10%と低くなっていましたが、平成29年度には116.2%と大きく上昇しています。これは、隣接市に新たに事業所が1か所開設し利用者が増えたためですが、さらに事業者増に向けて対応を検討することが求められています。

【第5期計画の見込量】

利用者数については、第4期計画期間の実績を踏まえ、平成30年度を6人とし、平成31年度及び平成32年度をそれぞれ7人とします。

利用日数については、第4期計画期間の1人当たり利用日数が最も多い平成29年度値を基本的に使用し、今後も利用がゆるやかに伸びると見込んで、各年度の利用者数に乗じています。

■就労継続支援A型の第4期の計画値と実績値及び第5期計画値

就労継続支援A型		単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画値	利用者数	人/月	3	4	5	6	7	7
	利用日数	人日/月	41	54	68	84	89	94
実績値	利用者数	人/月	1	1	6			
	利用日数	人日/月	4	5	79			
達成率	利用者数	%	33.3	25.0	120.0			
	利用日数	%	9.8	9.3	116.2			

⑧ 就労継続支援B型

【第4期計画の検証】

利用者数は、平成27年度から平成29年度にかけて増加し、ほぼ計画値通りとなっています。

利用日数は平成24年度以降年々増加を続けており、平成27年度はほぼ計画通り、また、平成28年度及び平成29年度ともに計画値を上回り増加傾向にあります。

【第5期計画の見込量】

利用者数については、第4期計画期間の平成28年度から平成29年度の増加数をそのまま伸ばし、平成30年度を93人とし、以後3人ずつ増としています。

利用日数については、第4期計画期間の1人当たり利用日数が最も多い平成29年度値を使用し、各年度の利用者数に乗じています。

■就労継続支援B型の第4期の計画値と実績値及び第5期計画値

就労継続支援B型		単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計 画 値	利用者数	人/月	87	89	92	93	96	99
	利用日数	人日/月	1,479	1,513	1,564	1,792	1,850	1,908
実 績 値	利用者数	人/月	80	87	90			
	利用日数	人日/月	1,474	1,611	1,734			
達 成 率	利用者数	%	92.0	97.8	97.8			
	利用日数	%	99.7	106.5	110.9			

◎ 就労定着支援（新規）

【第5期計画の見込量】

平成30年度からの新設サービスです。現在、就労移行支援事業を実施している事業所において実施することを見込みます。一般就労に移行する方への利用についての啓発を推進します。

■第5期計画における就労定着支援の見込量

就労定着支援		単位	第5期計画期間		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
計 画 値	利用者数	人/月	2	3	4

(4) 居住系サービス

居住系サービスの種類と内容は、次のとおりです。訓練等給付に平成30年4月から新たに「自立生活援助」が加えられます。

■ 居住系サービスの種類と内容

サービス名		サービス内容
居住系サービス	介護給付 施設入所支援	介護を必要とする障害のある人に対して、入所施設において、夜間における入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
	訓練等給付 共同生活援助 (グループホーム)	障害のある人に対して、主として夜間において、共同生活の場における相談、入浴、排泄等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
	訓練等給付 自立生活援助(新規)	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力や生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

① 施設入所支援

【第4期計画の検証】

施設入所支援の利用者数は、平成24年度以降、年々増加しており、平成27年度は73人、平成28年度及び平成29年度はそれぞれ75人の利用があり、達成率が100.0%を超えています。地域生活への一般移行を目指す中で、削減数の達成が難しい状況があります。

【第5期計画の見込量】

利用者数について、成果目標の削減数から、平成30年度及び平成31年度で1人、平成32年度で1人削減し、73人と設定します。

■ 施設入所支援の第4期の計画値と実績値及び第5期計画値

施設入所支援		単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画値	利用者数	人/月	70	69	68	74	74	73
実績値	利用者数	人/月	73	75	75			
達成率	利用者数	%	104.3	108.7	110.3			

② 共同生活援助

【第4期計画の検証】

共同生活援助の利用者数は、平成26年度以降、わずかながら増加し、平成27年度の実績率は103.0%となっていました。しかし、達成率は平成28年度が92.3%、平成29年度が88.1%と低下しています。これは、平成28年度には新規事業所の開設を見込んでいたものの、実現には至っていないことによります。

【第5期計画の見込量】

利用者数について、第4期計画期間中の増加傾向から、平成30年度を38人とし、以後1人ずつ増としています。なお、第4期計画期間中に複合型多機能施設の整備を予定していましたが、第4期計画時には増床を見込んでいませんでした。平成29年度時点で未整備のため、今後整備が進むものとして、5床の増設を見込みます。また、市内事業所に働きかけてさらに6床の設置を目指し、平成32年度までに合計11床の増設を図ります。

■共同生活援助の第4期の計画値と実績値及び第5期計画値

共同生活援助		単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画値	利用者数	人/月	33	39	42	38	39	48
実績値	利用者数	人/月	34	36	37			
達成率	利用者数	%	103.0	92.3	88.1			

③ 自立生活援助（新規）

【第5期計画の見込量】

平成30年度からの新規サービスです。本市においては、入所施設等から地域生活への移行者が少ないことから、第5期計画期間においては自立生活援助について見込むことが困難となっていますが、相談支援事業所やサービス提供事業所の充実を図りながら地域生活への移行を促進し、平成32年度末に1人の利用を目指します。

■第5期計画における自立生活援助の見込量

自立生活援助		単位	第5期計画期間		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画値	利用者数	人/月	0	0	1

(5) 計画相談支援・地域相談支援

■計画相談支援・地域相談支援の内容

	サービス名	サービス内容
計画相談支援給付	サービス利用支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障害のある人と、障害福祉サービスを利用するすべての障害のある子どもを対象に、支給決定または支給決定の変更前にサービス等利用計画案を作成します。支給決定または変更後、サービス調整会議などを実施し、計画の作成を行います。また、サービス等の利用状況の点検・評価を行い、計画の見直しを行います。
	継続サービス利用支援	
地域相談支援給付	地域移行支援	障害者入所施設または児童福祉施設等に入所している障害のある人、精神科病院に入院している精神障害のある人を対象に、住居の確保、その他地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害のある人を対象に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に、相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

① 計画相談支援

【第4期計画の検証】

計画相談支援の利用者数は、平成27年度から平成29年度がすべて計画値を大きく下回り、実績率は最も高い28年度で19.6%となっています。

【第5期計画の見込量】

利用者数について、第4期計画期間の実績平均から、平成30年度を30人とし、以後10人ずつ増としています。

なお、計画相談支援事業所は、市内2か所、市外2か所（委託）となっていますが、平成32年度に1か所増を目指します。

また、各事業所に、相談支援専門員の増員を強く求め、よりきめ細かな相談支援の実施を促進します。

■計画相談支援の第4期の計画値と実績値及び第5期計画値

計画相談支援		単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画値	利用者数	人/月	230	240	250	30	40	50
実績値	利用者数	人/月	38	47	20			
達成率	利用者数	%	16.5	19.6	8.0			

② 地域移行支援

【第4期計画の検証】

地域移行支援の利用者数は、平成27年度が1人、平成28年度及び平成29年度がそれぞれ2人でした。計画値に対する実績率はそれぞれ50%を割り込んでいます。

【第5期計画の見込量】

利用者数について、実績から平成30年度及び平成31年度を2人とし、平成32年度を3人としています。なお、地域移行支援事業所は現在市内にはありません。ニーズを鑑みながら、事業所開設を促進することとしています。

■地域移行支援の第4期の計画値と実績値及び第5期計画値

地域移行支援		単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画値	利用者数	人/月	4	6	8	2	2	3
実績値	利用者数	人/月	1	2	2			
達成率	利用者数	%	25.0	33.3	25.0			

③ 地域定着支援

【第4期計画の検証】

地域定着支援の利用者数は、平成27年度及び平成28年度はともに1人で、平成29年度が2人となっています。実績率はそれぞれ50%を割り込みました。

【第5期計画の見込量】

利用者数について、市内に一般相談支援事業所がないことから、第4期計画時の実績値を大きく上回ることが見込まれないため、平成30年度から平成32年度について2人としています。

■地域定着支援の第4期の計画値と実績値及び第5期計画値

地域定着支援		単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画値	利用者数	人/月	4	6	8	2	2	2
実績値	利用者数	人/月	1	1	2			
達成率	利用者数	%	25.0	16.7	25.0			

4 第5期障害福祉計画／地域生活支援事業の見込量と確保策

(1) 必須事業

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況を勘案し、市町村が独自に提供する事業として、都道府県が行う専門性の高い相談支援事業や養成研修事業等と連携しながら実施する事業です。必須事業と任意事業があり、必須事業には次の事業があります。

■地域生活支援事業必須事業の種類と内容

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	平成25年度から開始された事業で、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための啓発活動等を行います。
自発的活動支援事業	平成25年度から開始された事業で、障害のある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援します。
障害者相談支援事業	相談、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営等を行います。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施します。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に必要な障害のある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しようとする障害のある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	平成25年度から開始された事業で、成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修や、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。
手話通訳者・緊急時手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人、または聴覚や音声・言語機能に障害のある人とコミュニケーションを図る必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。 また、聴覚障害のある人またはその家族が病気または事故により救急車の要請をした場合等の緊急時において、搬送先の病院に手話通訳者を派遣し、緊急時における聴覚障害のある人の円滑なコミュニケーションを図るための支援を行います。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を市役所等に設置します。

事業名	事業内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障害のある人との交流活動の促進のため、市の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
日常生活用具給付等事業	障害のある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストーマ装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	障害のある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	障害のある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

① 理解促進研修・啓発事業

【第4期計画の検証】

平成27年度は実施、平成28年度及び平成29年度は未実施となっています。ただし、障害や障害のある人に関する理解啓発については、関係課と連携して随時実施しています。

【第5期計画の見込量】

地域生活支援事業の理解促進研修・啓発事業については、教室等の開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動等の特定の形式で実施することとされており、該当となる事業が制限されています。しかし、障害のある人などが日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために必要な事業の一つであるため、手話施策の推進事業やその他の事業、関係各課や各サービス事業所との連携による実施を検討し、平成31年度の実施を見込んでいます。

■理解促進研修・啓発事業の第4期の計画値と実績値及び第5期計画値

理解促進研修・啓発事業	単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画	実施の有無	有	有	有	無	有	有
実績	実施の有無	有	無	無			

② 自発的活動支援事業

【第4期計画の検証】

平成29年度に実施予定でしたが、未実施となっています。

【第5期計画の見込量】

特定の者のみが事業に携わるのではなく、多くの障害のある人などやその家族、地域住民等がかかわることができる事業の実施を検討し、平成32年度の実施を見込みます。

■自発的活動支援事業の第4期の計画値と実績値及び第5期計画値

自発的活動支援事業	単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画	実施の有無	無	無	有	無	無	有
実績	実施の有無	有	無	無			

③ 相談支援事業

■相談支援事業の内容

サービス名	サービス内容
障害者相談支援事業	障害のある人の相談に応じ、必要な情報の提供、助言、その他障害福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、虐待の防止・早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障害のある人の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センターの設置	地域の相談支援の中核的拠点として総合的かつ専門的な相談業務を担い、権利擁護のために必要な援助（成年後見）、地域移行・地域定着支援、その他必要な支援を提供するため、関係機関とのネットワークを構築し、障害のある人の自立した日常生活及び社会生活の実現に向けた相談支援体制の充実を図ります。
基幹相談支援センター等機能強化事業	市における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者に対する指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。

【第4期計画の検証】

障害者相談支援事業及び基幹相談支援センター等機能強化事業、地域自立支援協議会については実施済みです。基幹相談支援センター及び住宅入居等支援事業については、平成29年度時点で未実施となっています。

■第4期計画における相談支援事業の実施状況

事業名	項目	単位	実施状況		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者相談支援事業	計画値	か所	4	4	4
	実績値	か所	4	4	4
基幹相談支援センター	計画値	か所	0	0	1
	実績値	か所	0	0	0
基幹相談支援センター等機能強化事業	計画値	か所	3	3	3
	実績値	か所	4	4	4
住宅入居等支援事業	計画値	か所	0	0	0
	実績値	か所	0	0	0
地域自立支援協議会	計画値	か所	1	1	1
	実績値	か所	1	1	1

【第5期計画の見込量】

基幹相談支援センターについては、平成32年度に整備予定とします。

■第5期計画における相談支援事業の見込み

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者相談支援事業	か所	4	4	4
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	か所	4	4	4
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有

④ 成年後見制度利用支援事業

【第4期計画の検証】

成年後見制度利用支援事業について、平成27年度から平成29年度まで利用がありませんでした。

【第5期計画の見込量】

第4期計画期間の実績はありませんでしたが、制度理解の促進や利用の啓発を図り、平成30年度から平成32年度について1人の利用を見込みます。

■成年後見制度利用支援事業の第4期の計画値と実績値及び第5期計画値

成年後見制度利用支援事業		単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画値	利用者数	人/年	0	1	2	1	1	1
実績値	利用者数	人/年	0	0	0			
達成率	利用者数	%	—	0.0	0.0			

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

【第4期計画の検証】

成年後見制度法人後見支援事業について、平成29年度に実施予定でしたが、未実施となっています。

【第5期計画の見込量】

第5期計画期間での実施は困難ですが、関係団体への成年後見制度法人後見支援事業の実施を働きかけます。

■成年後見制度法人後見支援事業の第4期の計画値と実績値及び第5期計画値

成年後見制度法人後見支援事業		単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画	実施の有無		無	無	有	無	無	無
実績	実施の有無		有	無	無			

⑥ 意思疎通支援事業

【第4期計画の検証】

平成27・28年度ともに利用者は1人で、達成率はそれぞれ20.0%、16.7%と低い状況です。また、平成29年度は利用実績がありませんでした。

■第4期計画における意思疎通支援事業の計画値と実績値

事業名	項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
意思疎通支援事業	計画値	人/年	5	6	6
	実績値	人/年	1	1	0
	達成率	%	20.0	16.7	0.0

【第5期計画の見込量】

第5期計画では、項目変更及び単位が変更となりました。手話通訳者・要約筆記者派遣事業について、朝来市のろう者数等を鑑み、毎年度1件の利用と見込みます。また、手話通訳者設置事業については、平成31年度に1人の設置と見込みます。

■第5期計画における意思疎通支援事業の見込量

事業区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	1	1	1
手話通訳者設置事業	人/年	0	1	1

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

【第4期計画の検証】

手話奉仕員養成研修事業の受講者数は、平成27年度が2人、平成28年度は14人と大きく増加し、達成率も140.0%となりましたが、平成29年度は9人で計画値を下回っています。

【第5期計画の見込量】

養成講座の開講時間の見直しや広報活動の促進等、受講者の増加を図り、平成30年度から平成32年度について、13人としています。

■手話奉仕員養成研修事業の第4期の計画値と実績値及び第5期計画値

手話奉仕員養成研修事業	単位	第4期計画期間			第5期計画期間			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
計画値	受講見込者数	人/月	6	10	10	13	13	13
実績値	受講見込者数	人/月	2	14	9			
達成率	受講見込者数	%	33.3	140.0	90.0			

⑧ 日常生活用具給付等事業

【第4期計画の検証】

情報・意思疎通支援用具は、平成25年度以降、年々利用件数が増加し、平成27年度及び平成28年度ともに計画値を上回り、実績率は平成27年度が150.0%、平成28年度が220.0%となっています。しかし、平成29年度は利用が減少しています。

排泄管理支援用具は、平成27年度には大きく増加し、計画値を上回りましたが、平成28年度には大きく減少し、実績率が61.7%となっています。平成29年度の達成率も平成28年度と同率となっています。

上記以外の用具給付実績は、平成27年度及び平成28年度ともに計画値を下回っています。

【第5期計画の見込量】

介護訓練支援用具については、平成29年度の利用がないため、平成27年度及び平成28年度の利用件数の2件を30年度以降見込みました。

自立生活支援用具については、平成28年度の2件を近年の二一ズの最大値とみなし、平成30年度以降も同様に件数を2件と見込みました。

在宅療養等支援用具については、平成29年度の利用がないため、平成28年度の7件を30年度以降見込みました。

情報・意思疎通支援用具については、平成27年度から平成29年度の実績に増減変動がみられ、予測が難しいため、平均値をとり、平成30年度以降15件と見込みました。

排泄管理支援用具については、平成28年度及び平成29年度の利用実績から、平成30年度を420件とし、以後10件ずつ増と見込みました。

居宅生活動作補助用具については、平成29年度の利用がないため、平成28年度の2件を平成30年度以降見込みました。

■日常生活用具給付等事業の第4期の計画値と実績値及び第5期計画値

用具等種類	単位	第4期計画期間			第5期計画期間			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
介護・訓練支援用具	計画値	件/年	4	4	4	2	2	2
	実績値	件/年	2	2	0			
	達成率	%	50.0	50.0	0.0			
自立生活支援用具	計画値	件/年	3	3	3	2	2	2
	実績値	件/年	1	2	1			
	達成率	%	33.3	66.7	33.3			
在宅療養等支援用具	計画値	件/年	14	14	14	7	7	7
	実績値	件/年	10	7	0			
	達成率	%	71.4	50.0	0.0			
情報・意思疎通支援用具	計画値	件/年	10	10	10	15	15	15
	実績値	件/年	15	22	7			
	達成率	%	150.0	220.0	70.0			
排泄管理支援用具	計画値	件/年	655	660	665	420	430	440
	実績値	件/年	702	407	410			
	達成率	%	107.2	61.7	61.7			
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	計画値	件/年	3	3	3	2	2	2
	実績値	件/年	1	2	0			
	達成率	%	33.3	66.7	0.0			

⑨ 移動支援事業

【第4期計画の検証】

平成27年度から平成29年度の移動支援の利用者数は、おおむね20人でした。達成率は80%台となっています。

利用時間数は増加を続け、平成29年度の達成率は117.1%と計画値を超えています。

【第5期計画の見込量】

利用者数については、第4期計画期間がおおむね20人の利用となっていることから、平成30年度を21人とし、以後1人ずつ増を見込みます。

利用時間数は、平成29年度の実績の達成率から、第5期計画中の利用の伸びを120%として各年度を設定しています。

■移動支援事業の第4期の計画値と実績値及び第5期計画値

移動支援事業		単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画値	利用者数	人/年	23	24	25	21	22	23
	利用時間数	時間/年	874	912	950	1,335	1,602	1,922
実績値	利用者数	人/年	19	21	20			
	利用時間数	時間/年	634	896	1,112			
達成率	利用者数	%	82.6	87.5	80.0			
	利用時間数	%	72.5	98.2	117.1			

⑩ 地域活動支援センター事業

【第4期計画の検証】

利用者数は、平成27年度は88.9%の達成率となっていますが、平成28年度及び平成29年度ともに5.6%と低い達成率となっています。

【第5期計画の見込量】

実施か所数は、平成29年度9月に新たに1事業所が開設したため、市内が2か所、市外が3か所と見込み、利用者数は、各年度ともに市内が10人、市外が3人と見込んでいます。

■地域活動支援センター事業の第4期の計画値と実績値及び第5期計画値

地域活動支援センター事業		単位	第4期計画期間			第5期計画期間		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画値	か所数	か所	1	1	1	市内 2 市外 3	市内 2 市外 3	市内 2 市外 3
	実利用者数	人/年	市内120 市外 24	市内120 市外 24	市内120 市外 24	市内 10 市外 3	市内 10 市外 3	市内 10 市外 3
実績値	か所数	人/年	1	1	1			
	実利用者数	人/年	市内 7 市外 4	市内 5 市外 3	市内 5 市外 3			
達成率	か所数	%	100.0	100.0	100.0			
	実利用者数	%	88.9	5.6	5.6			

(2) 任意事業

任意事業のうち、本市においては、以下の事業を実施します。

■地域生活支援事業任意事業一覧

事業名	事業概要
日中一時支援事業	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障害のある人の日中における活動の場を提供します。
生活訓練事業	日常生活上必要な訓練や指導等を行います。
要約筆記奉仕員養成研修事業	社会参加支援の1事業として、聴覚障害のある人への意思疎通支援を行う要約筆記奉仕員の養成研修を行います。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増強、交流、余暇等の充実や障害者スポーツの普及を図るために、各種教室やスポーツ大会を開催します。
自動車運転免許取得・改造費助成事業	自動車運転免許の取得や自動車の改造費用の一部を助成します。
更生訓練費・施設入所者就職支援金給付事業	就労以降支援事業または自立訓練事業を利用している人に対し、更生訓練費を支給することで、社会復帰の促進を図ります。

任意事業については、障害のある人の特性や状況に応じて柔軟に実施し、日常生活及び社会生活の支援を図ります。

また、利用啓発を促進し、障害のある人の社会参加の機会の増加を図ります。

5 第1期障害児福祉計画／障害児支援の見込量と確保策

■児童福祉法に基づくサービスの種類と内容

	サービス名	サービス内容
障害児通所支援	児童発達支援	児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に大別されます。 様々な障害があっても、身近な地域で適切な支援が受けられます。 ①児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害のある子どもや家族の支援」、「地域の障害のある子どもを預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。 ②児童発達支援事業 未就学の障害のある子どもが日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由の障害のある未就学の子どもに対して、児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障害のある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害のある子どもや今後利用する予定の障害のある子どもに対して、訪問により、保育所等における集団生活のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
訪問系	居宅訪問型児童発達支援（新規）	重度の障害等により、外出が著しく困難な障害のある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供します。
入所系	福祉型障害児入所施設	施設に入所している児童に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。
	医療型障害児入所施設	施設に入所または指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。
相談支援	障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての障害のある子どもに対して、適切なサービス利用に向けて、障害児支援利用計画案を作成し、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

※入所系のサービスの見込みは、都道府県が行います。

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援、医療型児童発達支援

【第4期計画の検証】

利用者数・利用日数ともに、平成27年度及び平成28年度はおおむね横ばいですが、計画値を上回っています。特に利用日数は、平成27年度の達成率が190.3%、平成28年度が180.0%と高い状況です。

医療型児童発達支援については、利用者数、利用日数ともに見込んでおらず、平成29年度9月時点での利用はありませんでした。

【第1期障害児福祉計画の見込量】

これまでの利用実績に基づき、今後のサービス利用量を見込んでいます。平成30年度は23人を見込み、平成31年度及び平成32年度を1人増の24人と見込みます。

利用日数については、平成29年度の1人当たり利用日数を各年度の利用者数に乘じています。

■児童発達支援の第4期の計画値と実績値及び第1期障害児福祉計画値

児童発達支援		単位	第4期計画期間			第1期計画期間		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画値	利用者数	人/月	29	30	31	23	24	24
	利用日数	人日/月	72	75	77	108	113	113
実績値	利用者数	人/月	34	33	23			
	利用日数	人日/月	137	135	108			
達成率	利用者数	%	117.2	110.0	74.2			
	利用日数	%	190.3	180.0	140.3			

② 放課後等デイサービス

【第4期計画の検証】

利用者数は、平成27年度に前年度より減少したものの、平成28年度には増加し、達成率は平成27年度が81.4%、平成28年度が93.6%、平成29年度が90.0%となっています。

利用日数は、平成24年度以降増加を続け、平成24年度の253人日が平成28年度には571人日とおおよそ2.3倍に、平成29年度は647人日とおおよそ2.6倍になっており、増加が著しい状況です。したがって、達成率は平成27年度が113.6%、平成28年度が124.7%、平成29年度が132.9%と計画値を超えています。

【第1期障害児福祉計画の見込量】

利用者数については、実績の伸びを踏まえ、平成30年度を50人、平成31年度を52人とします。平成32年度は、新規事業所立ち上げによる増加を見込み、65人とします。

利用日数については、平成29年度の1人当たり利用日数を各年度の利用者数に乘じています。

■放課後等デイサービスの第4期の計画値と実績値及び第1期障害児福祉計画値

放課後等デイサービス		単位	第4期計画期間			第1期計画期間		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画値	利用者数	人/月	43	47	50	50	52	65
	利用日数	人日/月	419	458	487	719	748	935
実績値	利用者数	人/月	35	44	45			
	利用日数	人日/月	476	571	647			
達成率	利用者数	%	81.4	93.6	90.0			
	利用日数	%	113.6	124.7	132.9			

③ 保育所等訪問支援

【第4期計画の検証】

第4期計画期間を通して事業実施がありません。

【第1期障害児福祉計画の見込量】

実施事業所がないため、今後、発達支援事業所に働きかけ、早期の事業所開設を図ります。

平成32年度に1事業所開設を目指し、8人の利用を見込みます。

また、利用日数は、1人1日の利用として、利用者数と同数を見込みます。

■保育所等訪問支援の第4期の計画値と実績値及び第1期障害児福祉計画値

保育所等訪問支援		単位	第4期計画期間			第1期計画期間		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画値	利用者数	人/月	0	1	2	0	0	8
	利用日数	人日/月	0	2	10	0	0	8
実績値	利用者数	人/月	0	0	0			
	利用日数	人日/月	0	0	0			
達成率	利用者数	%	—	0.0	0.0			
	利用日数	%	—	0.0	0.0			

(2) 障害児訪問支援

① 居宅訪問型児童発達支援

【第1期障害児福祉計画の見込量】

居宅訪問型児童発達支援は平成30年度からの新規サービスですが、サービス提供事業所の見込みがないことから、0人と設定します。

発達支援事業所等に働きかけ、早期の事業所開設を図ります。

■第1期計画における居宅訪問型児童発達支援の見込量

項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	人/月	0	0	0

(3) 障害児相談支援

【第4期計画の検証】

利用者数は、平成27年度及び平成28年度ともに計画値を大きく下回り、達成率は平成27年度が22.2%、平成28年度が16.9%、平成29年度は7.7%となっています。

【第1期障害児福祉計画の見込量】

利用者数は減少傾向にありましたが、平成29年度の利用実績を踏まえ、平成30年度は7人とし、以後1人ずつ増を見込みます。

■障害児相談支援の第4期の計画値と実績値及び第1期障害児福祉計画値

障害児相談支援		単位	第4期計画期間			第1期計画期間		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画値	利用者数	人/月	72	77	78	7	8	9
実績値	利用者数	人/月	16	13	6			
達成率	利用者数	%	22.2	16.9	7.7			

(4) 医療的ケアが必要な子どものためのコーディネーターの配置

【第1期障害児福祉計画の見込量】

医療的ケアが必要な子どもに対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、「医療的ケアの必要な子ども」としてみなす範囲をはじめ、コーディネーターの役割を担うべき者と、1人当たりが担いうる対象者の人数も含め、今後検討すべき点があることから、今後協議を進めていきます。

■第1期障害児福祉計画におけるコーディネーターの配置の見込量

項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
コーディネーター	人	0	0	0

(5) 子ども・子育て支援事業計画との連携

第1期障害児福祉計画の策定にあたり、「障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について」（平成29年3月31日雇児総発0331第7号、障障発0331第9号）では、「障害児福祉計画は、子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業計画と調和が保たれたものにする必要があるとともに、障害児支援の体制整備にあたっては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図る必要がある。」とのことから、本計画においても、朝来市子ども・子育て支援事業計画との連携を図ります。

なお、朝来市子ども・子育て支援事業計画は、平成27年3月に策定し、平成27年度から平成31年度までを計画期間としています。以下に掲載しております内容については、朝来市子ども・子育て支援事業計画からの抜粋であり、見込量については、障害のある子どもも含めた子ども全体の数値ですが、平成30年度及び平成31年度のみ記載しています。

① 乳幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的な基準に基づき保育の必要性を次のように認定しています。（法第19条）

- 1号：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
- 2号：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
- 3号：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

【事業概要】

幼稚園は、「幼稚園教育要領」に基づき、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児に対する幼児期の学校教育を行う事業です。

保育所は、「保育所保育指針」に基づき、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行う事業です。

認定こども園は、幼稚園、保育所の機能を備えた施設で、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、幼児期の教育・保育、子育て支援サービスを総合的に提供する事業です。

地域型保育事業は、定員19人以下の少人数単位で0～2歳の子どもを預かる事業です。

【量の見込みと確保方策】

年度・事業	単位	1号	2号		3号			
			認定こども園		認定こども園・保育所(園)			
			幼稚園	保育所(園)	0歳	1・2歳		
平成30年度	量の見込み(必要利用定員数)	人	169	44	480	30	329	
	保育利用率	%				48.8		
	確保方策	特定教育・保育施設	市内	人	169	44	478	355
			他市町村	人			2	4
		計	人	169	44	480	359	
	差	人	0	0	0	0		
平成31年度	量の見込み(必要利用定員数)	人	169	44	480	30	330	
	保育利用率	%				49.30		
	確保方策	特定教育・保育施設	市内	人	169	44	478	356
			他市町村	人			2	4
		計	人	169	44	480	360	
	差	人	0	0	0	0		

② 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	単位	平成30年度	平成31年度
量の見込み(年間延べ日数)	人日	7,344	7,332
確保方策(実施箇所数)	箇所	2	2

③ 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業概要】

認可保育所等で、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保策】

	単位	平成30年度	平成31年度
量の見込み(利用実人数)	人	223	223
確保方策(利用実人数)	人	223	223

④ 放課後児童健全育成事業

【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です（放課後児童クラブ、学童クラブともいいます）。

【量の見込みと確保方策】

		単位	平成30年度	平成31年度
量の見込み(登録児童数)	低学年	人	302	305
	高学年	人	121	121
	計	人	423	426
確保方策(登録児童数)	低学年	人	302	305
	高学年	人	121	121
	計	人	423	426

⑤ 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の病気や仕事等の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において必要な療育及び保護を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	単位	平成30年度	平成31年度
量の見込み(年間延べ日数)	人年	3	3
確保方策(年間延べ日数)	人年	3	3

⑥ 一時預かり事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所等で一時的に預かる事業です。

【量の見込みと確保方策】

幼稚園における在園児対象の一時預かり		単位	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1号認定による利用(年間延べ日数)	人日	253	253
	2号認知による利用(年間延べ日数)	人日	0	0
確保方策	一時預かり事業(在園児対象型)	人日	253	253

【量の見込みと確保方策】

幼稚園在園児以外を対象の一時預かり		単位	平成30年度	平成31年度
量の見込み	年間延べ日数	人日	936	935
確保方策	一時預かり事業(在園児対象型を除く)	人日	936	935
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)	人日	0	0
	子育て短期支援事業(トワイライト)	人日	0	0

⑦ 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	単位	平成30年度	平成31年度
量の見込み(利用実人数)	人	235	232
確保方策(実施体制)	実施機関:市及び委託 委託団体等:助産師会		

⑧ 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業等です。

【量の見込みと確保方策】

	単位	平成30年度	平成31年度
量の見込み(利用実人数)	人	5	5
確保方策(実施体制)	実施体制:5人 実施機関:市及び委託 委託団体等:朝来市社会福祉協議会		

第5章 計画の推進に向けて

1 各主体の役割

本計画の基本理念である「障害のある人もない人も、ともに理解し合い、支えあいながら、いつまでも安心して暮らせるまちづくり」を実現するため、施策の推進にあたっては、市行政はもちろんのこと、障害者団体、企業等、地域、市民等がそれぞれつながり、協力しながら、社会全体の取組として進めていきます。

① 市行政の役割

障害のある人やその家族等のニーズを的確に把握し、一人一人の状態やニーズに対応したきめ細かな支援に努めます。

また、ともに理解し合い、支えあうための地域づくりを進めるため、条件整備に努めるとともに、障害のある人のまちづくりへの参加機会の拡充を図ります。

② 障害者団体、ボランティア団体等の役割

障害者団体は、各団体間での調整を図りながら、ピア活動や市民の障害に対する理解促進、障害者の社会参加の促進、行政等に対する障害のある人の生活の向上等に向け、様々な働きかけを行っていくことが期待されます。

また、ボランティア団体等については、障害のある人の身近な理解者として、必要な情報や支援の提供を行うとともに、地域において障害のある人やその家族等と支えあいの活動を進めていくことが期待されます。

③ 企業等の役割

障害のある人がいきいきと充実した生活を送ることができるよう、職場で働くにあたっての支障を改善するなど合理的配慮を図り、雇用の拡大に努めることが期待されます。

また、地域を構成する一員として、障害のある人が住みやすい、利用しやすい地域づくりへの取組が期待されます。

④ サービス提供事業者等の役割

サービス提供事業者は市行政等関係機関と連携し、障害のある人の特性や個々の状況に合った適切なサービスを提供するとともに、地域での自立した生活を送れるような支援を展開することが求められます。

⑤ 地域の役割

地域は、市民をはじめ団体、企業等様々な主体で構成されています。少子高齢化が進む中、地域に求められる期待は大きなものがあります。それぞれの地域で、誰もが互いにつながり合い、支えあいながら、障害があっても安心して生活できるよう、また、災害時の支援体制など、環境づくりに取り組むことが期待されます。

⑥ 市民の役割

障害のある人やその家族が、地域で孤立することがないように、市民一人一人が障害や障害のある人に関する正しい理解を深めることが必要です。

また、必要な情報を届けたり、見守りや交流など、相互に助け合う地域づくりに積極的に参加していくことが求められます。

2 連携体制の強化

① 関係機関、関係各課との連携

本計画の目標や見込量を達成するためには、障害福祉サービスをはじめ就労・雇用、教育等関連分野との連携が特に重要であることから、庁内の関係各課との連携・調整を一層進めていきます。

とりわけ、本計画では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築や医療的ケアの必要な子どもへの対応の充実を図るため、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することが成果目標となっています。

また、上位・関連計画や、今後策定される計画との連携を図り、社会経済環境や住民ニーズの変化に対応した適切な事業の推進を図ります。

② 国、県、近隣市との連携

本計画の内容は、本市単独で達成できないものも含まれています。国、兵庫県の事業や施設を利用することが必要なものや、近隣の自治体と協働することにより、より効果的な事業展開を図ることができるものについては、関係機関との連携を図り、きめ細かなサービスの提供に努めます。

また、広域的な対応が望ましい施策については、近隣市との連携を進め、効果的な推進を図ります。

さらに、事業の安定的な運営のため、国や県に対する制度改善や財政措置の充実を要望していきます。

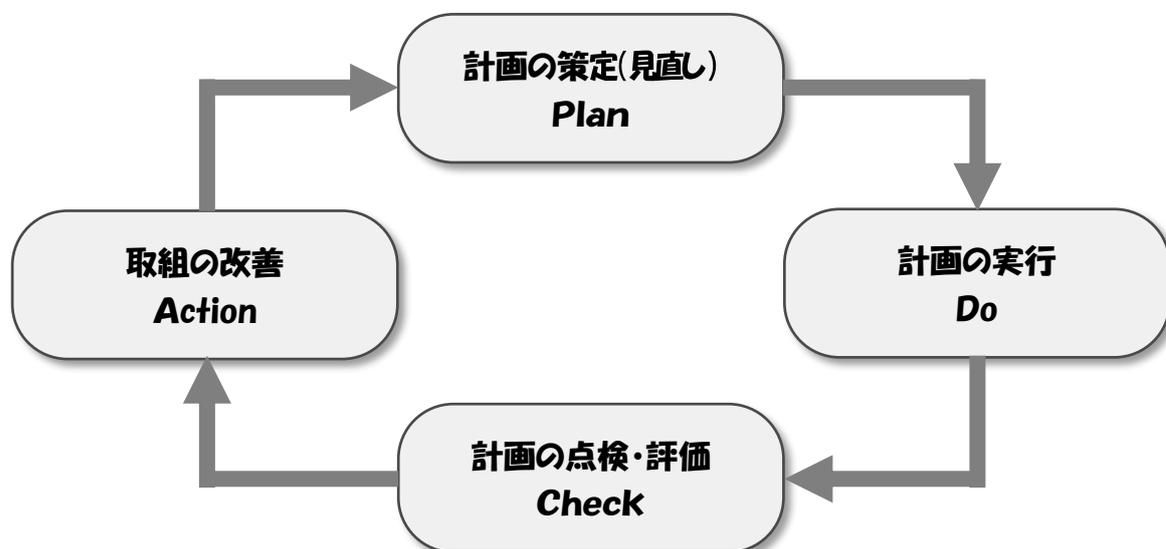
3 計画の進行管理

本計画の進行管理は、関連分野の他の事業計画等とも連携を図りながら、計画内容の点検・評価を行っていきます。

点検・評価はPDCAサイクルに基づき、計画（Plan）を立て、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Action）を行うという一連の流れにより進めます。成果目標や活動指標について、少なくとも年1回はその実績を把握し、計画の着実な推進に努めます。

また、養父市と共同設置している「南但馬自立支援協議会」においても毎年意見をうかがい、評価を受けるものとします。

■PDCAサイクルによる進捗状況の把握・分析・評価



資料編

1 計画策定の経過

年月日	内 容
平成29年8月16日	第1回 第3期朝来市障害者計画及び第5期朝来市障害福祉計画策定検討委員会 【議事】 (1) 制度改正・計画策定検討について (2) アンケート調査について (3) 第4期障害福祉計画における実績報告 (4) 計画策定検討スケジュールについて
平成29年9月8日～ 10月初旬	障害のある人へのアンケート調査 市内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者全員を対象に、18歳未満と18歳以上の2種類の調査を実施。両調査ともに郵送配布・郵送回収
平成29年11月16日	第2回 第3期朝来市障害者計画及び第5期朝来市障害福祉計画策定検討委員会 【議事】 (1) 目次構成（案）と体系について検討 (2) 第1章の素案について検討 (3) 第2章「基本的な考え方」について検討 ①項目1「基本理念」 ②項目2「基本目標」 (4) その他
平成30年1月24日	第3回 第3期朝来市障害者計画及び第5期朝来市障害福祉計画策定検討委員会 【議事】 素案について ①第3章 施策の展開 ②第4章 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画 ③第5章 計画の推進に向けて
平成30年1月30日 ～2月20日	計画素案について市民意見を募集 閲覧場所は、市のホームページ、社会福祉課の窓口、各支所地域振興課の窓口
平成30年3月8日	第4回 第3期朝来市障害者計画及び第5期朝来市障害福祉計画策定検討委員会 【議事】 (1) パブリックコメントの結果報告 (2) 計画案の最終確認 (3) その他

■委員名簿

(五十音順・敬称略)

区 分	氏 名	所属・役職名
医療関係者	三浦 治郎	朝来市医師会 副会長
医療関係者	森本 敏文	南但歯科医師会 副会長
障害保健福祉関係者	◎久木田 憲彦	社会福祉法人 神戸聖隷福祉事業団 和生園 施設長
障害保健福祉関係者	松下 憲司	朝来市身体障害者福祉協会 会長
障害保健福祉関係者	谷井 章子	社会福祉法人 朝来市社会福祉協議会 あおぞら 施設長
公共的団体を代表 する者	○安積 茂	朝来市民生委員児童委員連合会 副会長
障害保健福祉関係者	松岡 和哉	社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団 出石精和園 課長付主査
障害保健福祉関係者	谷川 晃	朝来市手をつなぐ育成会 会長
障害保健福祉関係者	藤本 松野	なんたんひまわり家族会 副会長
学識経験者	安達 忠良	兵庫県和田山特別支援学校 進路指導部長
公募	藤本 武宏	一般公募
関係行政機関	川端 丈彦	兵庫県豊岡こども家庭センター 所長補佐兼家庭・育成支援課長
関係行政機関	田畑 茂美	兵庫県但馬県民局朝来健康福祉事務所 地域保健課長
関係行政機関	芦田 隆男	豊岡公共職業安定所和田山分室 就職促進指導官

◎委員長 ○副委員長

朝来市障害者計画・障害福祉計画策定検討委員会要綱

（設置）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者計画」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉サービスの提供体制の確保その他同法に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「障害福祉計画」という。）の策定に係る必要な意見交換等を行い、市長に報告することを目的として、朝来市障害者計画・障害福祉計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画の策定に関する意見交換
- (2) 障害者計画及び障害福祉計画の策定のために必要な調査研究に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 障害保健福祉関係者
- (4) 行政機関を代表する者
- (5) 公共的団体を代表する者
- (6) 公募による市民
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、その所掌事務について必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年6月15日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この告示の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

2 用語の説明

あ行

【ICT】(60・70ページ)

Information and Communication Technologyの略。パソコンやインターネット等を用いた情報通信技術。ITとほぼ同様の意味ですが、ネットワークを利用したコミュニケーションの重大性が増大しているため、Communicationという言葉を入れたICTが用いられています。

【アクセシビリティ】(37・55・70・71ページ)

自分の行きたいところへ移動できること、情報を自由にもらえて、きちんとした説明を受けることができること、自分の伝えたいことを必要な支援を受けながら伝えられること。

【アセスメント】(41ページ)

障害者本人や家族の話を聞きながら、希望する生活を実現するために本当に必要なものは何なのかを明らかにしていく過程をいい、サービス提供等援助活動を行う前に行われる評価、あるいは課題分析のこと。

【意思決定支援ガイドライン】(40・69ページ)

事業者がサービス等利用計画や個別支援計画を作成してサービスを提供する際の障害者の意思決定支援についての考え方を整理し、相談支援や、施設入所支援等の障害福祉サービスの現場において意思決定支援がより具体的に行われるための基本的考え方や姿勢、方法、配慮されるべき事項等を整理し、事業者がサービスを提供する際に必要とされる意思決定支援の枠組みを示すことにより、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的として厚生労働省が作成したもの。その中で、意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいうと定義しています。

【一元的】(39ページ)

一般的には、一つの中心によって全体が統一されているさまをいいますが、障害福祉サービス等の関連では、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害等、障害の種別によらないで、障害福祉サービス等を提供できるようにすること。

【一般就労】(3・37・62・63・77・78・86・92ページ)

障害者自立支援法に基づき国が定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の中で、一般就労とは、一般に企業等への就職（就労継続支援A型の利用は除く）や在宅就労、自らの起業をいいます。

【医療的ケア】(4・20・29・30・43・46・59・82・110・115ページ)

重度の障害のある人や高齢者が受ける介護の中で医療的な介護行為を医療的ケアといいます。具体的な医療的ケアとは、たん吸引(口腔、気管等)、経管栄養(鼻の管からの栄養注入)、胃ろう(お腹から胃に小さな穴を形成し栄養注入)等が該当します。上記の他に未だ容認されていない医療的行為に摘便、浣腸等もあげられます。

【インクルーシブ教育】(38・58ページ)

子どもたち一人一人が多様であることを前提に、障害の有無にかかわらず、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で学べることを目指す教育理念と実践プロセスのことをいいます。

【ウェブサイト】(71ページ)

インターネット上で展開されている、情報の集合体としてのホームページ。また、そのインターネット上での場所のこと。

か行

【キャリア教育】(59ページ)

子どもたちが生きる力を身につけ、それぞれが直面するさまざまな課題に対応し、社会人として自立できるようにするための教育活動のことをいいます。

【共生型サービス】(5ページ)

平成29年5月26日に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、障がいのある人が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点や、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、社会保障審議会介護保険部会等において議論を行い、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどについて、高齢者や障害児者がともに利用できる「共生型サービス」を創設することが盛り込まれました。具体的には、介護保険または障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくなるようにするものであり、各事業所は、地域の高齢者や障害児者のニーズを踏まえて、指定を受けるかどうか判断することとなります。

【ゲートキーパー】(33・51ページ)

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を行うことができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

【ケアマネジメント】(106ページ)

利用者一人一人のニーズに合った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できる様々な資源を最大限に活用して組み合わせ、調整すること。

【健康寿命】（33ページ）

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことをいいます。平均寿命から日常生活に制限があり支援や介護が必要となる期間を差し引いた寿命のこと。

【権利擁護】（37・38・68・69・83・97・99ページ）

意思能力が十分でないため、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい知的障害者や認知症高齢者などが、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うこと。

【高次脳機能障害】（7・20・21・39・72・84ページ）

脳の機能の中で、生命維持に関わる基礎的な生理学的機能（血液の流れの速度、呼吸や体温の調整、覚醒リズム、運動調整等）に対し、注意・感情・記憶・行動等の認知機能を高次脳機能と呼びます。その高次脳機能が、交通事故や頭部のけが、脳卒中等で脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶等の機能に障害が起きた状態を、高次脳機能障害といいます。

【コーディネーター】（30・58・110ページ）

ものごとを調整する役の人のことです。また、異なる立場の人々の間の合意を形成したり、多くの人の参加を促進する役割を果たしたりする人のことをいいます。

【こども家庭センター】（42ページ）

児童福祉法第12条に規定する児童相談所のこと。兵庫県では平成17年4月から、広く家庭問題に対応していくため名称を「こどもセンター」から「こども家庭センター」に改称しました。0歳から18歳未満の子どもと家庭の問題について相談援助活動を展開しています。

さ行**【災害時要援護者】**（34・56ページ）

災害時に、必要な情報を迅速・的確に把握して自らを守るため安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人のことです。

【サポートファイル】（42ページ）

障害のある人や支援の必要な人が、生涯にわたり安心して安全な生活を送ることや、教育をはじめとした一貫性のある支援が受けられることをめざして作成される、生育歴など詳細かつ正確な情報を記録するもの。

【児童発達支援センター】（81・106ページ）

就学前の障害のある子どもが、日常生活における基本的動作の指導、知識・技術を取得し、集団生活に適應できるように支援を行う通所施設です。また、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域支援の拠点となっています。

【市民後見人】（40ページ）

市民後見人について、兵庫県では「地域で暮らす判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等の権利擁護を図るため、身近な地域で権利擁護の観点から支援を行う社会

貢献の精神を持った市民」であり、「家庭裁判所より後見人等（保佐人・補助人を含む。以下「後見人等」という。）としての選任を受けた者」と定義付けています。

【社会的障壁】（4・7・68・70・98ページ）

障害のある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念など一切のもの。

【重度心身障害】（4・7・16・30・50ページ）

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害とといいます。

【障害者就業・生活支援センター】（42・62ページ）

就業を希望する障害のある人に、就職するための相談支援や生活支援を一体的に実施する支援拠点のこと。

【自立支援医療】（18・50・64・83ページ）

心身の障害の状態を軽減することなどを目的に給付される医療費。精神通院医療費、身体障害者の更生医療費、障害児の育成医療費から構成されます。

【（地域）自立支援協議会】（42・63・75・97・100・116ページ）

障害のある人の生活を支援していくため、障害福祉サービス事業者や教育、就労などの関係者により構成され、地域で生活する障害のある人の支援体制における課題について情報共有、連携などが図られる場。

【身体障害】（7・11・20・22・26・29・30・42・65・72・79・84・86ページ）

身体機能に何らかの障害があり、日常生活に制約がある状態をいいます。身体障害者福祉法では、①視覚障害、②聴覚・平衡機能障害、③音声・言語・そしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤内部機能の障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害）の5つに分類されています。

【身体障害者手帳】（8・10・11・12・13・16・19・48ページ）

身体に障害（身体障害者福祉法により規定）のある人に対し、その更生を援助し、福祉を増進するために交付しているもの。

【スクールカウンセラー】（58ページ）

児童生徒の心の悩みに対応することを目的とする専門家の総称。精神科医のほか、学校教育相談学会が認定する学校カウンセラー、日本教育心理学会が認定する学校心理士、財団法人日本心理士資格認定協会が認定する臨床心理士などがあります。

【スクールソーシャルワーカー】（58ページ）

カウンセリングは本人の心の葛藤に視点を置き、受容、傾聴的態度で接することによって本人の心の葛藤を解消する支援方法であるのに対し、ソーシャルワーカーは本人が抱えている問題の原因が環境にあるという観点で介入し、本人と福祉・医療などを結びつけることによって問題を解決していきます。家庭訪問だけでなく、福祉・医療機関などへの同行、子どもが何を

求めているのかの代弁なども行います。

【生活習慣病】 (48ページ)

食生活や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に大きく関与する慢性の病気のこと（がん、脳血管疾患、心疾患等）。従来は加齢に注目して行政用語として用いられてきた「成人病」を、生活習慣という要素に着目して捉え直し、「生活習慣病」という呼称を用いるようになったものです。

【精神障害】 (3・7・17・20・22・26・36・40・42・41・47・51・52・62・67・71・75・79・84・86・93・95・115ページ)

統合失調症、気分障害（うつ病等）等の様々な精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいいます。

【精神障害者保健福祉手帳】 (8・10・17・18ページ)

一定の精神障害の状態にあることを証明するもので、この手帳を取得することにより、支援を受けやすくなり、精神障害者の自立と社会参加を促進するための手助けとなるもの。

【精神デイケア】 (52ページ)

精神障害のある人の社会生活機能の回復を目的として、個々に応じたプログラムに従ってグループごとに治療します。

【成年後見制度】 (3・27・37・40・69・83・97・100ページ)

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、本人の同意なく結ばれた不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度。制度を利用するためには、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行うことになります。なお、身寄りのいない人の場合、市町村長に申立て権が付与されています。

た行**【地域包括ケアシステム】** (5・41・52・75・115ページ)

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療、介護、福祉サービスを含む様々な生活支援サービスが日常生活の場（介護保険の日常生活圏域など）で、適切に提供されるような地域での体制のこと。

【地域生活支援拠点等】 (43・44・76ページ)

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた拠点施設あるいは単独機能施設の集合体をいいます。

【知的障害】 (3・7・14・20・22・26・29・30・40・42・54・67・71・79・84・86・93ページ)

知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）に現れ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいいます。

【特別支援学校】(8・29・58・60・63ページ)

障害の程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校のことで、学校教育法第8章「特別支援教育」の第72条には「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」と定められています。

【トライアル雇用】(62ページ)

一定期間の試行的雇用。障害者雇用をためらっている事業所に対して、試行雇用の形での受け入れを要請し、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりとするもの。

な行

【内部障害】(13・33・48・72ページ)

身体障害者福祉法に定められた身体障害のうち、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の7つの障害の総称です。

【難病】(1・7・10・19・20・21・38・39・53・66・84・86ページ)

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことをいいます。昭和47年の厚生省（当時）の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義しています。なお、障害者総合支援法では、難病等（難治性疾患克服研究事業の対象である130の疾患と関節リウマチ）も障害のある人の定義に加えられました（平成25年4月1日施行）。平成27年1月には、障害福祉サービスの対象疾病は、130疾病から151疾病に、同年7月1日からは332疾病に、平成29年4月1日からは358疾病に順次拡大されています。また、平成26年5月30日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が公布され、平成27年1月1日から新しい医療費助成制度が始まり、対象となる疾病は、平成27年1月1日よりそれまでの56疾病から110疾病となり、平成27年7月1日からは306疾病に、平成29年4月1日からは330疾病に拡大されました。

【認知症】(3・56・69・72ページ)

脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力などが徐々に低下して日常生活に支障をきたすようになった状態をいいます。

【認定こども園】(49・111ページ)

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることができます。

は行**【発達障害】**（4・7・10・20・21・30・39・40・45・47・72ページ）

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされています。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害等がこれに含まれます。

【発達障害者支援センター】（20・42ページ）

発達障害のある人・その家族等を総合的に支援するため設置された支援拠点で、相談に応じるとともに、関係者の研修や関係機関等との連携等により地域の総合的な支援体制づくりの役割を担います。

【パブリックコメント】（9ページ）

行政機関が政策の立案等を行おうとする際に、その案を公表して広く意見を求め、これらについて提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う一連の手続のことです。

【バリアフリー】（45・54・55・70ページ）

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。

【ピアカウンセリング】（42ページ）

障害者自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の障害者の相談・支援に応じ、問題の解決を図ることをいう。ピア＝仲間の意味。

【ピアサポート】（42・47ページ）

障害者が自らの経験を生かし、悩みを持つ障害者を支援すること。

【避難行動要支援者】（56ページ）

障害者等の防災施策において配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のこと。平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられました。

【福祉的就労】（37・63・64・80ページ）

障害者の就労形態の一つ。各種施設や小規模作業所等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

【法人後見人】（40ページ）

個人ではなく、福祉の事務に関して専門的な知識や能力、体制などを備えた法人を成年後見人等として選任すること。法人は社会福祉協議会、福祉関係の公益法人、社会福祉法人のほか、成年後見人等の事務を行うために設立された公益法人、NPO法人等が対象となります。

【(障害者) 法定雇用率】(3・34・62・63ページ)

障害者雇用促進法によって、民間企業、国、地方公共団体は、その「常時雇用している労働者数」の一定の割合（法定雇用率）に相当する人数以上の身体障害者、知的障害者を雇用することが義務づけられています。常時雇用している労働者とは、期間の定めのある労働者も、事実上1年を超えて雇用されている、あるいは雇用されることが見込まれるものも含まれます。20時間以上30時間未満の労働時間のパートタイマーも短時間労働者として算定基礎に含まれます。法改正に伴い、平成30年度からは精神障害者を算定基礎に追加されることが決まっています。

ま行

【モニタリング】(41ページ)

ケアプランに沿って提供されるサービスが利用者のニーズにうまく対応できているかどうか確認し、チェックすること。

や行

【ユニバーサルデザイン】(55・58ページ)

性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、すべての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していこうという考え方で、バリアフリーの考え方をさらに進めたものです。施設や設備などにとどまらず、誰もが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもあります。

ら行

【ライフステージ】(39・61ページ)

乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、高齢期など、人が生まれてから死ぬまでの各段階のこと。

【療育】(34・39・45・46・48・112ページ)

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障害のある児童・その家族、障害に関し心配のある人等を対象に、障害の早期発見・早期治療または訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談・指導・診断・検査・訓練等の支援を行うこと

【療育手帳】(8・10・14・15・16ページ)

知的障害者（児）に対して一貫した指導相談や援助を受けやすくするためのもの。

【レスパイト】(88ページ)

乳幼児や障害児者、高齢者などを在宅でケアしている家族の心身の負担の軽減を図るため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービスのことをいいます。施設への短期入所や自宅への介護人派遣などがあります。

第3期朝来市障害者計画
第5期朝来市障害福祉計画

平成30年3月

発行：朝来市

編集：朝来市 健康福祉部 社会福祉課

〒669-5292

兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1

TEL 079-672-3301（代表）

FAX 079-672-4041

